

小田原市中心市街地活性化基本計画



平成 25 年 3 月 神奈川県小田原市

平成25年3月29日 認定

平成26年7月29日 変更

平成26年11月27日 変更

平成27年7月31日 変更

平成28年3月15日 変更

平成29年3月24日 変更

< 目 次 >

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 小田原市の概要	1
(1) 歴史	1
(2) 位置・地勢	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
(1) 中心市街地の概況	3
(2) 中心市街地におけるこれまでの取組み	4
(3) 中心市街地の既存ストック	12
(4) 統計的データによる把握・分析	18
(5) 地域住民等のニーズの把握・分析	28
(6) 中心市街地における課題	35
[3] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	37
(1) テーマと基本方針、目指すべき将来像	37
(2) 将来像を見据えたゾーン形成	38
2. 中心市街地の位置及び区域	40
[1] 位置	40
[2] 区域	41
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	42
3. 中心市街地活性化の目標	52
[1] 基本方針と施策	52
[2] 計画期間	55
[3] 数値目標	55
(1) 訪れたいくなる・歩きたいくなるまちづくり	55
(2) 住みたいくなる・暮らしやすいまちづくり	64
4. 土地区画整事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	68
[1] 市街地の整備改善の必要性	68
(1) 現状分析	68
(2) 市街地の整備改善の必要性	68
(3) フォローアップの考え方	68

[2] 具体的事業の内容 -----	69
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	69
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	69
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	69
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	69
(4) 国の支援がないその他の事業	75
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 -----	78
[1] 都市福利施設を整備の必要性 -----	78
(1) 現状分析	78
(2) 都市福利施設を整備の必要性	78
(3) フォローアップの考え方	78
[2] 具体的事業の内容 -----	78
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	78
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	79
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	81
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	81
(4) 国の支援がないその他の事業	83
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 -----	84
[1] 街なか居住の推進の必要性 -----	84
(1) 現状分析	84
(2) 街なか居住の推進の必要性	84
(3) フォローアップの考え方	84
[2] 具体的事業の内容 -----	84
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	84
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	85
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	85
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	85
(4) 国の支援がないその他の事業	86
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 -----	90
[1] 商業の活性化の必要性 -----	90
(1) 現状分析	90
(2) 商業の活性化の必要性	90
(3) フォローアップの考え方	90
[2] 具体的事業の内容 -----	90
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	90

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	91
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	94
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	94
(4) 国の支援がないその他の事業	95
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 -----	112
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 -----	112
(1) 現状分析	112
(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	112
(3) フォローアップの考え方	112
[2] 具体的事業の内容 -----	112
(1) 法に定める特例の措置に関連する事業	112
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	112
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	113
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	113
(4) 国の支援がないその他の事業	114
資料 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 -----	115
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 -----	116
[1] 市町村の推進体制の整備等 -----	116
(1) 小田原市における庁内の推進体制	116
[2] 中心市街地活性化協議会などに関する事項 -----	117
(1) 小田原市中心市街地活性化協議会の概要	117
(2) 合同会社まち元気小田原の概要	125
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 -----	125
(1) 中心市街地活性化フォーラムなどの開催	125
(2) 地域ニーズの把握	126
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 -----	128
[1] 都市機能の集積の考え方 -----	128
(1) 第5次小田原市総合計画『おだわらTRYプラン』における考え方	128
(2) 小田原市都市計画マスタープランにおける考え方	128
[2] 都市計画手法の活用 -----	128
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 -----	129
(1) 中心市街地における都市福利施設の立地状況	129
(2) 大規模小売店舗などの立地状況など	129
(3) 既存ストックの有効活用	130
[4] 都市機能の集積のための事業等 -----	130

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 -----	132
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 -----	132
[2] 都市計画等との調和 -----	132
1 2. 認定基準に適合していることの説明 -----	134

○基本計画の名称：小田原市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：神奈川県小田原市

○計画期間：平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 小田原市の概要

(1) 歴史

本市は、市内外の遺跡や古文書などにより歴史をさかのぼると、原始・古代より人々が居住していたことがうかがわれ、古くから“ムラ”や“まち”が形成されていた。

平安時代末期には、足柄道と箱根道の分岐点（合流点）に位置し、酒匂川の渡渉地として交通の要地であった酒匂が宿駅として栄えたが、鎌倉時代中期以降になると、箱根越えが東海道の本道として用いられるようになったことから、東海道筋にあたる小田原も多くの人々が行き交うようになった。

室町時代の明応 4（1495）年には、伊勢宗瑞（北条早雲）が小田原城に入城し、戦国時代には関東一円を支配した戦国大名北条氏の本拠となってからは城下町として栄えた。

江戸時代には、江戸幕府の西の守りを固める譜代大名が治めた小田原藩が置かれ、江戸に近い地方都市であった。城下町の人口は最も多い 17 世紀末（元禄期）で、武士・町人層を合わせて 2 万人弱と推定され、東海道では江戸出発後の旅人が初めて立ち寄る都市だった。交通網や宿場などの交通施設の整備により、交通の要衝として、人や物の交流が活発に行われるようになった。



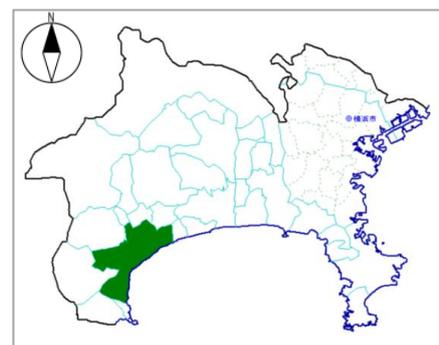
小田原城天守閣

明治 4（1871）年の廃藩置県により、260 年にわたる小田原藩は終焉し、小田原に県庁が置かれ、明治 22（1889）年には、市制町村制に基づき、新玉町、万年町、緑町、幸町、十字町からなる小田原町が誕生した。大正 9（1920）年に小田原駅が開設されてから、小田原町内は活気に満ち溢れた。

このように、本市は古くから交通の要衝として栄え、明治維新後は、小田原の風光明媚・温暖な気候風土に価値を見出した政財界人の別荘・別邸が数多く構えられ、神奈川県西の要として発展を続けた。現代においては、東京までの距離が約 80km とあって神奈川県西部地域の生活拠点として、また富士・箱根・伊豆の観光交流拠点として、地域を担う地方中核都市となっている。

(2) 位置・地勢

本市は、神奈川県の南西端に位置し、東京から南西へ約 80 km の距離に位置し、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接している。昭和 15（1940）年に市制施行されて小田原市となったが、昭和 28（1953）年の「町村合併促進法」の施行により、小田原市は大きく市域を拡張した。現在、東西 17.5 km、南北 16.9 km で、その面積（114.06 k m²）



神奈川県内における小田原市の位置図



は神奈川県面積の 4.7%を占め、横浜市、相模原市、山北町、川崎市に次いで 5 番目の広さを有している。

酒匂川が流れる足柄平野を中心に、東は大磯丘陵の南西端である曾我丘陵と呼ばれる丘陵に、西は箱根に連なる火山の外輪山の跡である山地となっており、南は相模湾に面しているなど、市域は変化に富んだ地形となっている。また、背後に山地を控え、南部に相模湾を望んでいることから、年平均気温が 16℃前後と比較的温暖的な気候となっている。

また、本市を含む一帯は、湘南地域の西側に位置することから西湘地域とも呼ばれている。

[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の概況

江戸時代は小田原宿が東海道有数の宿場町としてにぎわい、大正9(1920)年に熱海線国府津・小田原間が開通し、さらには昭和9(1934)年に丹那トンネルが完成して小田原・沼津間が開通したことにより、熱海線は東海道線に改められ、小田原は交通の結節点として脚光を浴びるようになった。

これにともない、小田原駅周辺が商業活動の中心となり、昭和30年代以降、百貨店などの大型店が相次いで出店したことにより、店舗の集積がさらに進み、昭和51(1976)年には地下街も開設され、小田原駅周辺の中心市街地が県西部を商圈とする一大商業地となるに至った。

しかしながら、平成に入り、鴨宮駅周辺の川東地区や近隣市町に郊外型大型商業施設が次々に出店したことなどにもない、本市の中心市街地の商圈は徐々に縮小し、周辺商店街が衰退したり、駅前の百貨店が撤退したりするなど、平成17(2005)年6月に小田原ラスカが開店したものの、中心市街地の空洞化が生じている。

店舗名称	店舗面積	開業年月	撤退年月
箱根登山ベルジュ	2,216㎡	昭和34年10月	
クレディセゾン志澤店	7,599㎡	昭和43年9月	平成10年8月
長崎屋サンショッピングセンター小田原店	6,017㎡	昭和46年11月	平成20年4月
ナック小田原(新第一ビル・相産ビル)	6,315㎡	昭和47年11月	
アプリ(小田原ショッピングデパート)	11,691㎡	昭和47年11月	
丸井小田原店(小田原駅前ビル)	6,469㎡ (丸井小田原店外4店舗)	昭和50年2月	平成13年10月 (丸井小田原店のみ)
小田原地下街	2,281㎡	昭和51年11月	平成19年6月
エポ(小田原市栄町二丁目Aブロック商業ビル)	10,206㎡	平成5年4月	
小田原ラスカ	7,669㎡	平成17年6月	
ドン・キホーテ	6,017㎡	平成21年12月	

中心市街地における主な大規模小売店舗の出退店一覧(資料:小田原市産業政策課)

本計画で定める本市の中心市街地は、小田原駅周辺の商業・近隣商業地域(南側は小田原駅・JR東海道本線沿線以南の地域から海岸線まで、北側は小田原駅西口北側(城山1丁目)の地域、東西は浜町3丁目から南町4丁目までの地域)の約170haとしている。(「2. 中心市街地の位置及び区域」参照)

現在、中心市街地の土地利用は、小田原駅から御幸の浜に広がる区域の商業系、それらの周りに形成された住居系・商業系共存、あるいは住居系の土地利用となっている。



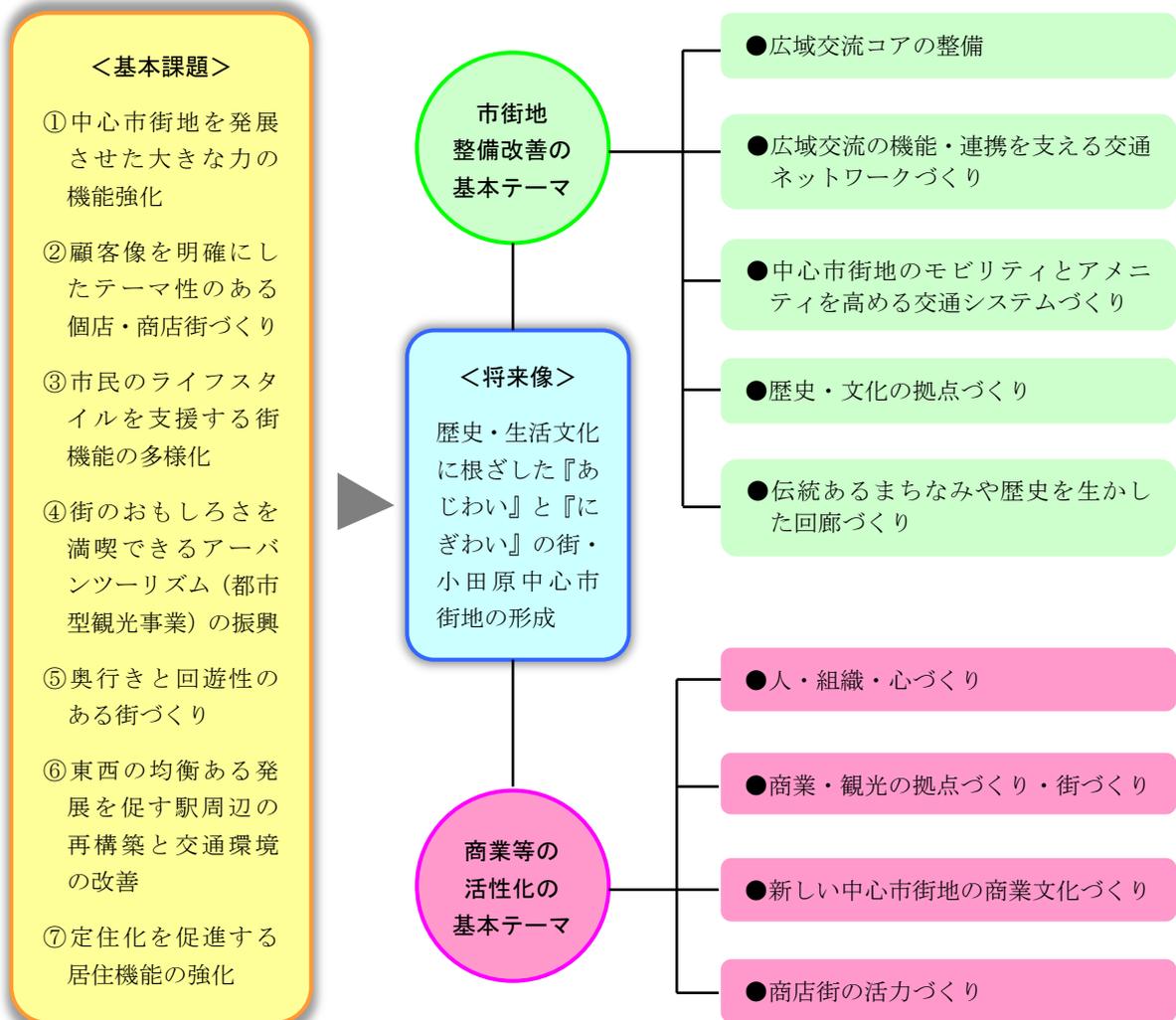
中心市街地の区域図

(2) 中心市街地におけるこれまでの取組み

本市の中心市街地における近年の取組みについては、基本的には、平成 11 (1999) 年 3 月に策定した小田原市中心市街地活性化基本計画 (以下、「旧基本計画」という。) に基づいて推進してきた。

この旧基本計画は、平成 10 (1998) 年 7 月に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等活性化の一体的推進に関する法律」のもと、中心市街地の特性や資源を最大限に活用した市街地の活性化を図り、市民はもとより来街者にとっても魅力的な地域を再生・創出することによって街のにぎわいを取り戻し、本市の観光・商業及び関連産業の活力ある発展を促すことを基本的な目的として策定したものである。

内容としては、計画期間を平成 22 (2010) 年まで、中心市街地の区域を小田原駅、箱根板橋駅周辺の商業・近隣商業地域及び市役所周辺を包括する地区の約 300ha としており、中心市街地の持つ「強み」と「弱み」を勘案したうえで7つの基本課題を抽出し、「歴史・生活文化に根ざした『あじわい』と『にぎわい』の街・小田原中心市街地の形成」を将来像とした。この将来像を実現するため、5つの「市街地整備改善の基本テーマ」と、4つの「商業等の活性化の基本テーマ」に基づき事業を行った。



小田原市中心市街地活性化基本計画 (平成 11 年 3 月策定、旧基本計画) の体系図

① 中心市街地を發展させた3つの大きな力（駅・城・高密商業系市街地）の機能強化

■ 小田原駅

平成 12（2000）年に工事着工した東西自由連絡通路（通称：アークロード）が平成 15（2003）年に開通し東西の往来が可能となり、平成 16（2004）年に工事着工したペDESTリアンデッキは平成 17（2005）年に整備が完了した。

また、アークロード内には小田原駅観光案内所を設置し、観光客の多様なニーズに対して効果的な情報提供が可能となるようサービス向上を図った。



観光案内所

■ 小田原城

平成 12（2000）～22（2010）年に、小田原城の大手筋にあたる馬出門・馬屋曲輪などの整備を行った。また、史跡内の民有地を買い上げて遺構を保護し、将来の整備に向けた環境を整えるとともに、史跡内の動物園の撤去及び移設を行うことにより、小田原城の歴史的・文化的な価値を高めた。

さらに、平成 13（2001）年に城址公園内に花菖蒲園を整備し、平成 17（2005）年からは花菖蒲園コンサートを開催するなど、城址公園の景観的魅力による新しい観光価値を創出した。



小田原城馬出門

■ 小田原駅東口お城通り地区再開発事業

平成元（1989）年 3 月に民間地権者及び市により「小田原駅東口お城通り地区再開発準備組合」を設立し、「小田原駅周辺地区整備基本計画」（昭和 61（1986）年 3 月）や県・市共同で策定した「広域交流拠点整備構想」（平成 11（1999）年 3 月）をもとに再開発事業を進めてきた。

また、平成 22（2010）年 3 月に完了した事業化検討調査業務の成果に基づき、同年 6～8 月にかけて事業者意向調査を実施した。その調査で得られた事業者からの意見などを踏まえ、同年 8 月の「基本的な事業化方針」の決定を経て、同年 10 月に基本的な地区整備方針として「基本構想」を策定した。

⇒【課題】アークロード内の流動客数や、城址公園入場者数及び天守閣入場者数は、増加しているにも関わらず、商店街の流動客数は減少していることなどが挙げられる。

② 顧客像を明確にしたテーマ性のある個店・商店街づくり

■ 小田原箱根商工会議所

商業者をはじめ消費者代表、自治会代表など多数の方々の意見を集約した形で平成 12（2000）年 2 月に「小田原 TMO 構想」を策定し、商工会議所内に小田原 TMO が設置された。小田原 TMO では、TMO 構想を実現し、中心市街地の活性化を推進するための民間組織として、市や関係機関などとも協力しながら、中心市街地の特性や資源を最大限に活用し、街の活性化や交流人口の増加など、小田原を中心とした地域経済の發展強化を目標に、小田原宿観光回遊バスの運行、ミュージアムショップの運営、花の商店街活性化事業、小田原の物産を活用した集客の場づくり、街づくりコンテストの開催、小田原ちゃん型ペットボトル「旅名水」の販売などの事業を行ってきた。

平成 17 (2005) ～19 (2007) 年度には、おもてなしマイスター研修を実施し、講座修了者を「おもてなしマイスター」として認定することで、生業（なりわい）にこだわりを持った商業活性化に向けた人づくりに取り組んできたほか、商店街へはアドバイザーを派遣し、各商店街の C I 戦略や将来像の形成を図り、企画立案能力や実現可能性を高めるための支援を行った。



旅名水

■小田原市商店街連合会

加盟する各商店会及び個店の情報提供、販売拡大を推進するための事業として、平成 12 (2000) 年度にインターネット事業「0465. net」を立ち上げ、平成 13 (2001) 年度には物品売買やオークション機能を付加したバーチャルモール「小田原市場. com」が拡充され、加盟店舗数 330、1 か月平均アクセス数 9,000 を数えた。イベントや観光情報などを幅広く扱うことで、地域随一のポータルサイトとして広く市内外のユーザーに利用されており、商店街及び個店の売り上げの増加、周知に寄与している。平成 16 (2004) 年度には新たな取組みとして二次元バーコードを活用したガイドブックを発行し、観光回遊拠点情報を含むインターネットサイトと連携し、個店や観光拠点などの魅力を紹介し、来街者の回遊性や滞留性を確保することに成功した。

さらに、平成 17 (2005) 年度には、サービス券つき無料情報誌「Ange (アンジュ)」(隔月発行：80,000 部) を発行し、新聞折込や市内のお店の店頭などで配布するなどして、新たな顧客開拓を図っており、インターネットの「0465. Net」とも連携した相乗効果を狙い、商業の活性化に寄与している。

また、平成 16 (2004) 年度からゴールデンウィークなどの観光シーズンに市内商店の出店や骨董市などによる小田原城北條六斎市を開催することで、市内外消費者への訴求を強めている。

■個別商店街の主な取組み

- ・竹の花商店会：周辺に多く立地するクリニックへ通院するための高齢者の通行者が多いこと、その方たちが竹の花商店会内店舗で「ついで買い」されることに着目し「お年寄りにやさしい商店街」をテーマとし、高齢者が「ついで買い」しやすい商品を店先に配置するなどの取組みを行った。
- ・ダイヤ街商店会：「人と環境にやさしい小さな感動の散歩道」をコンセプトにし、店舗前スペースを活用した季節に応じたイベントを設け、買物客が椅子に座ってゆっくり音楽を聴くことができるような取組みを行った。
- ・お堀端商店街振興組合：通行人の多くが小田原城を目的としていることに着目し、「お城に続く散歩道」といったコンセプトを見出し、樽に花を配したものを店頭に置いたり、小田原鋳物風鈴を飾ったり、季節に応じたおもてなしの取組みによる事業展開を図った。

⇒【課題】 TMOが取り組んだ事業のうち、現在も継続して行われている事業が少なく、活性化に効果を発揮する事業の取組みが少なかったこと、商店街アドバイザー派遣により C I 戦略や将来像の形成を図っても、人手不足・資金不足などから事業化へ結びついていないこと、廃業により、店舗が空いたままになったり、駐車場になったりすることで、商店街としての形成が保たれなくなっていることなどが挙げられる。

③市民のライフスタイルを支援する街機能の多様化

住民票・戸籍謄抄本の発行などを行う住民窓口として、平成5（1993）年に「小田原駅前窓口コーナー」を小田原駅前に開設し、平成15（2003）年には、小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）開通に伴い「アークロード市民窓口」として駅なかに移転し、市民生活の利便性向上に寄与している。

平成13（2001）～15（2003）年には、空き店舗活用支援を受けたチャレンジショップ事業として、女性経営者の育成を図るため、女性経営者による11店舗で「小田原ミュージアムショップ」が取り組まれた。

また、ライフスタイルによって必要となる機能が異なることから、平成10（1998）年に「おだわら国際交流ラウンジ」、平成13（2001）年に「おだわら市民活動サポートセンター」、平成16（2004）年には空き店舗を活用した「女性プラザ」、平成17（2005）年にも空き店舗を活用した「市民学習フロア」「おだわら街なか起業家支援センター」といった市民の活動拠点を充実させ、中心市街地の価値向上を図った。このうち、稼働率や費用対効果の観点から、市民学習フロアは平成23（2011）年1月をもって閉鎖、おだわら街なか起業家支援センターは平成23（2011）年2月に中心市街地内の他の空き店舗へ移転した。

⇒【課題】市民のライフスタイルを支援する施設を整備してきたが、市民活動の活発化など多様な市民活動への対応や、利便性と機能性を高めた施設の整備を、より進めていくことなどが挙げられる。

④街のおもしろさを満喫できるアーバンツーリズム

■小田原ブランド元気プロジェクト

内閣官房地域活性化統合事務局による「平成20年度地方の元気再生事業」に採択された「小田原ブランド元気プロジェクト」は、平成20（2008）～21（2009）年度は本市が経済産業省と委託契約を結び国の委託事業として実施したが、平成22（2010）年度以降は民間の自主事業として実施している。

本プロジェクトは、小田原の優れた地場産品である小田原漆器や箱根寄木細工などを生産する木製品の業界団体である（社）箱根物産連合会と、城下町小田原の歴史が育てた食文化を複合的に発信していくものである。事業は大きく分けて、「小田原手形」事業、「小田原どん」事業、「小田原の匠」事業の3つに区分できる。



小田原手形

<「小田原手形」事業>

QRコードと箱根寄木細工を施した携帯ストラップ型の木札を「小田原手形」と銘打ったもので、商店街の加盟店舗を利用する際に提示すると、料金割引やドリンクサービスなど、各店独自のサービスを受けられる。

<「小田原どん」事業>

“小田原の地場の食材を一品以上使用した”オリジナルのどんぶり料理を、“小田原地方の伝統工芸品である小田原漆器の食器”に盛って、“小田原をもっと好きにな



小田原どん

ってもらえるおもてなし”でお客様に饗することで「小田原どん」を名乗ることができ、現在、23 店舗で取り組んでいる。

< 「小田原の匠」事業 >

本プロジェクトを全国に発信するために構築したインターネットのポータルサイト『元気おだわら』において、小田原の伝統あるなりわい産業を担う職人の熟練した技を動画にして紹介するサイトを構築し、小田原ブランドの魅力をさらに発信している。

■小田原の“なりわい”

小田原の生活文化から生まれた“なりわい”に着眼し、昭和7（1932）年に建設された旧網問屋を平成13（2001）年9月に再整備した「小田原宿なりわい交流館」や、平成9（1997）年度から地域に根ざした店舗を「街かど博物館」として整備し、来街者に小田原の生活文化を感じてもらおう取組みを行っている。

⇒【課題】「小田原どん」や「小田原の匠」事業などに取り組んでいるものの、街のおもしろさを満喫できるさらなる資源の掘り起こしや認知性の向上を進め、継続して人を呼び込める仕掛けづくりを行っていくことなどが挙げられる。

⑤奥行きと回遊性のある街づくり

■小田原宿なりわい交流館

1階は市民や観光客の「お休み処」や市内の名所旧跡のパンフレット配布など情報発信場所として、2階は市民活動の発表の場などとして幅広く利用されており、中心市街地における回遊拠点として大きな役割を果たしている。



小田原宿なりわい交流館

■街かど博物館

地域産業の振興を図り、中心市街地の回遊性を向上させ、街なかの賑わいの創出を図っている。現在は、かまぼこ、漬物、和菓子、干物、塩辛、木工などの地場産業を主とした18館が街かど博物館として整備されている。

■街かどお休み処

平成15（2003）年から、中心市街地内において観光案内などを積極的に行う商店などを「街かどお休み処」として指定し、観光パンフレットなどを配置し「街かど観光案内所」機能に加え、店先にベンチを置くなどして、観光客などの休憩所として活用し、中心市街地を歩いて回る観光客へのサービス向上を図っており、現在までに33箇所を指定している。



街かど博物館（済生堂薬局小西本店）

■小田原宿観光回遊バス

平成14（2002）年度から、小田原TMOによる「小田原宿観光回遊バス」が春・秋の観光シーズンにあわせて観光スポットなどを結ぶ巡回バスとして運行し、平成20（2008）年度からは中心市街地整備推進機構の事業として実施しており、一夜城歴史公園、松永記念館（板橋地区）、小田原漁港（早川地区）、街かど博物館などの各拠点のネットワークの強化が図られ、観光客などの利便性の向上と中心市街地の回遊性の向上に寄与している。

■小田原漁港周辺

平成 15（2003）年 8 月、小田原漁港の近くに、特産物である「さかな」のイメージアップと鮮魚販売・その他小田原の名産品などの販売を行う「小田原さかなセンター」が開業した。これにより、以前から実施されていた「港の朝市」や魚のおいしい飲食店の存在とも相まって、小田原漁港周辺は小田原の新しい観光スポットのひとつとして多くの来街者を集めており、回遊拠点として中心市街地活性化に寄与している。

⇒【課題】 観光回遊バスや街かど博物館などの事業に取り組んでいるが、小田原の歴史や文化など、地域に根付いた人々のなりわいや生活を資源と捉え、まちなみやルートとして整備していくことで、いかに回遊性を向上させていくかということなどが挙げられる。

⑥東西の均衡ある発展を促す駅周辺の再構築と交通環境の改善

■アークロードとペDESTリアンデッキ

小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）が平成 15（2003）年に開通し、小田原駅東西の連携を図ることができるようになるとともに、小田原駅西口駅前広場を平成 16（2004）年に整備し、駅前ロータリー沿いにシェルターを設置し、駅とタクシーなど乗降場が傘をささずに往来できるようになったほか、平成 16（2004）～18（2006）年の小田原駅東口駅前広場整備にあわせ、ペDESTリアンデッキを平成 17（2005）年に整備した。



小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）

歩道の段差解消や東口駅前広場のペDESTリアンデッキ新設により、バリアフリー化を実現するとともに、バスアイランドの見直しを行うことで安全で便利な歩行者動線を確保し、利用者の利便性の向上が図られた。

■景観行政

本市は平成 17（2005）年 2 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18（2006）年 2 月に全国に先駆けて市域全域を対象とする景観計画及び景観条例を施行した。特に、中心市街地内の小田原城や小田原駅周辺については、景観計画重点区域として位置付け、建築物・工作物の建築などの届出に際して一件ごとの審査を行い、屋外広告物についても色彩の基準を取り入れた市条例により重点区域内の規制誘導を行っている。

平成 20（2008）年 3 月には、旧東海道筋である国道 1 号線沿道の自主的景観形成地区及びその周辺地区についても景観計画重点区域に位置付け、また、平成 22（2010）年 5 月には市域全域を対象とする市屋外広告物条例を施行し、美しいまちなみづくりを進めるとともに、電線類地中化による防災面の安全性や景観の向上が図られた。

⇒【課題】 アークロードの開通や東西駅前広場の整備で小田原駅を挟んだ東西の連携は図られるようになり、アークロード内の歩行者通行量は増えたものの、いかに街なかへ人の流れをつくるのか、その仕掛けや拠点づくりなどが挙げられる。

⑦定住化を促進する居住機能の強化

平成 15（2003）年度に、小田原の街なか居住のあり方を検討する場として「街なか居住研究会」を組織し、市民、学識経験者、行政間で街なか居住について活発な議論を行った。

平成 16（2004）年度には、市民のまちづくり気運の醸成を図るため、「街なか居住研究会成果報告会」を開催し、街なか居住研究会により示された今後のまちづくりの方針や街の将来像などを報告した。

⇒【課題】少子高齢化社会を迎え、市全体の人口が減少傾向にある中で、快適な居住環境の整備はもとより、防災・防犯、高齢者対策、子育て支援など総合的に住みやすい環境づくりを進めていくことなどが挙げられる。

「これまでの取組み」についてのまとめ（成果・反省と今後）

◆取組みの成果と反省

旧基本計画では、「市街地の改善」と「商業等の活性化」の2つに、大きくテーマを分けて事業を進めてきた。

まず、「市街地の整備改善」では、小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）、小田原駅東西駅前広場、小田原駅東口ペDESTリアンデッキなどの整備を行うとともに、小田原城馬出門・馬屋曲輪の整備や、景観計画重点区域の指定、さらには小田原宿観光回遊バスの運行などにより、広域交流や歴史・文化の拠点づくり、伝統あるまちなみや歴史を生かした回廊づくり、交通ネットワークやモビリティを高める交通システムづくりにおいて一定の成果があった。

次に、「商業等の活性化」では、小田原TMOが推進する事業、小田原ブランド元気プロジェクト、商店街連合会のインターネット及び無料情報誌の発行、小田原城北條六斎市の開催、個別商店街の取組み、小田原宿なりわい交流館や街かど博物館の整備、観光案内所の設置などにより、商業・観光の拠点づくり、商店街の活力づくり、人づくり・組織づくりなどにおいて一定の成果があった。

しかしながら一方で、小田原駅東口お城通り地区再開発、芸術文化創造センター（市民ホール）の整備、定住化促進などは事業が道半ばであるとともに、小田原地下街の営業終了、歴史的・文化的な地域資源の発掘とブラッシュアップ、小田原ちょうちん型ペットボトル「旅名水」の販売や街づくりコンテストなどのソフト事業終了など、新たな課題への取組みの必要性や事業の継続性、さらには、地域コミュニティの核を形成してきた商店街機能の低下など、反省すべき点も生じてきている。

◆これまでの取組みを踏まえて

これまで、ハード・ソフト両面にわたりさまざまな事業を実施してきたが、短い事業年限で終始している事業や廃止されている事業が多くあるとともに、依然として、中心市街地における年間商品販売額、事業所数、売場面積などが減少し、居住人口や歩行者及び自転車通行者数が伸び悩んでいる状況が続いている。

また、売上の低迷や後継者不足などにより空き店舗が増加し、商店街としての形成が保てなくなっていることや、少子高齢化の進展、東日本大震災後の人々意識の変化などにより、生活、福祉、防災などさまざまな対応が必要となっている。

こうした中で、旧基本計画の取組みの反省も踏まえ、道半ばとなっている事業のさらなる推進に努めるとともに、新たな課題への対応や、中心市街地に活気とにぎわいを取り戻していくためには、一過性のイベントなどの事業による一時的な活性化ではなく、取組みの継続と多様な主体間の連携による効果的な事業の展開、人々の生命、生活、暮らしぶりに根付いた継続性、蓄積性のある活性化策により、中心市街地や商店街コミュニティの再生を進めてく必要がある。

(3) 中心市街地の既存ストック

① 歴史的・文化的資源

明応4(1495)年に伊勢宗瑞(北条早雲)が小田原城に入城し、以後5代およそ100年にわたって小田原は東日本最大の城下町として繁栄し、江戸時代には、幕府の西の守りを固める譜代大名が治める小田原藩が置かれるとともに、東海道屈指の宿場町として発展した。明治維新後は、風光明媚・温暖な気候風土や鉄道の開通などにより、政財界人の別荘・別邸が数多く構えられた。

城下町、宿場町を礎として発展してきた本市の中心市街地には、「小田原城天守閣」「常盤木門」「銅門」「馬出門」、貴族院副議長を務めた黒田長成侯爵の別邸である「清閑亭」、幕末の志士で元宮内大臣である田中光顕伯爵の別邸を活用した「小田原文学館」などをはじめとした、歴史的・文化的な資源が豊富に存在している。



小田原城天守閣



清閑亭



小田原文学館

② 自然的・産業的資源

本市の東南から南にかけて相模湾が広がり、南西部は箱根外輪山から延びる山地・斜面・台地、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっている。

黒潮の影響もあり気候は温暖で、丘陵地やその周辺ではミカンやウメなどの果樹栽培が盛んに行われ、足柄平野では豊富で良質な水を資源とする水田農業や工場が営まれている。また、古くから沿岸漁業が盛んで、かまぼこ、削り節、干物などの水産加工品の製造・販売や、寄木・漆器・木象嵌などの木製品の匠の伝統の技が継承され、中心市街地でもこうした伝統的な産業文化に触れることができる「街かど博物館」(中心市街地には11館)や、旧網問屋を整備し市民や観光客のお休み処・活動の発表の場として活用されている「小田原宿なりわい交流館」をはじめとした、自然的・産業的な資源が豊富に存在している。



小田原漆器



街かど博物館 (籠常商店 (削り節))



小田原宿なりわい交流館

③ 景観的資源

歴史的、文化的、産業的資源が豊富に存在する中心市街地には、小田原城址、千度小路、西海子小路周辺をはじめとして、城下町・宿場町の名残を今に伝える街並みや佇まいが残されている。

本市は、平成 17（2005）年に景観法に基づく小田原市景観計画及び景観条例を制定したが、中心市街地については、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道 1 号本町・南町地区を景観計画重点区域として指定している。



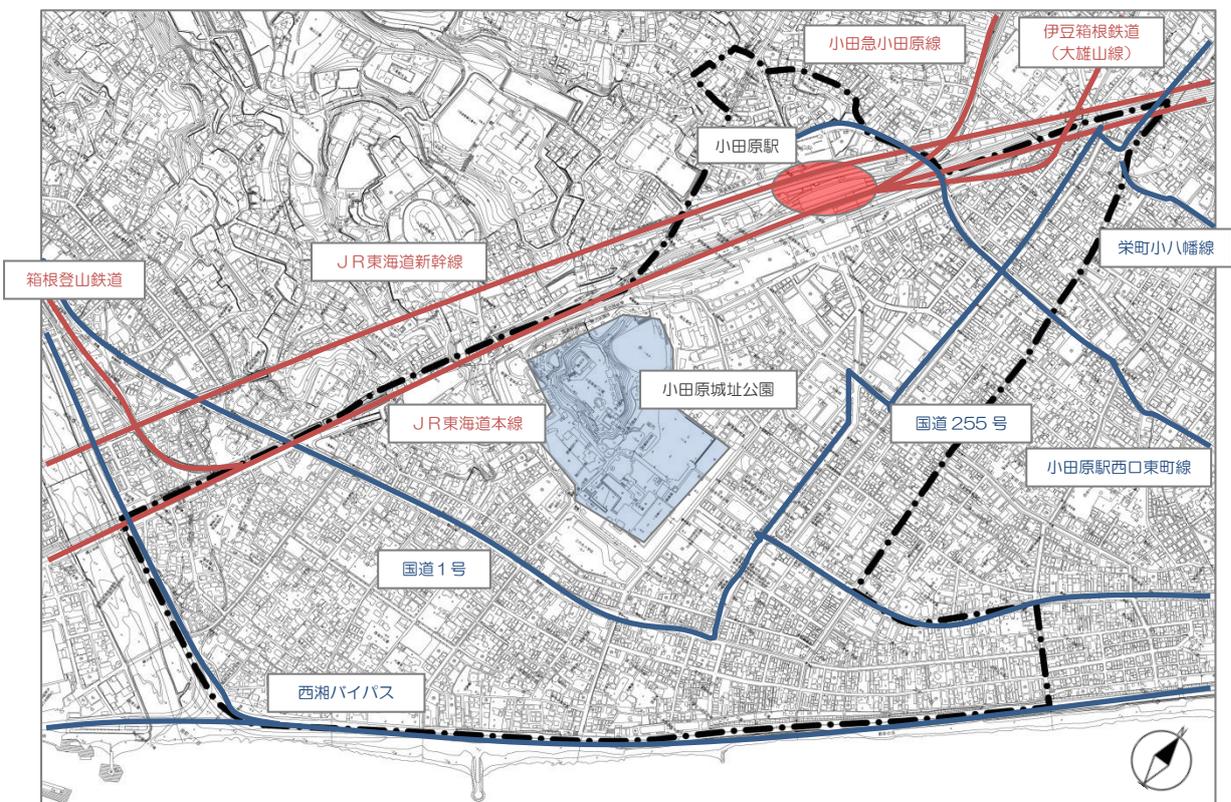
西海子小路

④ 社会資本資源

ア. 鉄道と道路

小田原駅には J R 東海道本線、J R 東海道新幹線、小田急小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道大雄山線の鉄道 5 路線が乗り入れをしており、1 日約 9.4 万人（平成 22 年度）が利用するターミナル駅としての役割を担っている。

また、道路網は、西湘バイパス、小田原厚木道路などの自動車専用道路が東西方向に配置され、外環状機能を有する穴部国府津線、環状機能を補完する栄町小八幡線、小田原駅西口東町線、国道 1 号、国道 255 号などが中心市街地へのアクセス道路として配置されている。



中心市街地における鉄道と道路

イ. 都市福利施設

中心市街地内には、小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）内にアークロード市民窓口があるほか、小田原公証役場、小田原公共職業安定所、法務省横浜地方検察庁小田原支部、横浜地方裁判所小田原支部、小田原簡易裁判所など、主として国の公共機関が多く立地している。

また、小田原市立図書館、小田原市郷土文化館、小田原市民会館、おだわら女性プラザ、おだわら市民活動サポートセンター、おだわら国際交流ラウンジ、小田原スポーツ会館、小田原市御幸の浜プールといった文化・スポーツ施設や、救急・入院機能を持つ複数の病院などの医療機関、小学校や高校、大学などの教育機関も立地している。

分類	主な施設		
公共機関	小田原駅	小田原市アークロード市民窓口	小田原市中央連絡所
	小田原市社会福祉センター	小田原公証役場	小田原公共職業安定所
	小田原警察署交番（小田原駅東口、西口、三の丸）	鉄道警察隊小田原分駐所	小田原市消防署南分署
	法務省横浜地方検察庁小田原支部	横浜地方裁判所小田原支部	小田原簡易裁判所
	横浜家庭裁判所小田原支部	小田原郵便局	日本政策金融公庫小田原支店
教育 子育て支援 機関	小田原市立城山乳児園	みどりの家愛児園	みゆき愛児園
	城山幼稚園	御濠端幼稚園	花園幼稚園
	おだびよ子育て支援センター	小田原市立三の丸小学校	新名学園旭丘高等学校
	国際医療福祉大学		
文化 スポーツ 施設	小田原城址公園	小田原市立図書館	小田原市郷土文化館
	小田原市民会館	小田原文学館・白秋童謡館	おだわら女性プラザ
	おだわら市民活動サポートセンター	おだわら国際交流ラウンジ	小田原スポーツ会館
	小田原市城内弓道場	小田原市御幸の浜プール	
医療機関	医療法人同愛会小澤病院	医療法人小林病院	医療法人社団温知会間中病院

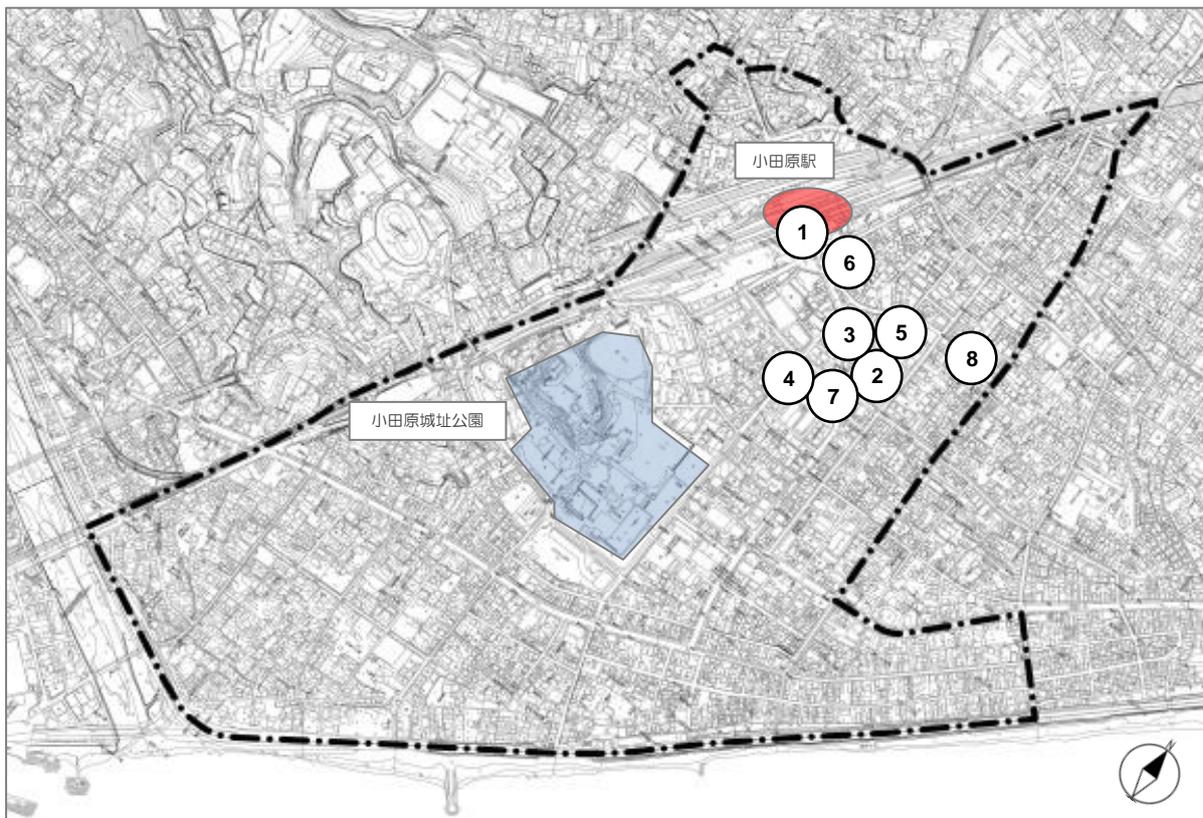
中心市街地における主な都市福利施設

ウ. 商業施設

大規模小売店舗は、小田原駅の駅ビルまたは駅東口の隣接地に立地しており、これを囲むように商店街が形成されている。この区域は小田原駅より概ね1km圏内にあり、商業・近隣商業地域の用途地域指定を受け、市内の商店街の60%にあたる24商店街が集中するとともに、店舗数においても市内店舗数の30%を超える850店舗余りが同地区内で営業し、売場面積においても全市域のうち約26%を占めている

店舗名称	所在地	店舗面積	開業年月
①小田原ラスカ	栄町 1-1-19 ほか	7,669 m ²	平成 17 年 6 月
②エポ (小田原市栄町二丁目Aブロック商業ビル)	栄町 2-9-39 ほか	10,206 m ²	平成 5 年 4 月
③ドン・キホーテ	栄町 2-8-15	6,017 m ²	平成 21 年 12 月
④ナック小田原 (新第一ビル・相産ビル)	栄町 1-14-48	6,315 m ²	昭和 47 年 11 月
⑤アプリ (小田原ショッピングデパート)	栄町 2-9-33	11,691 m ²	昭和 47 年 11 月
⑥箱根登山ベルジュ	栄町 2-1-2	2,216 m ²	昭和 34 年 10 月
⑦オービックビル	栄町 2-9-46	1,298 m ²	昭和 55 年 8 月
⑧茶半家具センター	栄町 2-12-35	1,028 m ²	昭和 44 年 9 月

中心市街地における大規模小売店舗一覧 ※平成 24 年 3 月 31 日現在
 (資料：神奈川県商業流通課『大規模小売店舗一覧』)

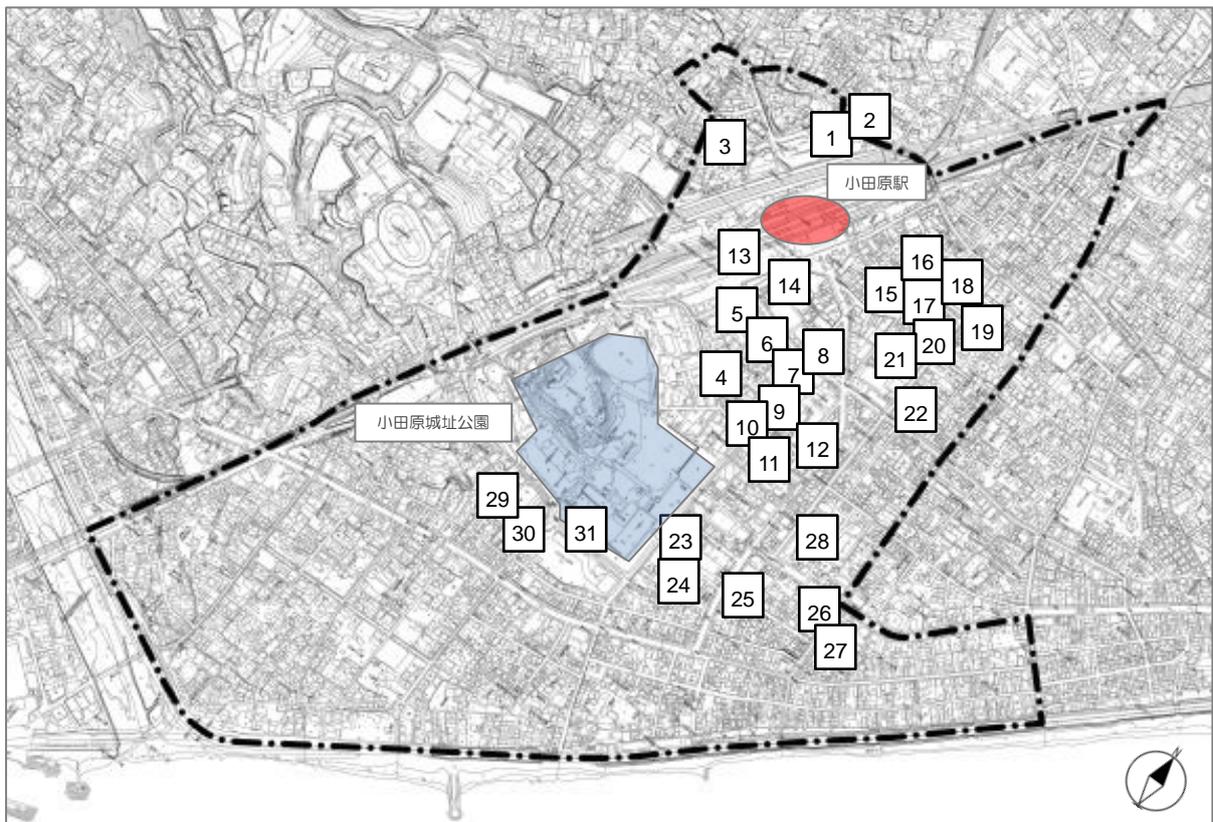


エ. 駐車施設

中心市街地における主な駐車場の分布状況は以下のとおりで、小田原駅や小田原城周辺に点在している。また、小田原城お茶壺橋（小峯橋）には観光バス専用駐車場と大型二輪車駐車場があり、さまざまな交通手段による観光客などの来街者に対応している。

1 小田急小田原第一駐車場	52 台	12 栄町駐車場	388 台	22 アップルパーク	50 台
2 杉山駐車場	66 台	13 東口臨時駐車場	298 台	23 本町臨時駐車場	40 台
3 ステーションパーキング	27 台	14 ショウワパーク小田原駅前	27 台	24 本町第二臨時駐車場	35 台
4 中野パーキング	41 台	15 タイムズ小田原第 5	30 台	25 さがみ信用金庫駐車場	58 台
5 大邦パーキング	73 台	16 やえい駐車場	71 台	26 パークインポケット	26 台
6 立川パーキング	56 台	17 宏和パーキング	30 台	27 パーキングマサ	41 台
7 箱根登山スカイパーキング	36 台	18 シティパーク小田原	64 台	28 ナビパーク小田原本町第 1	27 台
8 アットパーク小田原駅前	22 台	19 パーキングイシダ	24 台	29 三の丸駐車場	30 台
9 ザ・パーキング	27 台	20 アプリ駐車場	60 台	30 藤棚臨時駐車場	65 台
10 Kパーキング	92 台	21 小田原 EPO 駐車場	108 台	31 観光バス専用駐車場	20 台
11 ル・バルク	21 台				

中心市街地における主な駐車施設 [平成 24 年 11 月現在、収容台数 20 台以上]
 (資料：小田原市都市政策課)



⑤ ソフト事業と人的資源

市民のまちづくりへの参加意欲が高く、中心市街地の活性化については、市内の経済関係をはじめとした団体などがさまざまな事業を展開している。

小田原市商店街連合会の「小田原城北條六斎市」や「商店街フェア」、市民が出資して設立された合同会社まち元気小田原の「小田原マルシェ」や「宅配サービス事業」、ほっとファイブタウンによる「まちなか賑わいプロジェクト」、提供店連絡会による「小田原どん」、各商店会による活性化事業、館長連絡協議会による「街かど博物館体験ツアー」、各種組合などによる「梅まつり菓子展示会」「かまぼこ桜まつり」「小田原おでん祭り」、特定非営利活動法人小田原ガイド協会による「観光ガイド」、特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団による「清閑亭活用事業」などをはじめとしたソフト事業と、それに携わる人的な資源が蓄積されている。



小田原マルシェ



街かど博物館体験ツアー



小田原おでん祭り

「既存ストック」についてのまとめ

中心市街地には、地勢や歴史・文化に培われた自然的資源、産業的資源、歴史的・文化的資源、景観的資源が多く存在しているとともに、古くから交通の要衝として、県西地域の中心として栄えてきたことから、鉄道や道路、都市福利施設、商業施設などが充実している。

また、これらの物的資源や施設といったハード面だけでなく、それらを支える人的資源や事業、まちづくり活動、地域コミュニティなどのソフト面についても、同様に備わっていることがうかがえる。

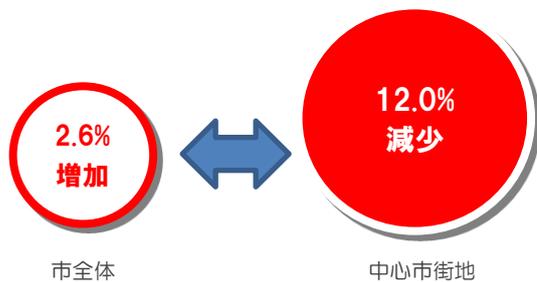
これらのストックは、中心市街地における生活利便性の面でも、中心市街地外からの誘客の面でも、本市の中心市街地の強みであり、その活性化の可能性を高める素材であることから、それらを十分に活かしていくべきである。

(4) 統計的データによる把握・分析

① 人口関連データ

ア. 人口及び世帯

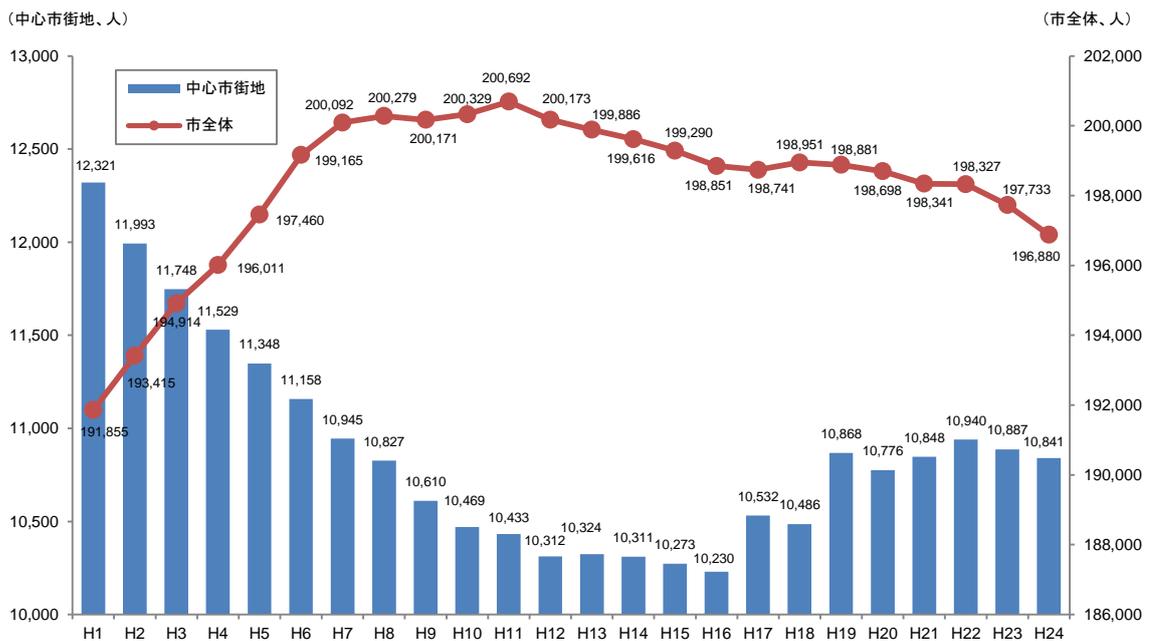
< 人口 (H1→H24) の増減 >



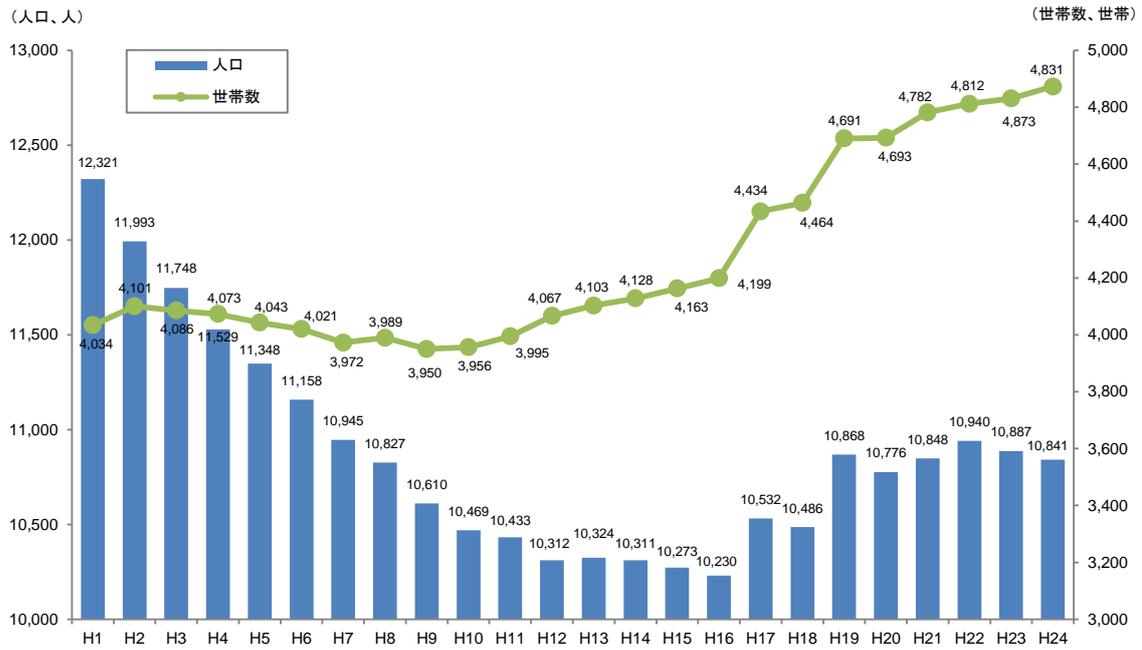
●人口は、中期的にみると、市全体では微増しているのに対し、中心市街地では大幅に減少しており、中心市街地の人口占有率も低下している。
 ⇒中心市街地における人口減少が著しいことを示している。

- ・市全体の人口は、平成 11 (1999) 年にピーク (200,692 人) を迎え、それ以降は少しずつ減少している。一方で、中心市街地の人口は、平成 16 (2004) 年まで減少の一途をたどっている。
- ・市全体における中心市街地の人口の占める割合 (占有率) も、平成元 (1989) 年の 6.4% から、平成 24 (2012) 年には 5.5% に減少している。
- ・これは、古くから形成された中心市街地であることによる既存住宅の老朽化や居住者の高齢化、さらには住宅圏の拡大などによるものと推察される。
- ・なお、中心市街地の人口及び世帯数は、平成 17 (2005) 年から増加に転じているが、これにはマンション需要の高まりと高度地区 (建築物の絶対高さの制限) の都市計画決定 (平成 17 年 6 月告示、平成 18 年 10 月施行) に伴う加速化があるものと推察される。

○高度地区 (建築物の絶対高さの制限) の都市計画決定に伴う加速と推察されるマンションは 4 棟 321 世帯
 ○中心市街地における 1 世帯当たりの人口 (平成 24 年) は約 2.22 人であることから、人口想定は 713 人 (321 世帯×2.22 人)
 ⇒これらを除くと、人口、世帯数とも、概ねそれまでのトレンドのとおりと見込まれる。



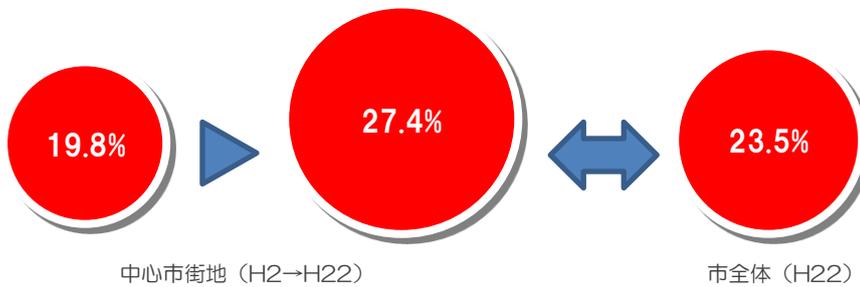
市全体と中心市街地の人口の推移 (資料: 小田原市統計月報 (各年 10 月 1 日現在))



中心市街地の人口と世帯の推移 (資料: 小田原市統計月報 (各年 10 月 1 日現在))

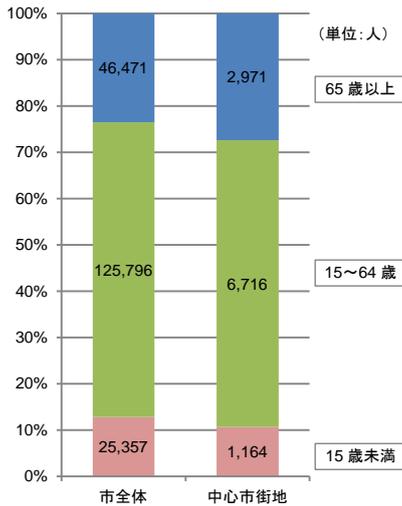
イ. 高齢化

< 中心市街地の高齢化率の推移と市全体との比較 >

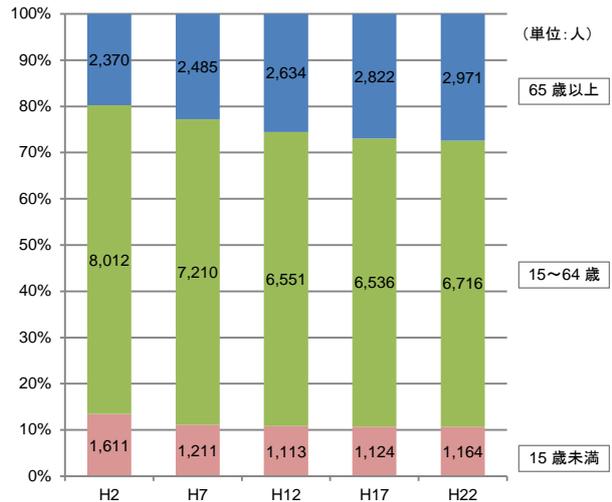


●中心市街地は、人口の減少とともに、最近 20 年間の推移をみても、市全体と比べても、高齢化率が上がっている。
 ⇒中心市街地における高齢化が進展していることを示している。

- ・年齢別人口構成比では、65 歳以上の割合を表す高齢化率が、市全体では 23.5%であるが、中心市街地は 27.4%と大きくなっている。
- ・中心市街地における高齢化率の推移をみても、平成 2 (1990) 年が 19.8%だったのに対し、平成 22 (2010) 年には 27.4%に上昇しており、この 20 年間で、5 人に 1 人にも満たなかった高齢者が 4 人に 1 人以上となっている。



H22 年齢区分別人口の割合
 (資料：平成 22 年国勢調査)

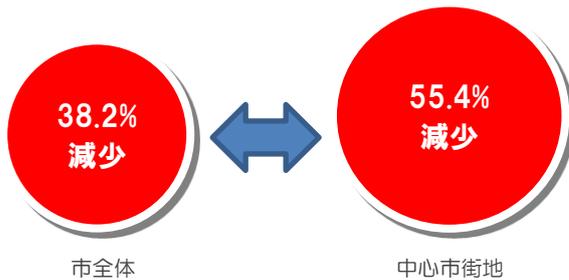


中心市街地の年齢区分別人口の推移
 (資料：国勢調査)

② 商業関連データ

ア. 年間商品販売額

< 年間商品販売額 (H3→H19) の増減 >

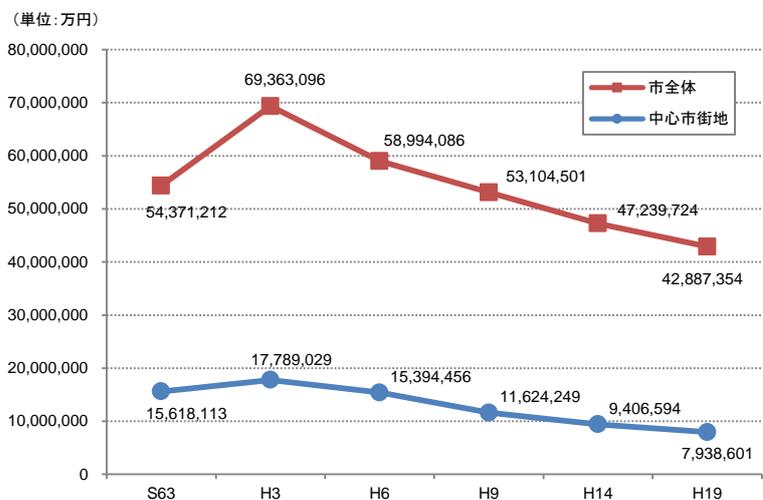


● 中心市街地における年間商品販売額は減少の一途であり、その減少率も市全体として非常に大きい。
 ⇒ 中心市街地における消費活動、購買力の低下が著しいことを示している。

・ 年間商品販売額は、市全体がピークである平成 3 年度の約 6,936.3 億円から平成 19 (2007) 年度には約 4,288.7 億円で 38.2%減少しているのに対し、中心市街地はピークである平成 3 (1991) 年度の約 1,778.9 億円から平成 19 (2007) 年度には約 793.8 億円で 55.4%減少している。

・ 中心市街地の占有率も、平成 3 (1991) 年度は 25.6% だったのに対し、平成 19 (2007) 年度は 18.5% にまで落ち込んでいる。

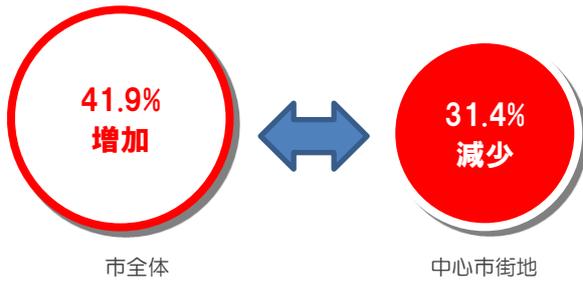
・ これは、バブル崩壊などの経済情勢や郊外への大規模小売店舗の進出、歩行者及び自転車通行者数や居住人口の減少などによるものと推察される。



年間商品販売額の推移 (資料：商業統計)

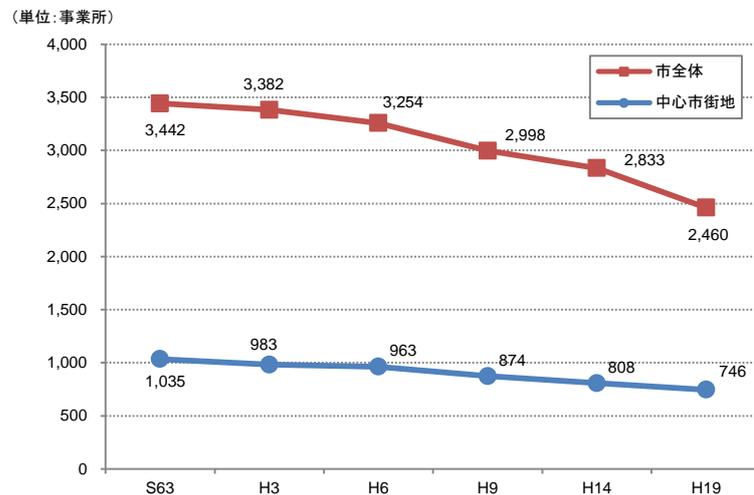
イ. 事業所（店舗）数及び売場面積

< 売場面積（S63→H19）の増減 >

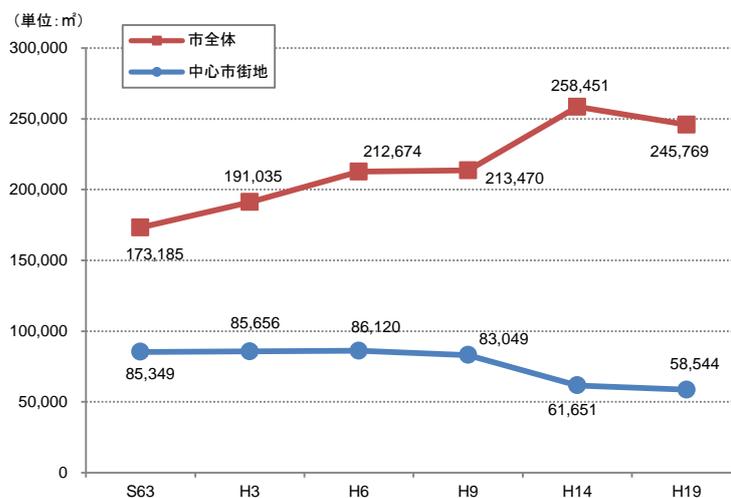


●中心市街地に売場面積は減少の一途であり、一方、市全体としては増加傾向にある。
 ⇒中心市街地の商圈の縮小と、販売力の低下が著しいことを示している。

- ・事業所（店舗）数は市全体も中心市街地も同程度減少しているが、売場面積は、市全体が4割以上増加している一方で、中心市街地は3割以上減少している。
- ・売場面積の中心市街地の占有率も、昭和63（1988）年度は49.3%で約5割であったのに対し、平成19（2007）年度は23.8%で、1/4以下にまで落ち込んでいる。
- ・中心市街地は、商品販売額が落ち込んでいるうえに、売場面積も縮小している状況にある。



事業所数の推移（資料：商業統計）



売場面積の推移（資料：商業統計）

ウ. 商店街流動客

< 中心市街地における商店街流動客数の推移 >

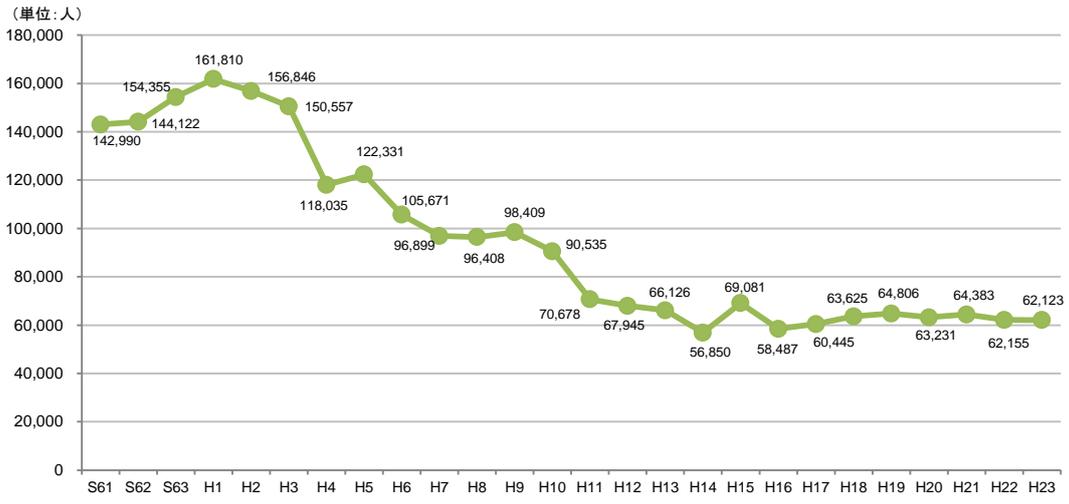


●中心市街地の通行量（商店街流動客数）は、大幅に減少しており、小田原駅から離れるほど少なくなっている。
 ⇒中心市街地における著しい消費活動、購買力の低下につながっていることを示している。

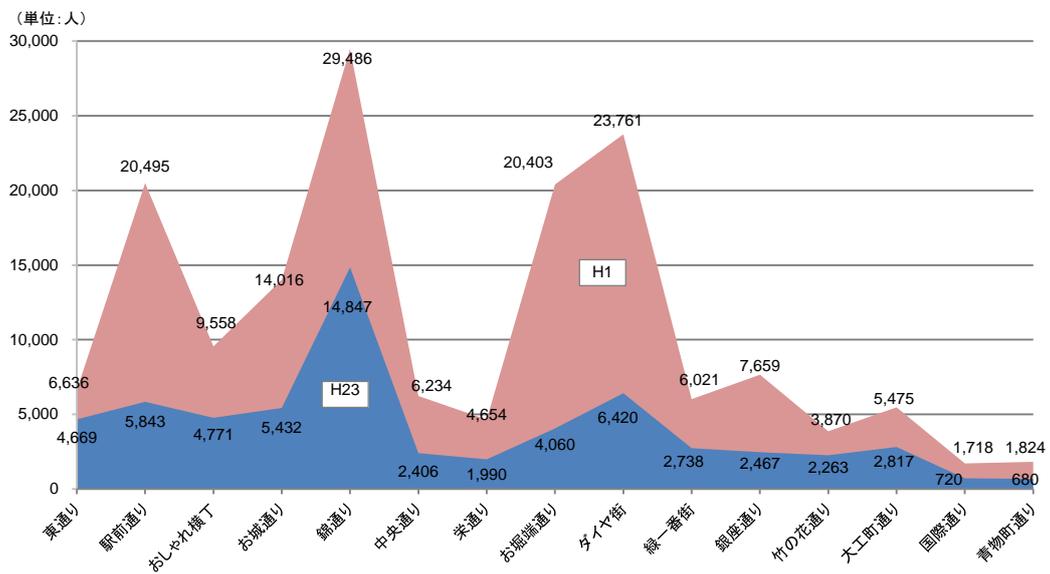
- ・ 中心市街地の商店街流動客数は、平成元（1989）年の161,810人から、平成23（2011）年には62,123人となり、約10万人、61.6%減少しており、著しい衰退がみられる。
- ・ いずれの商店街も、昭和61（1986）年から平成3（1991）年あたりに流動客数のピークを迎えており、平成16（2006）年ごろまで減少の一途をたどり、その後、横ばいの状態が続いている。
- ・ 年度や商店街の位置によって多少の変動はみられるが、概括的には、小田原駅から離れるほど流動客数が少ないことが分かる。
- ・ これらは、郊外への大規模小売店舗の進出や、中心市街地の大規模小売店舗の相次ぐ撤退などの影響を受け、集客力と回遊性が低下していることなどによるものと推察される。

	平成元年	平成23年	増減率
東通り	6,636	4,669	-29.6%
駅前通り	20,495	5,843	-71.5%
おしゃれ横丁	9,558	4,771	-50.1%
お城通り	14,016	5,432	-61.2%
錦通り	29,486	14,847	-49.6%
中央通り	6,234	2,406	-61.4%
栄通り	4,654	1,990	-57.2%
お堀端通り	20,403	4,060	-80.1%
ダイヤ街	23,761	6,420	-73.0%
緑一番街	6,021	2,738	-54.5%
銀座通り	7,659	2,467	-67.8%
竹の花通り	3,870	2,263	-41.5%
大工町通り	5,475	2,817	-48.5%
国際通り	1,718	720	-58.1%
青物町通り	1,824	680	-62.7%
合計	161,810	62,123	-61.6%

中心市街地の各商店街の1日あたりの流動客数
 （資料：小田原駅周辺主要商店街流動客調査）

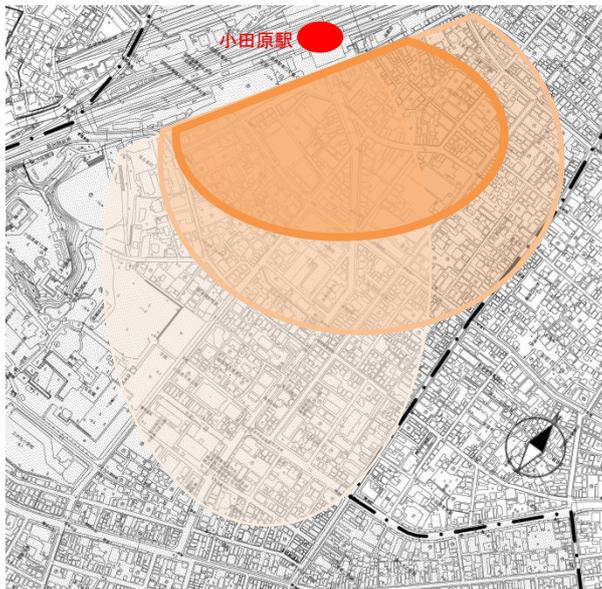


中心市街地の主要商店街の合計流動客数の推移 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)



【近】 ← 小田原駅からの概ねの距離 → 【遠】

中心市街地の主要商店街の流動客数の比較 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)



中心市街地の主要商店街の流動客数イメージ
 (資料: 平成 23 年小田原駅周辺主要商店街流動客調査)



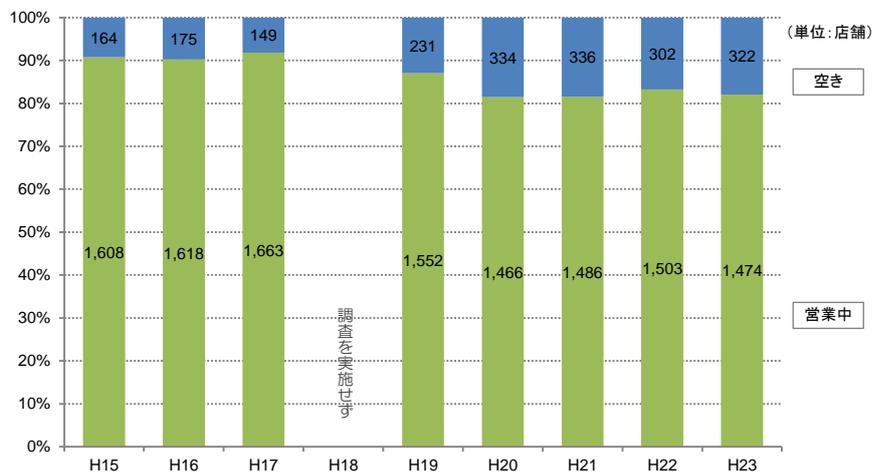
③ 土地・建物関連データ

ア. 空き店舗数・空き店舗率

< 中心市街地における空き店舗数、空き店舗率の推移 >



- ・中心市街地における店舗・オフィス系の建築物のうち、空きが322店舗、約18%（空店舗率）を占め、平成15（2003）年度に比べて96.3%増加している。
- ・この中には、通りに面した路面店も多く、中心市街地の商店街の空洞化を象徴する光景にもなっている。



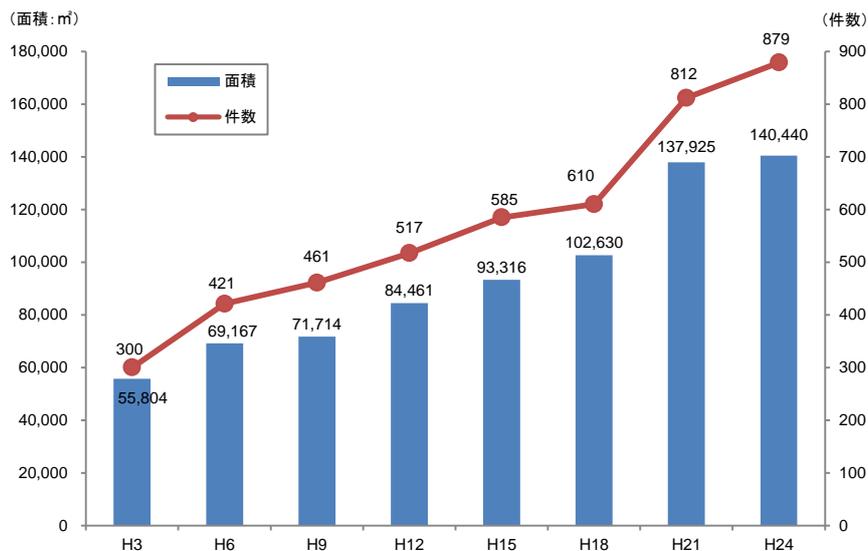
中心市街地における空店舗数の推移（資料：小田原市中心市街地商店街実態調査）

イ. 未利用地・低利用地

< 中心市街地における未利用地・低利用地の推移 >



- ・宅地のうちの更地や雑種地を未利用地、低利用地としてみると、中心市街地におけるそれらは、平成3（1991）年は55,804㎡であったのに対し、平成24（2012）年には140,440㎡に、151.7%増加している。
- ・これは、空き店舗の増加とともに、経済の低迷に伴う利活用の需要の減少や、経営者の高齢化や後継者不足などによるものと推察される。



中心市街地における更地（宅地）及び雑種地の推移
 （資料：小田原市資産税課（各年 1 月 1 日現在））

ウ. 地価水準

- ・ 中心市街地における地価は、平成 6（1994）年から平成 24（2012）年までの間で、各地点の平均で 71.8%減少しており、特に小田原駅周辺で比較的下落率が高い。
- ・ 一方で、近年は下げ止まりの傾向をみせている。

一 公示地価の推移一

（単位：千円/m²、各年 1 月 1 日現在）

区分	公示地点	平成 6 年	平成 12 年	平成 18 年	平成 24 年	増減率 (H6→H24)
商業地	1 栄町 2-1-29	3,340	1,460	710	696	-79.2%
商業地	2 栄町 2-15-22	595	259	170	162	-72.8%
商業地	3 栄町 1-13-18	1,500	569	231	217	-85.5%
商業地	4 南町 1-9-25	405	247	168	154	-62.0%
商業地	5 栄町 2-12-4	1,150	465	263	241	-79.0%
商業地	6 浜町 1-1-43	590	268	174	171	-71.0%
商業地	7 栄町 2-9-10	2,500	1,080	493	468	-81.3%
商業地	8 城山 1-14-1	809	383	212	204	-74.8%
住宅地	9 南町 2-4-28	285	227	166	169	-40.7%
平均						-71.8%

（資料：国土交通省地価公示）

④ 交流活動関連データ

ア. 小田原駅利用者数

＜ 小田原駅の1日あたり利用者数の推移 ＞



●小田原駅の利用者数が、最近20年で、1割以上減少している。
 ⇒小田原駅を利用する定住人口、交流人口の停滞、減少を示唆している。

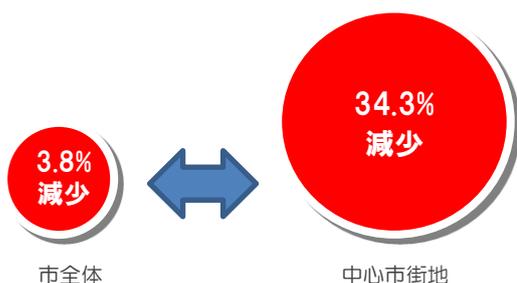
- ・小田原駅の1日あたりの乗車人員は、平成7(1995)年の108,902人をピークに、平成22(2010)年には94,082人にまで減少している一方、平成12(2000)年からはほぼ横ばいである。
- ・利用者には、定期利用と定期外利用があり、定住人口、交流人口の停滞、減少に影響していることが考えられる。



小田原駅の乗車人員(1日平均)の推移
 (資料:平成23年神奈川県交通関係資料集)

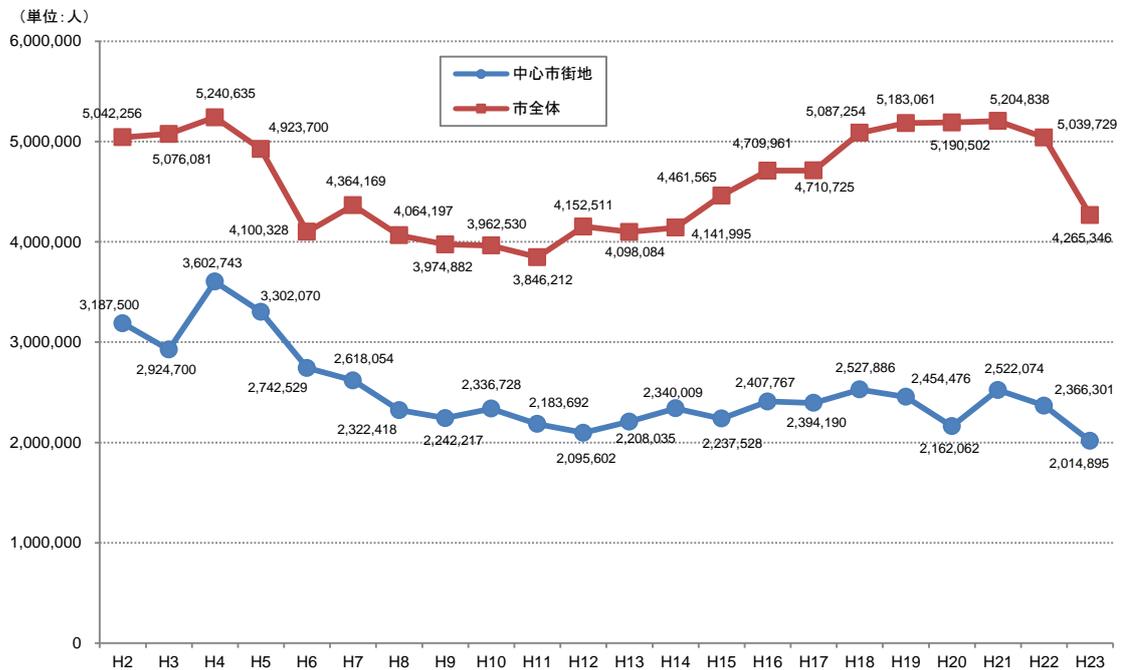
イ. 入込観光客数

＜ 入込観光客数の増減(H4→H22) ＞



●入込観光客数が、市全体では中期的には横ばい、短期的には増加傾向にあるのに対し、中心市街地では中期的には減少傾向、短期的にも横ばいとなっている。
 ⇒中心市街地の魅力の減退と、それによる回遊性、集客性の低下がうかがえる。

- 入込観光客数のピークである平成4(1992)年と平成22(2010)年(平成23(2011)年は東日本大震災の影響があるため除外)を比較すると、市全体では3.8%の減少(約20万人)にとどまっているのに対し、中心市街地では34.3%(約123万人)の減少となっている。



入込観光客数の推移(資料:神奈川県入込観光客調査)

「統計的データ」についてのまとめ

■ 中心市街地における商業活動の停滞、にぎわいの喪失

- 中心市街地における人口の減少や商店街流動客数の減少、入込観光客数の減少などが、商業活動の停滞やにぎわいの喪失につながっていることがうかがえる。
- このことは、年間商品販売額や売場面積が減少したり、空店舗や未利用・低利用地が増加したりしていることから、明らかである。

■ 中・長期的にみた中心市街地の再生

- ここで示したデータのすべてが中期的にみると(平成元年前後と比べると)中心市街地の衰退を示しているが、人口と世帯数、商店街流動客数、入込観光客数などについては、短期的にみると(ここ数年で比べると)微増か横ばいの傾向にある。
- しかしながら、昭和30~40年代に百貨店などの大型店の相次ぐ出店やそれに伴う店舗集積が進んだ本市の中心市街地の形成の経緯を踏まえると、中・長期的にみた中心市街地の再生を図っていく必要があるといえる。

(5) 地域住民等のニーズの把握・分析

① 総合計画策定時における市民アンケート（小田原市）

■調査目的

平成 23（2011）年度からスタートした第 5 次小田原市総合計画『おだわら TRY プラン』（平成 23 年 3 月）の策定にあたって、「まちづくりの基本理念・将来像」及び「まちづくりの目標」を定めるうえで不可欠であった「小田原の都市イメージ・魅力・課題」「地域活動への参加意欲」などに係る市民意識を把握するため

■調査方法

実施期間：平成 20（2008）年 9 月中旬から 11 月中旬

調査内容：自由記載による定性調査を基本

調査方法：学校や各種団体などを対象として配布、公共施設へのアンケート用紙配架、本市ホームページ上のWEBアンケート

配布数：7,030 枚

回収数：4,401 枚

回収率：62.6%

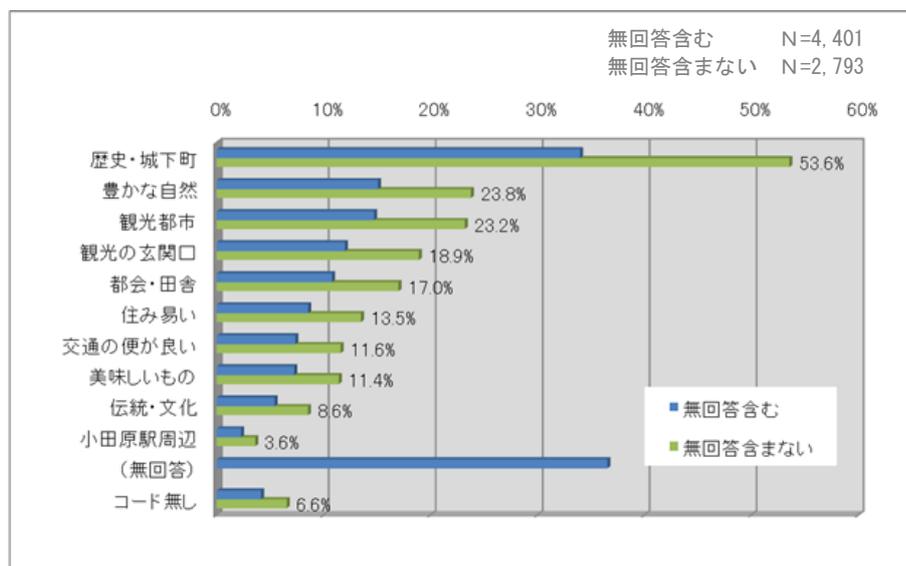
■分析方法

- ・設問に対する自由記述のテキストデータを単語などに分割し、その出現頻度や相関関係などにより解析するテキストマイニング手法で分析
- ・分析には、テキスト型データを計量的に分析するためのソフトウェアを使用

■アンケート結果（都市イメージなどの概要）

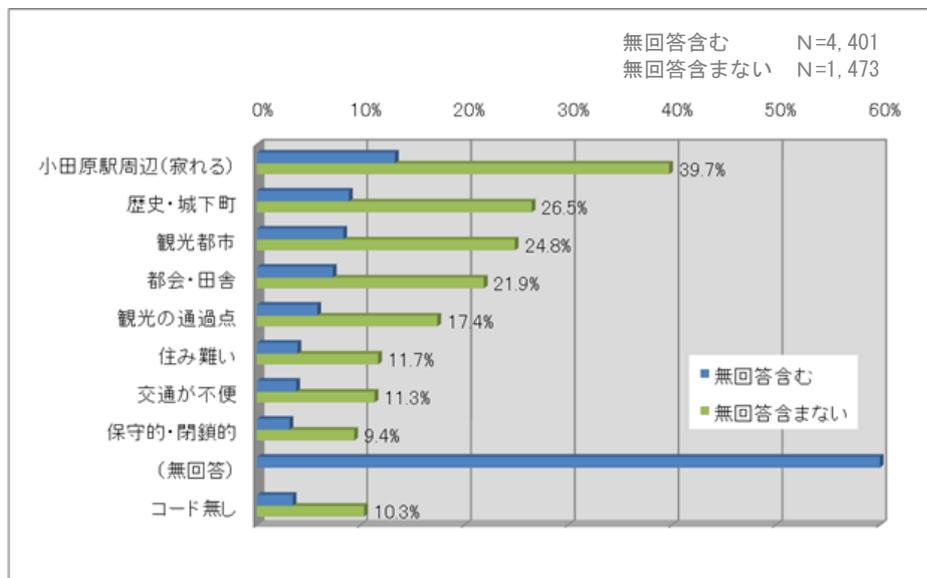
<（良い）都市イメージ>

「小田原城を中心とした歴史ある城下町」が 53.6%と突出している。次いで、「豊かな自然（山・川・海）に恵まれた街」「外国人をはじめ多くの観光客が訪れる観光都市」が 20%を超えている。



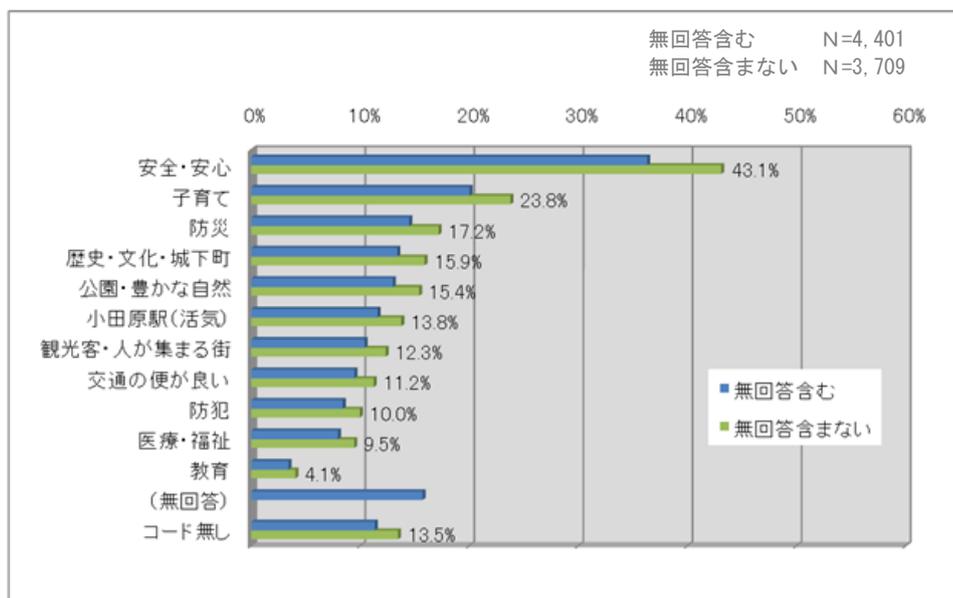
< (悪い) 都市イメージ >

「小田原駅周辺が寂れ、活気がない」が 39.7%で最も多く、次いで、「歴史ある城下町だが、それを活かさない街」「中途半端な観光都市」「都会でもなく田舎でもなく中途半端な街」が 20%を超えている。



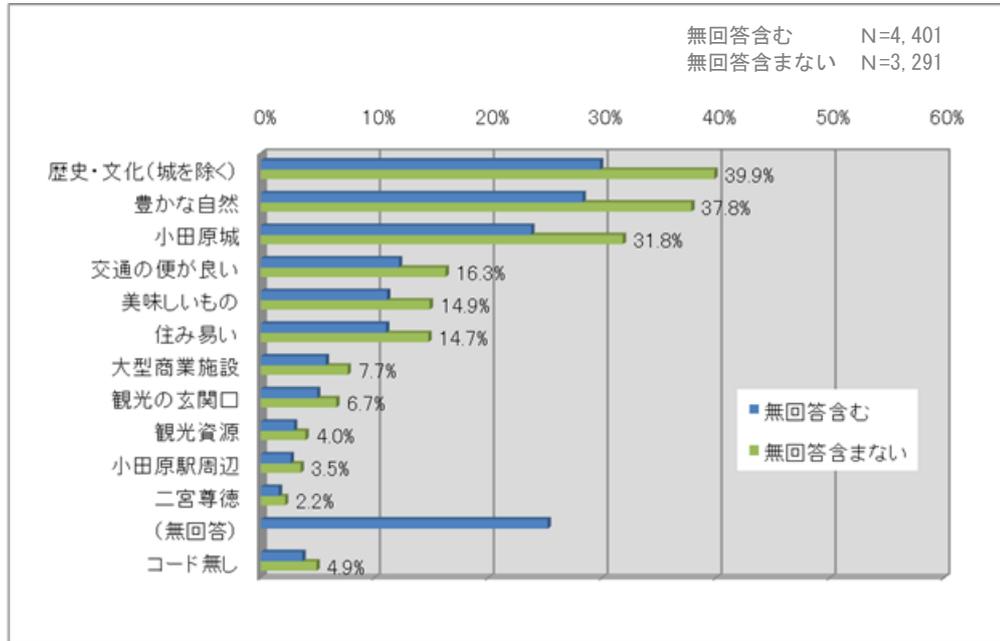
< 10~20年後の将来都市像 >

「子供やお年寄りに優しい、安全で安心して暮らせる街」が 43.1%で最も多く、次いで、「子供達が伸び伸びと遊べ、安心して子育てができる街」が 20%を超えている。



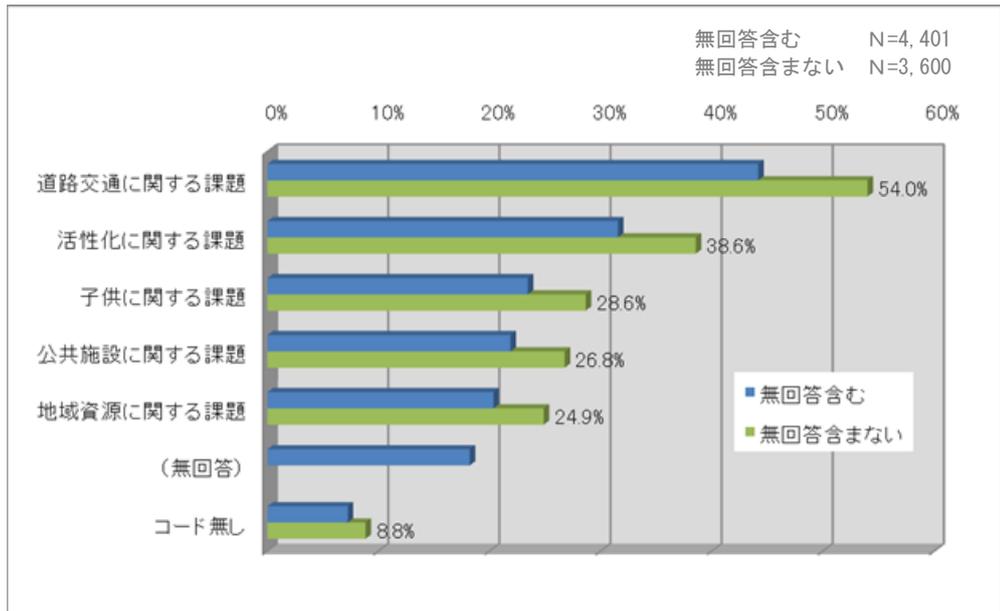
＜小田原の魅力・誇れる点＞

「豊富な歴史・文化遺産を有する城下町（城を除く）」が 39.9%と最も多く、次いで、「豊かな自然（海・山・川）に恵まれている」「小田原城」が 20%を超えている。



＜まちづくりの課題・改善点＞

「道路交通に関する課題」が 50.4%で最も多く、大きな分野で括っているため、その他いずれも 20%を超えている。



② 中心市街地活性化勉強会の報告・提言

■目的

平成 21（2009）年 4 月に小田原市中心市街地活性化協議会の開催したセミナーがきっかけとなった自主的な勉強会であり、参加者が小田原の住民として、事業者として、未来につなげる中心市街地活性化のためには「どんなまちにしたいか」「どのようなまちがふさわしいか」を討議する場として開催し、その結果を具体的に実行するための提言とした。

■開催時期と回数

平成 21（2009）年 5～12 月（全体会議 5 回、ランドデザインを考える分科会 9 回、地下街と駅周辺地域活性化分科会 8 回 開催）

■参加者

延べ 332 名

■主たる意見

- ・コンパクトなまちづくり
- ・街なかに出ていきたくなる小田原スタイルのまちづくり
- ・駐車場と案内表示、パークアンドライド
- ・ランドデザイン
 - 時代の流れとともに変遷をした小田原には各地区に根ざしたものがあり、さらに引き出していく。
 - ①東海道や甲州道、海との関係、②松原神社を中心とした大きな小田原の「へそ」、③江戸口・箱根口・井細田口の周辺地域にスポットを当てることでお城を広く囲んで発展したまちが形成される。
 - 松原神社を中心とした周辺が「小田原駅」「小田原城」と並ぶもう一つの核とすべき。
- ・公共でも民間でもできない中心市街地活性化の取組みを行う「まちづくり会社」の早急な立ち上げ（ギャンブル性がなく、公益性を保ちながらも会社として自立できる次のような事業を行う）
 - ①来街者のアクセス向上につながる事業
 - ②にぎわいを創出する事業
 - ③情報発信事業
 - ④魅力ある商業活性化を図る事業
 - ⑤人材育成事業

③ 中心市街地活性化戦略調査（小田原箱根商工会議所）

■調査目的

平成 18（2006）年にはいわゆる「まちづくり三法」が改正され、新たな中心市街地活性化の試みが模索され始めた中、本市においても、小田原箱根商工会議所を中心に民間主導の中心市街地活性化の方向性が検討され、「団塊の世代」に代表される「元気な中高年」をターゲットとする方向性が示された中で、今後の中心市街地活性化を議論、検討、推進していくうえで「小田原の実情や特性」「将来像」を明確にするため（平成 20（2008）年 2 月）

■調査方法

アンケート配布：合計 13,424 部配布

- ・市内の 255 単位自治会に対し、各自治会 5 世帯、各世帯 6 部の割当てで、自治会役員経由で 7,960 部配布
- ・市内で最近 5 年間に建設された総戸数 30 戸以上の集合住宅の計 1,066 戸に、各戸 4 部の割当てで、4,264 部をポスティング配布
- ・市内の協力企業に、各人 6 部の割当てで、1,200 部配布

アンケート回収：郵送による返送の結果、2,204 部の有効回答（回収率 16.4%）

■主な調査結果

<中心市街地の望ましい将来像>

テーマ	選択肢＝将来像の方向性	①	②
生鮮食料品 回答数：2,002	1. 商店街にある店が充実する	34%	26%
	2. 大型スーパーができる	35%	27%
	3. 「デパチカ」（デパートの地下食品売場）ができる	30%	23%
	4. どう変わっても増えない	33%	25%
衣料品 回答数：1,979	1. 商店街にある店が充実する	38%	30%
	2. 量販店（ユニクロやしまむらなど）ができる	36%	29%
	3. 高級ブランドショップができる	22%	18%
	4. どう変わっても増えない	29%	23%
家具・家電製品 回答数：1,958	1. 商店街にある店が充実する	21%	17%
	2. 量販店（ヨドバシカメラやビックカメラなど）ができる	53%	42%
	3. アンティークやアジアンの家具・雑貨店が増える	21%	17%
	4. どう変わっても増えない	30%	24%
営業形態 回答数：1,915	1. 郊外の大規模店と同じ品揃えになる	47%	36%
	2. 夜遅くまで営業する店が増える	40%	31%
	3. 高級品の品揃えを充実させる	19%	14%
	4. どう変わっても増えない	25%	19%
病院・介護・福祉 回答数：1,930	1. 病院の診療時間が延びる	59%	42%
	2. 保育施設が充実する	18%	13%
	3. 高齢者介護施設が充実する	40%	28%
	4. どう変わっても増えない	23%	17%

テーマ	選択肢＝将来像の方向性	①	②
飲食店 回答数：1,914	1. 小田原を売り物にした飲食店が増える	42%	33%
	2. 夜遅くまで営業する飲食店が増える	40%	32%
	3. 高級レストランが増える	21%	17%
	4. どう変わっても増えない	24%	19%
駐車場 回答数：1,959	1. 1時間300円程度の駐車場がもっと増える	19%	16%
	2. 無料駐車場が増える	76%	63%
	3. 路上のパーキングメータが増える	10%	8%
	4. どう変わっても増えない	15%	13%
イベント 回答数：1,866	1. 古くからの祭りにしぼって充実させる	35%	30%
	2. 一般市民が自由に参加できる祭りを増やす	43%	36%
	3. 一般市民が企画や運営に携われる祭りを増やす	16%	13%
	4. どう変わっても増えない	26%	22%
環境 回答数：1,969	1. 歴史を感じさせる町なみを広げる	60%	38%
	2. 子どもも遊べる公園などを増やす	40%	26%
	3. 街路樹など緑が増える	43%	27%
	4. どう変わっても増えない	13%	8%

※（複数回答のため）①は回答者数に対する割合、②は回答数に対する割合

将来像のイメージを、選択肢の順に次の4つの傾向に分類 ■改善志向 現在の商店街の商品やサービスを前提に、その「改善」を求める傾向 ■郊外志向 中心市街地に、量販店や大型店のような「郊外」型の商品やサービス求める傾向 ■高級志向 中心市街地に、百貨店のような、「高級」な商品やサービスを求める傾向 ■否定志向 中心市街地が足を向ける可能性を完全に「否定」する傾向	テーマ	改善志向	郊外志向	高級志向	否定志向
	生鮮食料品	34%	35%	30%	33%
	衣料品	38%	36%	22%	29%
	家具・家電製品	21%	53%	21%	30%
	営業形態	47%	40%	19%	25%
	病院・介護・福祉	59%	18%	40%	23%
	飲食店	42%	40%	21%	24%
	駐車場	19%	76%	10%	15%
	イベント	35%	43%	16%	26%
	環境	60%	40%	43%	13%

<小田原駅周辺での観光の認知度と満足度>

	最近5年間 行ったこと あり	行ってみたい + また行きたい	「また」 行きたい	「これから」 行きたい	行った + 「これから」	認知度 満足度	回答計
小田原城天守閣	51%	21%	32%	7%	28%	低低	2,065
小田原駅周辺まちあるき	42%	26%	42%	8%	24%	低低	2,066
街かど博物館	16%	15%	44%	9%	12%	低低	2,065
ひものやかまぼこの製作体験	8%	12%	30%	11%	9%	低低	2,066
寄木細工やちょうちんの製作体験	6%	14%	28%	13%	9%	低低	2,066

	最近5年間 行ったこと あり	行ってみたい + また行きたい	「また」 行きたい	「これから」 行きたい	行った + 「これから」	認知度 満足度	回答計
小田原おでんを食べる場所	14%	19%	41%	13%	13%	低低	2,066
城下町おだわらツアー・デー・マーチ	11%	14%	53%	9%	10%	低高	2,066
小田原城周辺の花見(梅、桜、菖蒲など)	60%	48%	65%	18%	34%	低高	2,066
北條五代祭り・神社祭り	46%	32%	51%	15%	28%	低高	2,064
ちょうちん夏祭り	28%	21%	45%	11%	18%	低低	2,066
小田原・港の朝市、みなと祭り	19%	29%	57%	23%	19%	低高	2,066
御幸の浜花火大会	26%	29%	60%	16%	20%	低高	2,066
小田原映画祭	4%	15%	42%	13%	9%	低低	2,066
産業まつり	20%	18%	54%	8%	15%	低高	2,066
板橋・秋の交流会	5%	9%	64%	7%	6%	低高	2,065

※中心市街地の区域外のものも一部含む

「地域住民等のニーズ」についてのまとめ

地域住民などに対するアンケートや調査によると、中心市街地を中心とした都市のイメージや魅力、誇れる点については、小田原城や城下町、なりわいなどの歴史的・文化的資産や、豊かな自然、交通の利便性が挙げられている。また、中心市街地におけるニーズとしては、生鮮食料品や衣料品、家具・家電製品などについて、大型量販店と商店街の店舗の充実が望まれているほか、将来都市像としては、安全で安心して暮らせるまち、安心して子育てができるまちが望まれている。一方で、小田原駅周辺における観光の認知度や満足度については、低いものが多くなっている。

今後、中心市街地の活性化を図っていくうえでは、歴史的・文化的な資源を活かすとともに、その認知度、満足度を上げていくことと、交通の利便性を活かしつつ、安全で安心して暮らせるまちを目指していくことが必要になるといえる。

（6）中心市街地における課題

中心市街地の現状やニーズ、これまでの取組みや既存ストックなど踏まえ、中心市街地の活性化に向けた課題を、次の3つに整理する。

【課題①】 交流人口の減少 ⇒ 滞在性・回遊性の向上、来街者の増加

これまでの推移と現状をみると、入込観光客数の減少（H4比34.3%、年間約123万人減少）や通行量の減少（H1比61.6%減少）、小田原駅利用者数の減少（H2比11.6%減少）などから、本市の中心市街地に訪れる人、滞在する、回遊する人が少なくなってきたことが推察される。

本市の中心市街地には、「小田原城天守閣」をはじめ、「清閑亭」「小田原文学館」「街かど博物館」など歴史的、文化的資源や、小田原城址公園を中心としたイベントや「小田原どん」などの地域資源を活用したソフト事業などといった、地域資源と言えるストックが存在しているとともに、商店街などの一定規模の商業エリアが展開されている。

しかしながら、小田原駅周辺での観光の認知度と満足度に係る調査によると、多くのコンテンツが認知度も満足度も低い結果となっていることから、その潜在的なニーズも踏まえ、来街者を増やすこと、滞在する人、回遊する人を増やすことが課題となっている。

そのためには、認知度を高めるためのプロモーションを前提として、既存ストックを活かしながら、交通拠点と回遊スポットの連携の向上や回遊性に配慮したもてなし空間づくり、培われてきた歴史的、文化的な地域資源のブラッシュアップなどが必要となってくる。



小田原城天守閣



清閑亭



小田原文学館

【課題②】 定住人口の減少 ⇒ 生活利便性の向上、良好な住環境の整備、居住者の増加

中心市街地における人口は、近年のマンション需要等に伴う短期的な増加はあるものの、中期的なトレンドとしては減少傾向がみられるとともに、高齢化も市全体に比べると大きく進行している。

中心市街地は、鉄道5路線が乗り入れ、東京駅まで東海道新幹線で約35分である小田原駅を徒歩圏内としており、交通至便性が非常に高く、また、中心市街地及びその隣接地域には公共公益施設や医療機関、福祉施設、教育機関、商業施設などが集積しており、生活利便性は非常に高いといえる。

一方で、中心市街地の望ましい将来像の調査によると、医療施設や高齢介護施設、さらには街なみや公園、街路樹などの住環境に対するニーズが多い実態となっているほか、東日本大震災を経て、防



小田原駅

災対策や暮らしを支えるコミュニティなどに対するニーズが高まってきていることが推察される。

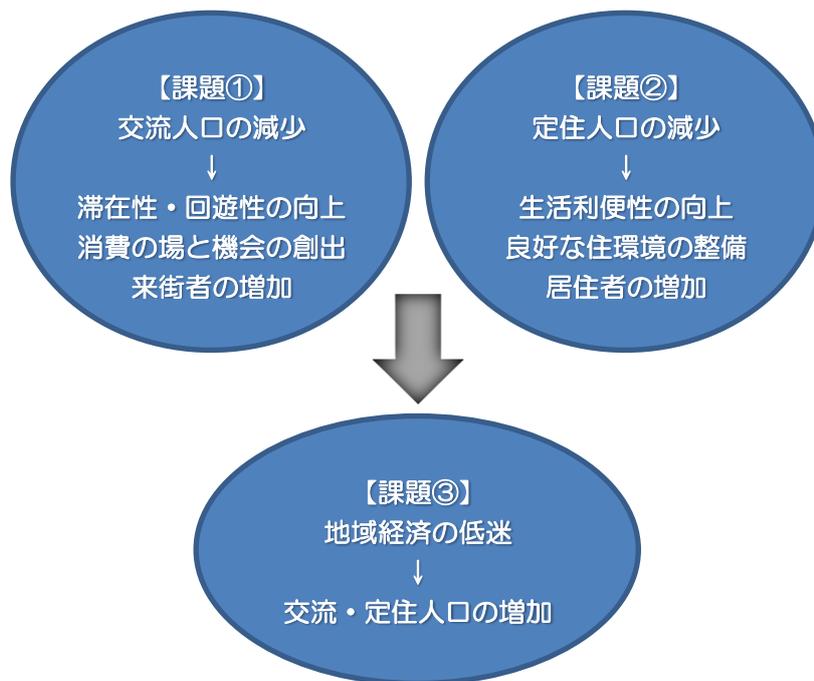
こういったことから、快適に暮らせる住環境の形成や暮らしを支える商店街の再生、安心安全ネットワークの構築など、良好な住環境を整備していくことが求められている。

【課題③】 地域経済の低迷 ⇒ 交流・定住人口の増加、消費の場と機会の創出

中心市街地の経済活動は、年間商品販売額の長期的かつ大幅な減少傾向をみても分かるとおおり、低迷を続けており、売場面積と従業員数の減少にもつながっている。

本来消費をする定住人口と交流人口の減少が中心市街地における購買力の低下につながっていると考えられることから、それらを回復基調に乗せるとともに、消費する場や機会を創出することが、地域（中心市街地）経済の再生につながっていくといえる。

そのために、購買意欲の沸く商業・業務機能の集積に向けた整備や、これまでとは異なる、地域性や地域資源を活かした産業振興などを図っていく必要がある。



[3] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) テーマと基本方針、目指すべき将来像

テーマ

フローからストックによる中心市街地の再生
～ 一過性の活性化策から蓄積性のある活性化策へ ～

<エッセンス>
「歴史・文化・なりわいの息吹」と
「まちづくりの熱・地域コミュニティの力」を
生み出す、活かす、そして高める

【課題①】 交流人口の減少 ⇒ <基本方針①> 訪れたいくなる・歩きたいくなるまちづくり

【課題②】 定住人口の減少 ⇒ <基本方針②> 住みたいくなる・暮らしやすいまちづくり

【課題③】 地域経済の低迷 ⇒ <基本方針③> 持続可能な地域経済の再構築

将来像

歴史都市として培われてきた地域資源や人々のなりわいを通じて、
多くの人が行き交い、豊かな時間を味わうことができるにぎわいのある中心市街地

■ テーマ

これまで、旧基本計画に位置付けられた事業など、さまざまな中心市街地活性化の取組みを進めてきたものの、依然として、商品販売額や売場面積、事業所数、居住人口、歩行者通行量などが減少、あるいは伸び悩み、中心市街地の活性化の必要性が浮き彫りとなっている。

これまで取り組んできた事業には、形を変え発展する形で現在に引き継がれているものもあるが、多くは短い事業年限で終始している。また、長引く景気の低迷や少子高齢化社会の進展、東日本大震災後の人々の価値観の変化をはじめ、社会経済情勢が大きく変わりゆく中で、それは中心市街地においても例外ではなく、物質的な豊かさよりも心の豊かさが優先されてきているように、一過性の活性化策ではなく、地域資源を限りなく活かし、人々の生活や暮らしぶりに根付いた継続的で蓄積性のある活性化策を進めていく必要がある。

これらのことから、中心市街地の活性化のテーマを、「フローからストックによる中心市街地の再生 ～一過性の活性化策から蓄積性のある活性化策へ～」とする。

■ 基本方針

交流人口や定住人口の減少、中心市街地の経済の低迷などのこれまでの課題、中心市街地の活性化のテーマ、目指す将来像を踏まえ、その基本方針を次のとおり定める。

なお、これらの基本方針の推進にあたっては、中心市街地における“歴史・文化・なりわいの息吹”や“まちづくりの熱・地域コミュニティの力”を生み出し、活かし、高めることをエッセンスとして取り組み、小田原ならではの地域性を活かした、質を伴った交流人口及び定住人口の増加を図っていくこととする。

<基本方針①> 訪れたくなる・歩きたくなるまちづくり

- ・歴史的、文化的な地域資源の活用と、商業・業務機能などの都市基盤の整備、集積と、それらの連携により、中心市街地への来街者の増加とその滞在性、回遊性の向上を図る。
- ・まちづくりを担う多様な主体の活動に支えられる小田原の歴史・文化・なりわいなどを活かし、高めながら、質の高い魅力を発信、提供し、交流人口の増加につなげる。

<基本方針②> 住みたくなる・暮らしやすいまちづくり

- ・街なかで快適に暮らすことのできる居住空間の創出と、人々が安心して暮らしやすい街なかの住環境づくりを進める。
- ・中心市街地の歴史、文化、なりわいの息吹や、まちづくりへの参画、地域コミュニティとの調和などを意識した、質を伴った優良な居住空間や住環境を創り込むことにより、定住人口の増加につなげる。

<基本方針③> 持続可能な地域経済の再構築

- ・交流人口の増加と定住人口の増加をきっかけとして、中心市街地における継続的にぎわいの創出を持続可能な地域経済の構築につなげる。
- ・地域経済を持続可能なものとするために、地域における生産から製造、流通・販売、消費に至る経済的な循環型のシステムづくりだけでなく、地域における人のつながりやネットワークづくりも合わせて図り、地域コミュニティの再生にもつなげる。

■目指すべき将来像

小田原城や各地区のお祭り、地域住民の生活など、歴史、伝統、文化が息づく「歴史・伝統・生活文化のある街」の特性を活かし、歴史的背景を踏まえたまちの姿を随所に取り入れながら、それぞれの地域特性を活かしたゾーニングをすることで、中心市街地の独自性を育み、住民にとってより暮らしやすく、生活スタイルが向上するまちが将来像の原点となる。そして、こうした取組みが来街者にとっても中心市街地の魅力となり、交流人口の拡大や定住人口の増加にもつながっていくことになるといえる。

これまでの課題も踏まえ、住民と来街者でにぎわいのあるまちを目指し、その将来像を「**歴史都市として培われてきた地域資源や人々のなりわいを通じて、多くの人が行き交い、豊かな時間を味わうことができるにぎわいのある中心市街地**」とする。

(2) 将来像を見据えたゾーン形成【ゾーン形成によるライフスタイルの追求】

各ゾーンが持つ特性を強みと捉え、それを最大限に発揮することで、戦略的に来街者へ魅力を発信するとともに、住民にとっての居住価値を高め、豊かな時間や空間を創出する。

○小田原駅周辺： 広域交流ゾーン

県西地域の生活拠点及び富士・箱根・伊豆交流圏の玄関口である小田原駅を中心に、商業・観光・交通・情報などの拠点としての機能を集中的に配置し、広域交流を促進する。

○小田原城周辺： 歴史・文化ゾーン

小田原城跡を中心に、市民や来街者が小田原の歴史・文化に関する理解や認識を深めることのできるゾーンとする。

○千度小路周辺： 伝統の街なみ形成ゾーン

かまぼこや削り節、干物などの水産加工業にみる歴史と伝統を受け継ぐなりわいと一体となった良好な環境を形成し、観光商業の充実を図る。

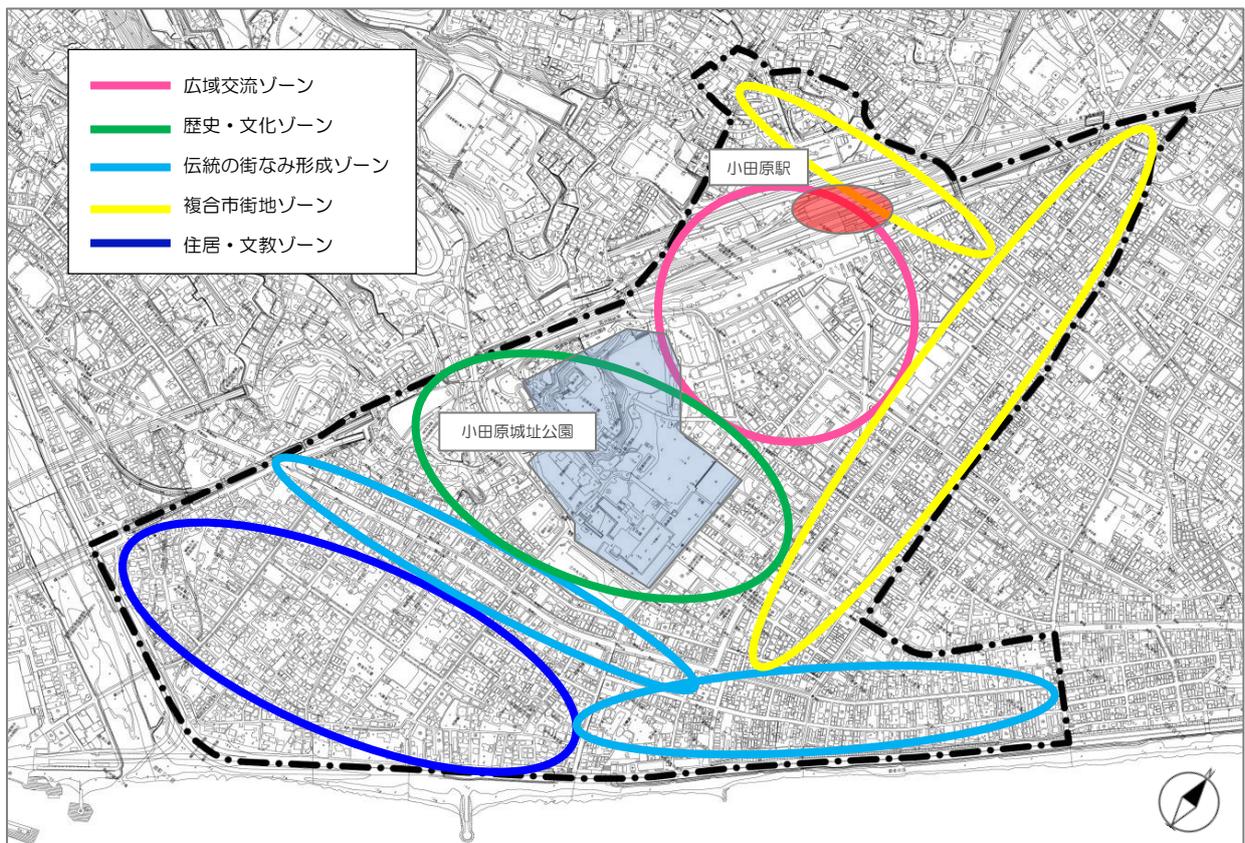
○城山・栄町三丁目・国際通り周辺： 複合市街地ゾーン

居住環境と生活サービス、商業・業務機能が調和した、地域コミュニティの再生による商店街の活性化を目指す。

○西海子小路周辺： 住居・文教ゾーン

武家屋敷の面影を残す閑静な街なみ景観の保全に努めるとともに、小田原文学館の活用を進め、本市にゆかりのある文学者の発掘・紹介などを行い、歴史と文学のまち・小田原の個性を強化する。

(ゾーン形成図)



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

本市は、神奈川県西部に位置し、戦国時代から江戸時代にかけて、現在の小田原駅周辺である小田原城や東海道を中心に繁栄した。

明治後期から大正中期にかけては、国府津・湯本間に馬車鉄道、のちに電気鉄道、小田原・熱海間に人車鉄道、軽便鉄道が開通し、鉄道の要衝として栄えた。大正9(1920)年に熱海線が国府津から小田原まで通じ、さらに昭和9(1934)年に丹那トンネルが開通して熱海線が東海道本線になると、小田原は交通の要衝として脚光を浴びるようになった。現在、小田原駅にはJR東海道本線、JR東海道新幹線、小田急線小田原線、箱根登山鉄道、伊豆箱根鉄道大雄山線の5路線が乗り入れ、近隣県市町への交通の結節点となっている。

このような背景から、小田原駅周辺は、小田原の中心として都市づくりの歴史・文化と都市機能の集積を持つとともに、広域交流拠点として多くの人が行き交う中で都市成長を続けてきた地域であり、今後も、小田原市の都市基盤を担う地域であることから、この地域を本市の中心市街地に位置付ける。



小田原駅

なお、『小田原市都市計画マスタープラン』(平成23年3月)においては、小田原駅周辺を広域交流拠点として位置付け、県境を越えた都市づくりを念頭に置きながら、県際の交流拠点にふさわしい商業・業務の集積地として、高度利用の促進と駅前広場など、公共空間の再整備や確保により快適な市街地形成の再編を図ることとしている。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

■ 区域についての考え方

中心市街地の区域は、概ね次の視点に基づき、次の「区域の境界となる部分」及び区域図のとおり、約 170ha とする。

【視点①】 交通機能の集積している区域

鉄道 5 路線が乗り入れ、多くのバス路線も発着している小田原駅や、東西を走る国道 1 号など、交通機能が集積している区域であることから、交流人口の増加や回遊性の向上につながると考えられる。

【視点②】 商業・都市機能が集積している区域

城下町・宿場町として栄えた歴史や小田原駅に商業的な発展を遂げてきた背景から、すでに一定程度の商業・都市機能が集積している区域であり、これらの活用、再生を図ることで、来街者や居住者の増加につながると考えられる。

【視点③】 商業・都市機能の集積や街なか居住を進める区域

新たな商業・都市機能の集積や街なか居住を進めることが、その活性化に大きく寄与すると考えられる区域で、中心市街地活性化に係る事業を総合的かつ一体的に進めることにつながると考えられる。

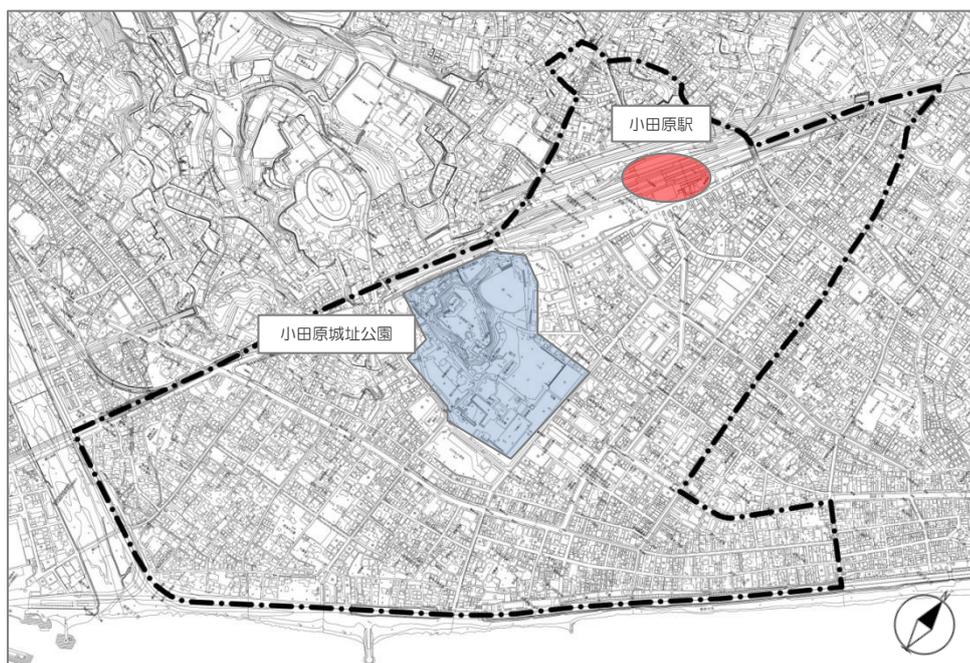
■ 区域（大字）

栄町一～三丁目、浜町三丁目、本町一～四丁目、城内、南町一～四丁目、城山一（一部）・二（一部）丁目

■ 区域の境界となる部分

- ・ 北側：J R 東海道本線、小田原駅西口北側（城山一丁目（一部））
- ・ 東側：市道 0015、浜町三丁目
- ・ 南側：海岸線
- ・ 西側：早川、南町四丁目

(区域図)



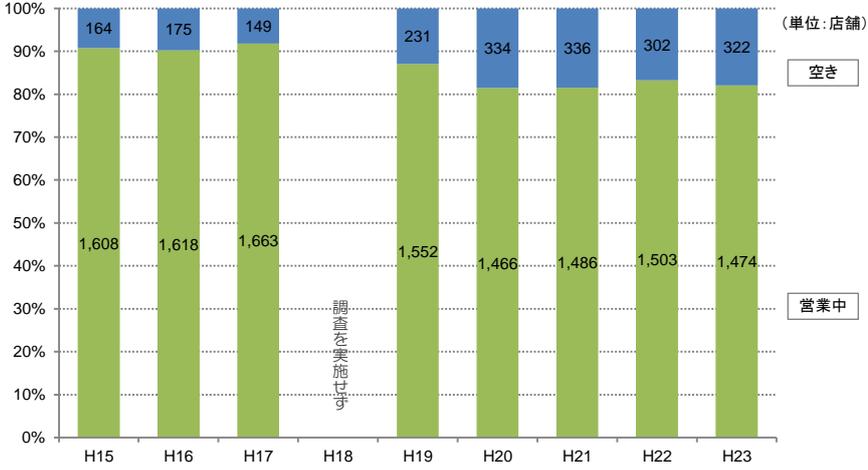
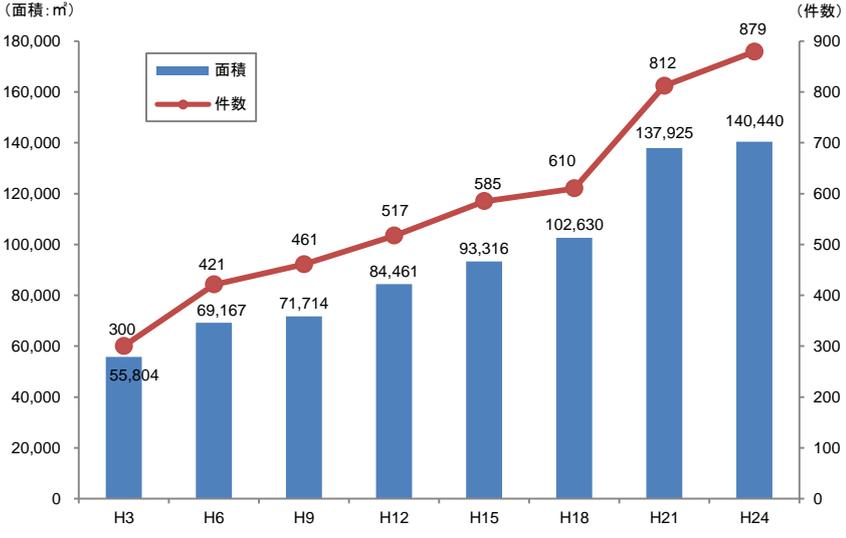
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																																
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>■商業機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の商業の事業所数は、減少傾向にあるものの、市全体の事業所うち約30%が集積（平成19（2007）年）しているのをはじめ、従業者数や年間商品販売額、売場面積もいずれも市全体の20%前後を占めていることから、地域経済における中心的な役割を担っている。 <table border="1" data-bbox="491 539 1401 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>占有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>2,460 事業所</td> <td>746 事業所</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>18,455 人</td> <td>4,409 人</td> <td>23.9%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>42,887,354 万円</td> <td>7,938,601 万円</td> <td>18.5%</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td>245,769 ㎡</td> <td>58,544 ㎡</td> <td>23.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：平成19年商業統計）</p> <p>■業務機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての業種の市全体の事業所のうち、約20%が中心市街地の集積し、約24%の従業員が働いていることから、業務機能の面においても、地域経済における中心的な役割を担っている。 <table border="1" data-bbox="491 1122 1401 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>占有率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>8,991 事業所</td> <td>2,168 事業所</td> <td>24.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>93,492 人</td> <td>18,664 人</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（資料：平成21年経済センサス基礎調査）</p> <p>■都市機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地の中心には、鉄道5路線が乗り入れ、1日に約9.4万人が利用（乗降）する小田原駅が存在している。 中心市街地には、公共職業安定所、地方裁判所支部、公証役場、消防署、郵便局、社会福祉センター、スポーツ会館、市民会館、市立図書館、郷土文化館、市民活動サポートセンター、起業家支援センターなど、多数の公共公益施設のほか、一定規模以上の複数の病院や小学校、高校、大学も立地しており、都市機能においても中心的な役割を果たしている。 また、区域に隣接する行政拠点エリアにも、市役所、市立病院、生涯学習センター本館、県政総合センター、税務署、警察署などの公共公益施設の集積が図られている。 <p>■広い交流圏の中心地</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内には18の鉄道駅があり、小田原駅は5路線が乗り入れる一大ターミナル駅となっている。 		市全体	中心市街地	占有率	事業所数	2,460 事業所	746 事業所	30.3%	従業者数	18,455 人	4,409 人	23.9%	年間商品販売額	42,887,354 万円	7,938,601 万円	18.5%	売場面積	245,769 ㎡	58,544 ㎡	23.8%		市全体	中心市街地	占有率	事業所数	8,991 事業所	2,168 事業所	24.1%	従業者数	93,492 人	18,664 人	20.0%
	市全体	中心市街地	占有率																														
事業所数	2,460 事業所	746 事業所	30.3%																														
従業者数	18,455 人	4,409 人	23.9%																														
年間商品販売額	42,887,354 万円	7,938,601 万円	18.5%																														
売場面積	245,769 ㎡	58,544 ㎡	23.8%																														
	市全体	中心市街地	占有率																														
事業所数	8,991 事業所	2,168 事業所	24.1%																														
従業者数	93,492 人	18,664 人	20.0%																														

要件	説明																					
	<p>・1日の小田原駅利用者（乗車人数）は約9.4万人（平成22（2010）年度）で、市内の各地域や近隣市町をはじめとした通勤・通学者、あるいは東京・横浜方面からの観光客を有する中心地である。</p> <p><総括></p> <p>中心市街地の区域は、商業・業務機能、都市機能が限られた範囲に高密度で集積し、また、小田原駅を中心に交流拠点としてもさまざまな都市活動が展開されている。</p> <p>このように、本市では中心市街地を中心に商圈や通勤・通学圏が形成されているほか、本市ばかりでなく、県西地域の市町においても経済的、社会的に中心的な役割を担っている地域となっている。</p>																					
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>■商業機能の低下</p> <p>・昭和63（1988）年と平成19（2007）年の売場面積を比較すると、31.4%減少している。市全体では41.9%増加していることから、中心市街地の落込みが激しいことを表している。</p> <p>・平成10（1998）年8月のクレディセゾン志澤店（7,599㎡）、平成11（1999）年1月の丸井電器館（1,486㎡）、平成13（2001）年10月の丸井小田原店（6,469㎡）の撤退により販売活動ではない空間として利用されるようになったり、平成19（2007）年6月のアミーおだちかの閉店により地下街が未利用のままになっていたりしていることが、売場面積の減少に影響を与えている。</p> <div data-bbox="571 1238 1305 1776" style="text-align: center;"> <p>（単位：㎡）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体 (㎡)</th> <th>中心市街地 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S63</td> <td>173,185</td> <td>85,349</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>191,035</td> <td>85,656</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>212,674</td> <td>86,120</td> </tr> <tr> <td>H9</td> <td>213,470</td> <td>83,049</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>258,451</td> <td>61,651</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>245,769</td> <td>58,544</td> </tr> </tbody> </table> <p>売場面積の推移（資料：商業統計）</p> </div> <p>・昭和63（1988）年と平成19（2007）年をそれぞれ比較すると、中心市街地と市全体の事業所数はいずれも28%前後の減少であるものの、商品販売額は市全体が21.1%の減少であるのに対して中心市街地が49.2%の減少、従業員数は市全体が4.6%の減少であるのに対して中心市街地が28.3%の減少となっており、中心市街地における経済効果や雇用創出が落ち込んでいる。</p>	年次	市全体 (㎡)	中心市街地 (㎡)	S63	173,185	85,349	H3	191,035	85,656	H6	212,674	86,120	H9	213,470	83,049	H14	258,451	61,651	H19	245,769	58,544
年次	市全体 (㎡)	中心市街地 (㎡)																				
S63	173,185	85,349																				
H3	191,035	85,656																				
H6	212,674	86,120																				
H9	213,470	83,049																				
H14	258,451	61,651																				
H19	245,769	58,544																				

要件	説明																																																															
	<p>(単位:事業所)</p> <table border="1"> <caption>事業所数の推移 (資料: 商業統計)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S63</td> <td>3,442</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>3,382</td> <td>983</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>3,254</td> <td>963</td> </tr> <tr> <td>H9</td> <td>2,998</td> <td>874</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>2,833</td> <td>808</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>2,460</td> <td>746</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <caption>従業員数の推移 (資料: 商業統計)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S63</td> <td>19,342</td> <td>6,145</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>18,898</td> <td>5,707</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>20,849</td> <td>6,026</td> </tr> <tr> <td>H9</td> <td>19,515</td> <td>5,475</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>21,066</td> <td>4,743</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>18,455</td> <td>4,409</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:万円)</p> <table border="1"> <caption>年間商品販売額の推移 (資料: 商業統計)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S63</td> <td>54,371,212</td> <td>15,618,113</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>69,363,096</td> <td>17,789,029</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>58,994,086</td> <td>15,394,456</td> </tr> <tr> <td>H9</td> <td>53,104,501</td> <td>11,624,249</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>47,239,724</td> <td>9,406,594</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>42,887,354</td> <td>7,938,601</td> </tr> </tbody> </table>	年次	市全体	中心市街地	S63	3,442	1,035	H3	3,382	983	H6	3,254	963	H9	2,998	874	H14	2,833	808	H19	2,460	746	年次	市全体	中心市街地	S63	19,342	6,145	H3	18,898	5,707	H6	20,849	6,026	H9	19,515	5,475	H14	21,066	4,743	H19	18,455	4,409	年次	市全体	中心市街地	S63	54,371,212	15,618,113	H3	69,363,096	17,789,029	H6	58,994,086	15,394,456	H9	53,104,501	11,624,249	H14	47,239,724	9,406,594	H19	42,887,354	7,938,601
年次	市全体	中心市街地																																																														
S63	3,442	1,035																																																														
H3	3,382	983																																																														
H6	3,254	963																																																														
H9	2,998	874																																																														
H14	2,833	808																																																														
H19	2,460	746																																																														
年次	市全体	中心市街地																																																														
S63	19,342	6,145																																																														
H3	18,898	5,707																																																														
H6	20,849	6,026																																																														
H9	19,515	5,475																																																														
H14	21,066	4,743																																																														
H19	18,455	4,409																																																														
年次	市全体	中心市街地																																																														
S63	54,371,212	15,618,113																																																														
H3	69,363,096	17,789,029																																																														
H6	58,994,086	15,394,456																																																														
H9	53,104,501	11,624,249																																																														
H14	47,239,724	9,406,594																																																														
H19	42,887,354	7,938,601																																																														

要件	説明																																										
	<p>■業務機能の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての業種の事業所数について、昭和 61（1986）年と平成 21（2009）年と比較すると、中心市街地は 22.3%減少している。市全体では 11.1%しか減少していないことから、中心市街地の落込みが激しいことを表している。市全体の事業所のうち、中心市街地の事業所が占める割合も、昭和 61（1986）年が 27.6%だったのに対し、平成 21（2009）年は 24.1%に減少しており、同様の傾向がうかがえる。 すべての業種の従業者数について、昭和 61（1986）年と平成 21（2009）年と比較すると、中心市街地は 12.3%減少している一方で、市全体では 2.5%増加している。また、ピーク時である平成 8（1996）年と比較すると、中心市街地は 24.9%の減少、市全体は 10.7%の減少となっている。市全体の従業者のうち、中心市街地の従業者が占める割合も、昭和 61（1986）年が 23.3%だったのに対し、平成 21（2009）年は 20.0%に減少しており、中心市街地における経済活力の低下を表している。 <p>(単位:事業所)</p> <table border="1"> <caption>全業種の事業所数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S61</td> <td>10,108</td> <td>2,791</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>10,411</td> <td>2,764</td> </tr> <tr> <td>H8</td> <td>10,445</td> <td>2,729</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>9,700</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>8,634</td> <td>2,214</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>8,991</td> <td>2,168</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：S61～H18 は事業所・企業統計調査、H21 は経済センサス基礎調査)</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <caption>全業種の従業者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S61</td> <td>91,247</td> <td>21,290</td> </tr> <tr> <td>H3</td> <td>100,912</td> <td>22,205</td> </tr> <tr> <td>H8</td> <td>104,668</td> <td>24,838</td> </tr> <tr> <td>H13</td> <td>95,333</td> <td>19,693</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>87,613</td> <td>18,562</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>93,492</td> <td>18,664</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：S61～H18 は事業所・企業統計調査、H21 は経済センサス基礎調査)</p>	年	市全体	中心市街地	S61	10,108	2,791	H3	10,411	2,764	H8	10,445	2,729	H13	9,700	2,400	H18	8,634	2,214	H21	8,991	2,168	年	市全体	中心市街地	S61	91,247	21,290	H3	100,912	22,205	H8	104,668	24,838	H13	95,333	19,693	H18	87,613	18,562	H21	93,492	18,664
年	市全体	中心市街地																																									
S61	10,108	2,791																																									
H3	10,411	2,764																																									
H8	10,445	2,729																																									
H13	9,700	2,400																																									
H18	8,634	2,214																																									
H21	8,991	2,168																																									
年	市全体	中心市街地																																									
S61	91,247	21,290																																									
H3	100,912	22,205																																									
H8	104,668	24,838																																									
H13	95,333	19,693																																									
H18	87,613	18,562																																									
H21	93,492	18,664																																									

要件	説明																																																									
	<p>■空き店舗の増加</p> <p>・平成 15（2003）年度から中心市街地の商店街において実態調査を実施しているが、空き店舗数は平成 23（2011）年度までにほぼ倍増しており、増加傾向にある。</p>  <table border="1" data-bbox="539 443 1407 913"> <caption>中心市街地における空店舗数の推移 (単位: 店舗)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>営業中 (営業中)</th> <th>空き (空き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>1,608</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>1,618</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,663</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1,552</td> <td>231</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,466</td> <td>334</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1,486</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,503</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1,474</td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table> <p>中心市街地における空店舗数の推移 (資料：小田原市中心市街地商店街実態調査)</p> <p>■未利用地・低利用地の増加</p> <p>・中心市街地において、未利用、あるいは低利用となっている土地の面積は、平成 3（1991）年は 55,804 m²であったのに対し、平成 24（2012）年には 140,440 m²にまで増加の一途をたどっており、2.5 倍以上の増加となっている。</p>  <table border="1" data-bbox="518 1310 1364 1848"> <caption>中心市街地における更地（宅地）及び雑種地の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積 (m²)</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H3</td> <td>55,804</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>H6</td> <td>69,167</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>H9</td> <td>71,714</td> <td>461</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>84,461</td> <td>517</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>93,316</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>102,630</td> <td>610</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>137,925</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>140,440</td> <td>879</td> </tr> </tbody> </table> <p>中心市街地における更地（宅地）及び雑種地の推移 (資料：小田原市資産税課（各年 1 月 1 日現在）)</p>	年度	営業中 (営業中)	空き (空き)	H15	1,608	164	H16	1,618	175	H17	1,663	149	H18	-	-	H19	1,552	231	H20	1,466	334	H21	1,486	336	H22	1,503	302	H23	1,474	322	年度	面積 (m ²)	件数	H3	55,804	300	H6	69,167	421	H9	71,714	461	H12	84,461	517	H15	93,316	585	H18	102,630	610	H21	137,925	812	H24	140,440	879
年度	営業中 (営業中)	空き (空き)																																																								
H15	1,608	164																																																								
H16	1,618	175																																																								
H17	1,663	149																																																								
H18	-	-																																																								
H19	1,552	231																																																								
H20	1,466	334																																																								
H21	1,486	336																																																								
H22	1,503	302																																																								
H23	1,474	322																																																								
年度	面積 (m ²)	件数																																																								
H3	55,804	300																																																								
H6	69,167	421																																																								
H9	71,714	461																																																								
H12	84,461	517																																																								
H15	93,316	585																																																								
H18	102,630	610																																																								
H21	137,925	812																																																								
H24	140,440	879																																																								

要件	説明																																																																																						
	<p>■歩行者通行量の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 (2011) 年の歩行者通行量は約 6.2 万人で、ピークである平成元 (1989) 年の約 16.2 万人と比べて約 10 万人、60%以上減少している。 駅からの距離と歩行者通行量の相関関係については、調査地点の通りの形状などにもよるが、概ね、小田原駅から離れるほど通行者数が少なくなっている。 <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <caption>中心市街地の主要商店街の合計流動客数の推移 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>歩行者通行量 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S61</td><td>142,990</td></tr> <tr><td>S62</td><td>154,355</td></tr> <tr><td>S63</td><td>144,122</td></tr> <tr><td>H1</td><td>161,810</td></tr> <tr><td>H2</td><td>156,846</td></tr> <tr><td>H3</td><td>150,557</td></tr> <tr><td>H4</td><td>118,035</td></tr> <tr><td>H5</td><td>122,331</td></tr> <tr><td>H6</td><td>105,671</td></tr> <tr><td>H7</td><td>96,899</td></tr> <tr><td>H8</td><td>96,408</td></tr> <tr><td>H9</td><td>98,409</td></tr> <tr><td>H10</td><td>90,535</td></tr> <tr><td>H11</td><td>70,678</td></tr> <tr><td>H12</td><td>67,945</td></tr> <tr><td>H13</td><td>66,126</td></tr> <tr><td>H14</td><td>56,850</td></tr> <tr><td>H15</td><td>69,081</td></tr> <tr><td>H16</td><td>58,487</td></tr> <tr><td>H17</td><td>60,445</td></tr> <tr><td>H18</td><td>63,625</td></tr> <tr><td>H19</td><td>64,806</td></tr> <tr><td>H20</td><td>63,231</td></tr> <tr><td>H21</td><td>64,383</td></tr> <tr><td>H22</td><td>62,155</td></tr> <tr><td>H23</td><td>62,123</td></tr> </tbody> </table> <p>中心市街地の主要商店街の合計流動客数の推移 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <caption>中心市街地の主要商店街の流動客数の比較 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)</caption> <thead> <tr> <th>商店街</th> <th>歩行者通行量 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東通り</td><td>6,636</td></tr> <tr><td>駅前通り</td><td>20,495</td></tr> <tr><td>おしよれ横丁</td><td>9,558</td></tr> <tr><td>お城通り</td><td>14,016</td></tr> <tr><td>錦通り</td><td>29,486</td></tr> <tr><td>中央通り</td><td>6,234</td></tr> <tr><td>栄通り</td><td>4,654</td></tr> <tr><td>お福端通り</td><td>20,403</td></tr> <tr><td>ぶいや街</td><td>23,761</td></tr> <tr><td>線一番街</td><td>6,021</td></tr> <tr><td>銀座通り</td><td>7,659</td></tr> <tr><td>竹の花通り</td><td>3,870</td></tr> <tr><td>大工町通り</td><td>5,475</td></tr> <tr><td>国際通り</td><td>1,718</td></tr> <tr><td>青物町通り</td><td>1,824</td></tr> </tbody> </table> <p>【近】 ← 小田原駅からの概ねの距離 → 【遠】</p> <p>中心市街地の主要商店街の流動客数の比較 (資料: 小田原駅周辺主要商店街流動客調査)</p>	年	歩行者通行量 (人)	S61	142,990	S62	154,355	S63	144,122	H1	161,810	H2	156,846	H3	150,557	H4	118,035	H5	122,331	H6	105,671	H7	96,899	H8	96,408	H9	98,409	H10	90,535	H11	70,678	H12	67,945	H13	66,126	H14	56,850	H15	69,081	H16	58,487	H17	60,445	H18	63,625	H19	64,806	H20	63,231	H21	64,383	H22	62,155	H23	62,123	商店街	歩行者通行量 (人)	東通り	6,636	駅前通り	20,495	おしよれ横丁	9,558	お城通り	14,016	錦通り	29,486	中央通り	6,234	栄通り	4,654	お福端通り	20,403	ぶいや街	23,761	線一番街	6,021	銀座通り	7,659	竹の花通り	3,870	大工町通り	5,475	国際通り	1,718	青物町通り	1,824
年	歩行者通行量 (人)																																																																																						
S61	142,990																																																																																						
S62	154,355																																																																																						
S63	144,122																																																																																						
H1	161,810																																																																																						
H2	156,846																																																																																						
H3	150,557																																																																																						
H4	118,035																																																																																						
H5	122,331																																																																																						
H6	105,671																																																																																						
H7	96,899																																																																																						
H8	96,408																																																																																						
H9	98,409																																																																																						
H10	90,535																																																																																						
H11	70,678																																																																																						
H12	67,945																																																																																						
H13	66,126																																																																																						
H14	56,850																																																																																						
H15	69,081																																																																																						
H16	58,487																																																																																						
H17	60,445																																																																																						
H18	63,625																																																																																						
H19	64,806																																																																																						
H20	63,231																																																																																						
H21	64,383																																																																																						
H22	62,155																																																																																						
H23	62,123																																																																																						
商店街	歩行者通行量 (人)																																																																																						
東通り	6,636																																																																																						
駅前通り	20,495																																																																																						
おしよれ横丁	9,558																																																																																						
お城通り	14,016																																																																																						
錦通り	29,486																																																																																						
中央通り	6,234																																																																																						
栄通り	4,654																																																																																						
お福端通り	20,403																																																																																						
ぶいや街	23,761																																																																																						
線一番街	6,021																																																																																						
銀座通り	7,659																																																																																						
竹の花通り	3,870																																																																																						
大工町通り	5,475																																																																																						
国際通り	1,718																																																																																						
青物町通り	1,824																																																																																						

要件	説明																																																																											
	<div data-bbox="327 250 933 840" style="display: inline-block; vertical-align: top;"> </div> <div data-bbox="954 264 1396 353" style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <p>中心市街地の主要商店街の流動客数イメージ (資料：平成 23 年小田原駅周辺主要商店街流動客調査)</p> </div> <div data-bbox="981 414 1364 683" style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【 凡 例 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動客数 4,000 人以上 流動客数 2,000 人以上 4,000 人未満 流動客数 2,000 人未満 </div> <div data-bbox="466 929 630 958" style="margin-top: 20px;"> <p>■人口の減少</p> </div> <div data-bbox="466 981 1428 1294" style="margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の人口は平成 12 (2000) 年にピークを迎え、それ以後減少しているが、中心市街地については、昭和 30 年代半ばにピークを迎えた後、平成に入ってから緩やかに減少を続けている。 ・中心市街地の人口は、中長期的には減少傾向にあるものの、近年は増加、横ばいの傾向にある。これは、マンション需要の高まりと高度地区（建築物の絶対高さの制限）の都市計画決定（平成 17 年 6 月告示、平成 18 年 10 月施行）に伴う加速化があるものと推察される。 </div> <div data-bbox="284 1310 1428 1948" style="margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>中心市街地 (人)</th> <th>市全体 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H1</td><td>12,321</td><td>191,855</td></tr> <tr><td>H2</td><td>11,993</td><td>193,415</td></tr> <tr><td>H3</td><td>11,748</td><td>194,914</td></tr> <tr><td>H4</td><td>11,529</td><td>196,011</td></tr> <tr><td>H5</td><td>11,348</td><td>197,460</td></tr> <tr><td>H6</td><td>11,158</td><td>199,165</td></tr> <tr><td>H7</td><td>10,945</td><td>200,092</td></tr> <tr><td>H8</td><td>10,827</td><td>200,279</td></tr> <tr><td>H9</td><td>10,610</td><td>200,171</td></tr> <tr><td>H10</td><td>10,469</td><td>200,329</td></tr> <tr><td>H11</td><td>10,433</td><td>200,692</td></tr> <tr><td>H12</td><td>10,312</td><td>200,173</td></tr> <tr><td>H13</td><td>10,324</td><td>199,886</td></tr> <tr><td>H14</td><td>10,311</td><td>199,290</td></tr> <tr><td>H15</td><td>10,273</td><td>198,851</td></tr> <tr><td>H16</td><td>10,230</td><td>198,741</td></tr> <tr><td>H17</td><td>10,532</td><td>198,951</td></tr> <tr><td>H18</td><td>10,486</td><td>198,881</td></tr> <tr><td>H19</td><td>10,868</td><td>198,698</td></tr> <tr><td>H20</td><td>10,776</td><td>198,341</td></tr> <tr><td>H21</td><td>10,848</td><td>198,327</td></tr> <tr><td>H22</td><td>10,940</td><td>197,733</td></tr> <tr><td>H23</td><td>10,887</td><td>196,880</td></tr> <tr><td>H24</td><td>10,841</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="614 1966 1109 2027" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>市全体と中心市街地の人口の推移 (資料：小田原市統計月報（各年 10 月 1 日現在）)</p> </div>	年次	中心市街地 (人)	市全体 (人)	H1	12,321	191,855	H2	11,993	193,415	H3	11,748	194,914	H4	11,529	196,011	H5	11,348	197,460	H6	11,158	199,165	H7	10,945	200,092	H8	10,827	200,279	H9	10,610	200,171	H10	10,469	200,329	H11	10,433	200,692	H12	10,312	200,173	H13	10,324	199,886	H14	10,311	199,290	H15	10,273	198,851	H16	10,230	198,741	H17	10,532	198,951	H18	10,486	198,881	H19	10,868	198,698	H20	10,776	198,341	H21	10,848	198,327	H22	10,940	197,733	H23	10,887	196,880	H24	10,841	
年次	中心市街地 (人)	市全体 (人)																																																																										
H1	12,321	191,855																																																																										
H2	11,993	193,415																																																																										
H3	11,748	194,914																																																																										
H4	11,529	196,011																																																																										
H5	11,348	197,460																																																																										
H6	11,158	199,165																																																																										
H7	10,945	200,092																																																																										
H8	10,827	200,279																																																																										
H9	10,610	200,171																																																																										
H10	10,469	200,329																																																																										
H11	10,433	200,692																																																																										
H12	10,312	200,173																																																																										
H13	10,324	199,886																																																																										
H14	10,311	199,290																																																																										
H15	10,273	198,851																																																																										
H16	10,230	198,741																																																																										
H17	10,532	198,951																																																																										
H18	10,486	198,881																																																																										
H19	10,868	198,698																																																																										
H20	10,776	198,341																																																																										
H21	10,848	198,327																																																																										
H22	10,940	197,733																																																																										
H23	10,887	196,880																																																																										
H24	10,841																																																																											

要件	説明																					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 219 810 683"> <p style="text-align: center;">(単位:人)</p> <p style="text-align: center;">H22 年齢区分別人口の割合 (資料:平成 22 年国勢調査)</p> </div> <div data-bbox="863 219 1414 683"> <p style="text-align: center;">(単位:人)</p> <p style="text-align: center;">中心市街地の年齢区分別人口の推移 (資料:国勢調査)</p> </div> </div> <p><総括></p> <p>ここ数年は一部でやや回復傾向が見られる部分もあるものの、整体的かつ中長期的には中心市街地のさまざまな集積が低下し、衰退傾向にあり、市全体の経済活力が低下してきていることから、機能的な都市活動の確保や経済活力の推進に支障を生ずるおそれがある。</p> <p>これ以上の衰退に歯止めをかけ、再びにぎわいと活力ある中心市街地とするために喫緊の対応が求められている。</p>																					
<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>■ 広い商圈を持つ市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> 小田原駅周辺の集客強度をみると、県西地域2市8町の住民が小田原駅周辺を利用する割合は、平成8(1995)年で約89%、平成13(2001)年で約54%と、高い商圈の吸引力がみられる 小田原駅周辺地域の一次商圈(集客強度30%以上)は、県西地域2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)及び二宮町の11市町となっており、県西地域の中心となっている。 <p>— 小田原駅周辺の集客強度の推移 —</p> <table border="1" data-bbox="518 1686 1230 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成8年</th> <th>平成13年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県西地域2市8町の集客強度</td> <td>89.1%</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>集客が見られる市町村数</td> <td>17</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td> 集客強度 10%未満</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> 10%~30%</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> 30%~50%</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> 50%~</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料:神奈川県消費行動調査)</p>		平成8年	平成13年	県西地域2市8町の集客強度	89.1%	54.4%	集客が見られる市町村数	17	24	集客強度 10%未満	6	9	10%~30%	0	6	30%~50%	1	4	50%~	10	5
	平成8年	平成13年																				
県西地域2市8町の集客強度	89.1%	54.4%																				
集客が見られる市町村数	17	24																				
集客強度 10%未満	6	9																				
10%~30%	0	6																				
30%~50%	1	4																				
50%~	10	5																				

要件	説明
	<div data-bbox="518 230 1230 743" data-label="Image"> <p>The map shows the primary catchment area around Odawara Station, marked with a red dot. The area includes municipalities such as Yamashiro, Matsumoto, Ooi, Nakai, Minami-Ashigara, Odawara, Niigata, Hachioji, and Maikoji. A north arrow is present in the top left corner.</p> </div> <p data-bbox="595 752 1142 779">小田原駅周辺の一次商圈（資料：神奈川県消費行動調査）</p> <p data-bbox="467 882 1422 958">■第5次小田原市総合計画『おだわらTRYプラン』（平成23年3月）における位置付け</p> <ul data-bbox="467 976 1422 1294" style="list-style-type: none"> ・将来都市像の実現にあたり、貢献度や波及効果が大きく期待できる施策群を未来への投資（先導的施策）として位置付けることで、基本計画全体を先導し、各施策を有機的に連携させながら事業を進めるとしている。 ・その先導的施策のひとつとして「都市の顔をつくる」があり、消費拠点としての商業地、中心市街地における都市機能の適正配置を進め、民間活力が発揮された取組を促すことで、交流と回遊が活発に行われるにぎわいのある中心市街地をつくるとしている。 <p data-bbox="467 1312 1150 1339">※計画期間：平成23（2011）年度～平成34（2022）年度</p> <p data-bbox="467 1406 1350 1433">■『小田原市都市計画マスタープラン』（平成23年3月）における考え方</p> <ul data-bbox="467 1451 1422 1769" style="list-style-type: none"> ・都市機能の集積や都市の魅力づくりの主要な展開として広域交流拠点を位置付けている。 ・小田原駅周辺、小田原城周辺及び旧東海道沿線（歴史・文化拠点）を広域交流拠点とし、歴史的、文化的資源の活用による回遊性の向上、都市環境の向上や街なか居住促進による中心市街地の再生を図るとともに、長い歴史を持つ小田原の特性を活かしたまちづくりを進め、魅力ある市街地形成を図ることとしている。 <p data-bbox="467 1787 1150 1814">※計画期間：平成23（2011）年度～平成34（2022）年度</p> <p data-bbox="467 1881 1190 1908">■小田原の歴史とともにインフラがストックされてきた地域</p> <ul data-bbox="467 1926 1422 2056" style="list-style-type: none"> ・明治・大正期に鉄道が開通して以降、小田原市、ひいては神奈川県西部地域のインフラは、小田原駅周辺を中心に整備されてきた。 ・現在5路線が乗り入れる小田原駅の整備や、公共職業安定所、地方裁判所支部、

要件	説明
	<p>郵便局本局など、都市が機能していくために必要なインフラが、長い歴史の中で築かれてきている。</p> <p><総括></p> <p>本市、さらには神奈川県西部地域の中心として、当該市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、本市のみならず近隣市町居住者のニーズを満たすことにつながり、また、広域交流拠点機能をより発揮することにつながる。</p> <p>これらのことから、本市及び近隣縣市町の発展にとって、当該市街地の活性化が不可欠であると言える。</p>

3. 中心市街地活性化の目標

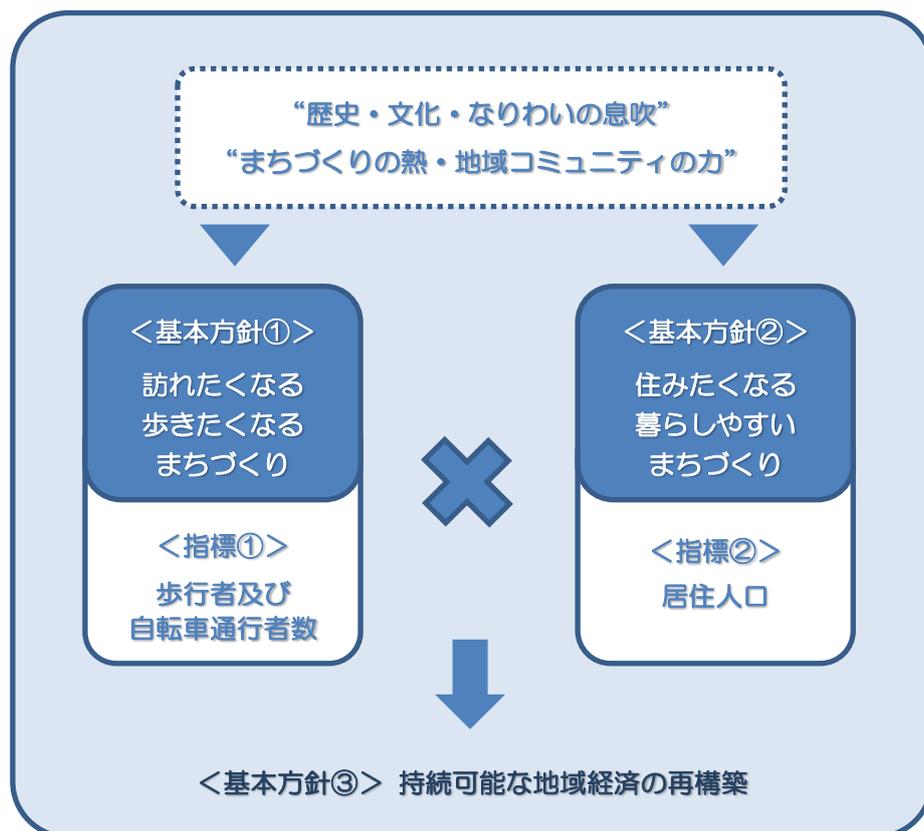
[1] 基本方針と施策

本市の中心市街地は、これまで培われた歴史都市、文化都市としてのストックや交通環境をはじめとした生活利便性を最大限に活用しながら、営みやなりわいを通じて、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち” “住みたいくなる・暮らしやすいまち” “持続可能な地域経済の再構築” の3つを基本方針として掲げ、それぞれ施策を定め、推進していく。

これらの基本方針は、訪れる人が増えること（訪れたいくなる・歩きたいくなるまち）と住む人が増えること（住みたいくなる・暮らしやすいまち）で、中心市街地の地域経済が持続可能なものとして再構築されていく（持続可能な地域経済の再構築）ものとして、その相関関係を位置付けることとする。

この相関関係のもと、その成果を図る指標として「歩行者及び自転車通行者数」及び「居住人口」を設定するとともに、目標数値を定めたうえで、これらの基本方針の推進を図るものとする。

また、これらの基本方針の推進にあたっては、中心市街地における“歴史・文化・ないわいの息吹”や“まちづくりの熱・地域コミュニティの力”を生み出し、活かし、高めることをエッセンスとして取り組み、単に数値だけではない、小田原ならではの地域性を活かした、質を伴った交流人口及び定住人口の増加を図っていく。



＜基本方針①＞ 訪れたいくなる・歩きたいなるまちづくり

歴史的、文化的な地域資源の活用と、商業・業務機能などの都市基盤の整備、集積と、それら連携により、中心市街地への来街者の増加とその滞在性、回遊性の向上を図るものとする。

前者については、歴史都市、文化都市として培われてきた地域資源に磨きをかけるとともに、そのネットワーク化や訪れた人々が移動しやすい環境づくりを行うことにより、来街者の増加を図るとともに、滞在性、回遊性のあるまちづくりを進める。

後者については、小田原駅周辺に、商業・業務機能をはじめとしたさまざまな交流を生み出す都市基盤を整備、集積させることによって、来街者の増加を図るとともに、駅なかや駅周辺の流動客を街なかに引き込み、中心市街地における回遊性を高めていくことを目指す。

これらの取組みにあたっては、まちづくりを担う多様な主体に支えられる小田原の歴史・文化・なりわいなどを活かし、高めながら、質の高い魅力を発信、提供し、交流人口（指標：歩行者及び自転車通行者数）の増加につなげていく。

施策 1-1：交通拠点と回遊スポットのリンケージ

回遊の起点となる場所と回遊スポットのつながりを深めるとともに移動しやすい環境づくりを進める。

〔関連事業〕小田原地下街再生事業、小田原散策マップ等作成事業、安全・安心な道路環境の確保、お堀周辺散策路整備事業、情報案内板設置事業、街かど博物館体験ツアー、小田原宿観光回遊バス運行事業、ウォーキングタウン小田原（無尽蔵プロジェクト）、ぐるりん小田原（レンタサイクル事業） など

施策 1-2：歴史都市としてのまちづくりの推進

城下町として培われてきた歴史的・文化的な地域資源に磨きをかけることにより、何度も訪れたいなる歴史都市としてのまちづくりを進める。

〔関連事業〕清閑亭活用事業、小田原文学館整備事業、街かど博物館活用事業、歴史的風致形成建造物等整備事業、史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業、文学のまちづくり（無尽蔵プロジェクト） など

施策 1-3：回遊性に配慮したもてなし空間づくり

訪れた人々が快適に歩いて楽しめる、回遊性に配慮した、もてなし空間づくりを進める。

〔関連事業〕お城通り緑化歩道整備事業、銀座・竹の花周辺地区におけるまちなみ環境の向上、都市廊【もてなしの道路空間づくり事業】、小田原城あじさい花菖蒲まつり、街かどお休み処事業、観光ガイド事業、観光案内所運営事業 など

施策 1-4：地域性を活かした産業振興

六次産業化によるブランド化や小田原固有のものづくりの付加価値を高めることなどにより、地域性を活かした産業の振興を図る。

〔関連事業〕小田原地下街再生事業、街かど博物館活用事業、小田原・箱根木製品フェア、小田原おでんサミット、小田原ブランド元気プロジェクト など

施策 1-5：まちのにぎわいづくり

何度も訪れたいと思えるような、魅力的かつ継続的なにぎわいを創出する。

〔関連事業〕 お城通り地区再開発事業、小田原地下街再生事業、芸術文化創造センター整備事業、清閑亭活用事業、小田原文学館整備事業、街かど博物館活用事業、小田原ブランド元気プロジェクト、小田原マルシェ、小田原城ミュージックストリート、小田原まちなか市場 など

施策 1-6：小田原駅周辺の整備

商業・業務機能などの集積を図り、質の高い駅前都市空間の整備を推進するとともに、地域住民や来街者の活動の拠点となる場づくりを進める。

〔関連事業〕 お城通り地区再開発事業、小田原地下街再生事業、芸術文化創造センター整備事業 など

<基本方針②> 住みたくなる・暮らしやすいまちづくり

街なかで快適に暮らすことのできる居住空間の創出と、人々が安心して暮らしやすい街なかの住環境づくりを進める。

これまでの中心市街地活性化策は、“商業空間”の活性化を中心的な課題とし、衣・食などの供給者としての視点に重点が置かれ、生活者としての視点が不十分であったことから、生活する人にとって暮らしやすく、小田原を訪れる人が中心市街地に魅力を感じて住んでみたいと思うような、質の高い良好な“生活空間”の形成を目指す。

これらの取組みにあたっては、中心市街地の歴史、文化、なりわいの息吹や、まちづくりへの参画、地域コミュニティとの調和などを意識した、質を伴った優良な居住空間や住環境を創り込むことにより、定住人口（指標：居住人口）の増加につなげていく。

施策 2-1：快適に暮らせる住環境の形成

人々が安心して快適に暮らせる街なか居住を推進する。

〔関連事業〕 優良建築物等の整備事業、都市廊【住みよい居住空間づくり事業】、空き店舗活用事業、家守事業、銀座・竹の花周辺地区におけるまちなみ環境の向上、子育て支援センター（おだぴよ）運営事業、公共交通ネットワーク策定・推進事業 など

施策 2-2：暮らしを支える商店街コミュニティの形成

魅力ある商店街環境づくりや地域の人々が利用していく意識づくりの醸成を行うことにより、人々の暮らしを支える商店街の再生に向けた取組みを推進する。

〔関連事業〕 優良建築物等の整備事業、空き店舗活用事業、家守事業、都市廊【魅力ある商店街づくり事業】、高校生チャレンジショップ、持続可能な商店街づくり事業、らくらくカエル便（宅配事業）、若手クリエイター育成支援事業、おだわら街なか起業家支援センター管理運営事業 など

施策 2-3：安心安全ネットワークの形成

海岸線に隣接していることから、地震や津波などの防災対策を進めることにより、人々が安全で安心して暮らせる地域づくりを進める。

〔関連事業〕 緊急輸送路沿い建築物耐震診断事業費補助事業、安全・安心な道路環境の確保、津波避難施設指定事業、地域防災事業、公共下水道管路更生事業、上水道老朽管更新事業など

施策 2-4：小田原駅周辺の整備（再掲）

商業業務機能等の集積を図り、質の高い駅前都市空間の整備を推進するとともに、地域住民や来街者の活動の拠点となる場づくりを進める。

〔関連事業〕 お城通り地区再開発事業、小田原地下街再生事業、芸術文化創造センター整備事業など

<基本方針③> 持続可能な地域経済の再構築

歴史的、文化的な地域資源の活用と商業・業務機能などの都市基盤の整備・集積による中心市街地への来街者の増加とその滞在性、回遊性の向上を図って交流人口を増加させることと、街なかで快適に暮らすことのできる居住空間の創出と人々が安心して暮らしやすい街なかの住環境づくりを進めることにより定住人口を増加させることで、中心市街地における継続的なにぎわいの創出を持続可能な地域経済を構築することにつなげていく。

地域経済を持続可能なものとするために、地域における生産から製造、流通・販売、消費に至る経済的な循環型のシステムづくりだけでなく、地域における人のつながりやネットワークづくりも合わせて図り、地域コミュニティの再生にもつなげていく。

[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 25（2013）年度（平成 25（2013）年 4 月～）を基準年度とし、計画の目標実現までの期間を 5 年間、平成 29（2017）年度（～平成 30（2018）年 3 月）とする。

[3] 数値目標**（1）訪れたくなる・歩きたくなるまちづくり**

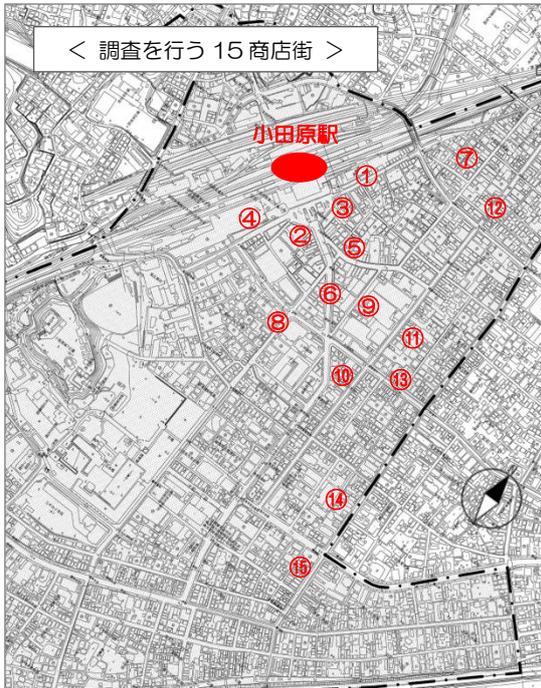
【指 標】 歩行者及び自転車通行者数（1 日あたり）

【目標数値】 平成 29 年度：68,069 人（← 平成 23 年度実績：62,123 人）

<指標の設定>

中心市街地に訪れ、回遊するという行動が把握できる指標としては、「小田原駅周辺主要商店街流動客調査」において調査している商店街流動客数を、歩行者及び自転車通行者の数として把握することが適切である。

この調査は、毎年12月の第2土曜日に、小田原駅周辺の商店街の15地点において、正午から午後6時まで行き交う歩行者及び自転車通行者をカウントしているもので、1日あたりの歩行者及び自転車通行者数が把握できる。



NO	商店街
①	東通り（駅前東通り商店街）
②	駅前通り（小田原駅前商店会）
③	おしゃれ横丁（駅前おしゃれ横丁商店会）
④	お城通り（駅前お城通り商店会）
⑤	錦通り（錦通り商店街協同組合）
⑥	中央通り（中央通り商店街）
⑦	栄通り（栄通り商店街）
⑧	お堀端通り（お堀端商店街振興組合）
⑨	ダイヤ街（ダイヤ街商店会）
⑩	緑一番街（緑一番街商店会）
⑪	銀座通り（小田原銀座商店会）
⑫	竹の花通り（おだわら竹の花商店会）
⑬	大工町通り（大工町商店会）
⑭	国際通り（国際通り一丁田商店会）
⑮	青物町通り（青物町商店会）

<目標数値の設定>

■平成23年度の実績値：62,123人

■トレンドに基づく平成29年度の予測値：54,976人

①清閑亭活用事業・小田原文学館整備事業・街かど博物館活用事業：13人

②芸術文化創造センター整備事業 → 市民ホール整備事業：1人

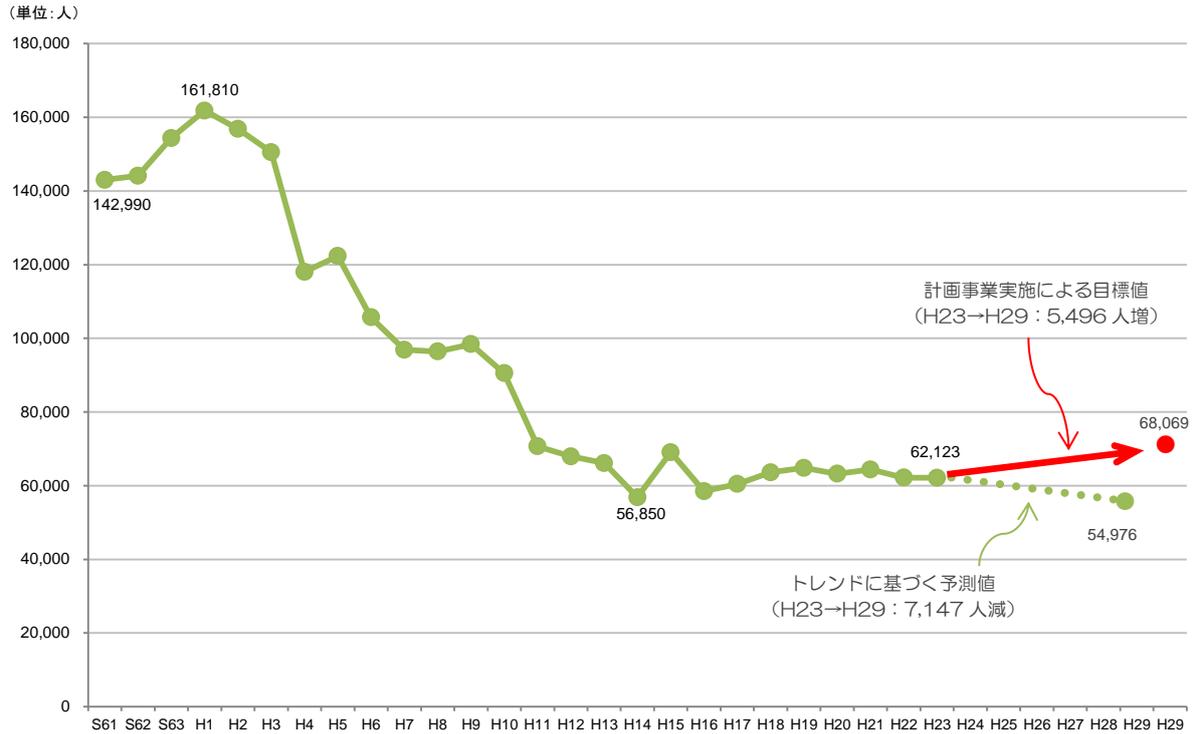
③小田原地下街再生事業：5,690人

④お城通り地区再開発事業：743人

⑤旧ベルジュ新規建物建設事業、小田原城天守閣展示リニューアル整備事業

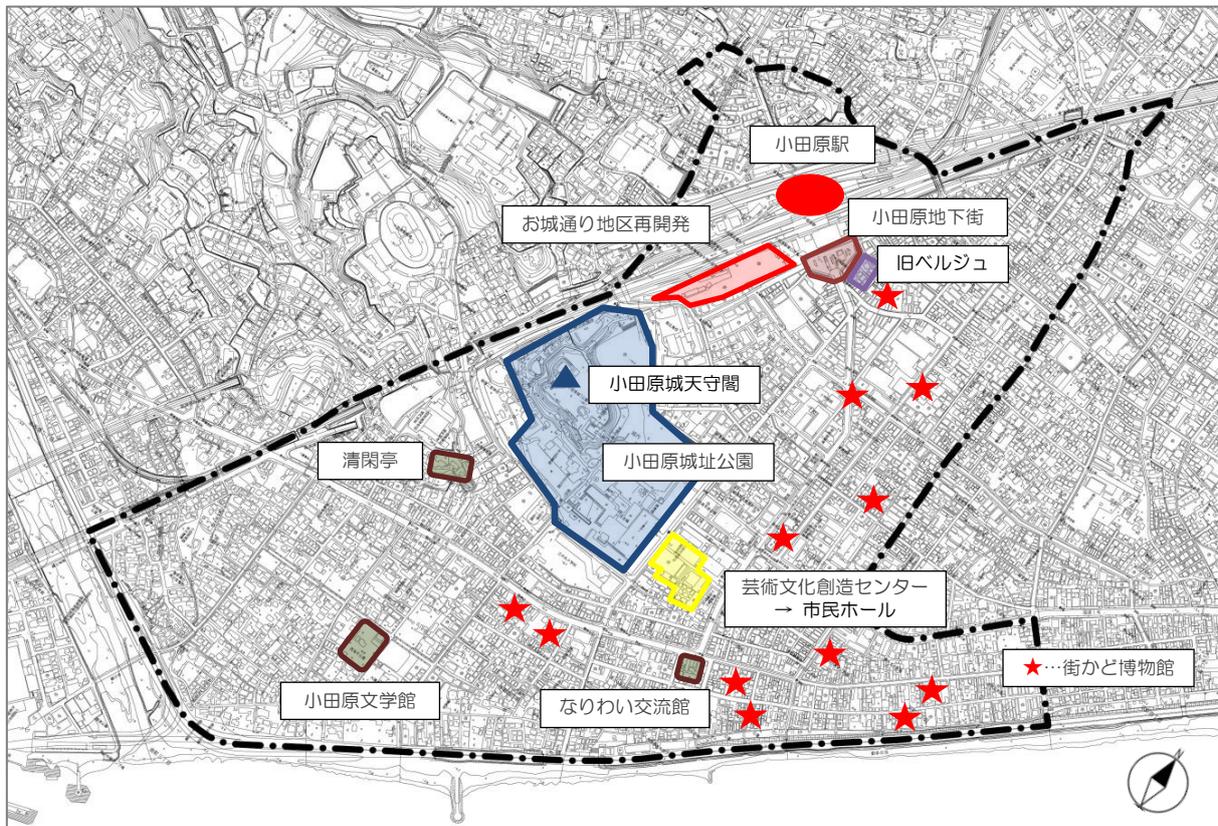
■計画事業の実施による平成29年度の目標値：68,069人

<平成 29 年度のトレンドに基づく予測値と計画事業の実施による目標値>



中心市街地の歩行者及び自転車通行者数の推移 (実績・予測・目標)

<通行量が増加すると想定される主な計画事業>



①～⑤の計画事業に関連する施設の位置図

① 清閑亭活用事業・小田原文学館整備事業・街かど博物館活用事業（社会資本総合整備計画）

清閑亭（旧黒田長成侯爵別邸）は国登録有形文化財であり、この地に根付いた邸園文化の回遊・交流拠点としての価値を周知・発信するため、建物や庭園を公開しており、また、住居・文教ゾーンや周辺に点在する政財界人の別邸を回遊する仕組みとして、小田原文学館、松永記念館（中心市街地外）などとの邸園文化ネットワークの連携事業を実施することとしている。

小田原文学館（旧田中光顕伯爵別邸）も国登録有形文化財で、別館である白秋童謡館と合わせて、小田原の邸園文化を代表する建物、庭園であり、貴重な展示施設、回遊拠点として整備することとしている。

また、街かど博物館は、小田原に古くから栄えたものづくりなどの地場産業を、その店舗や工場を整備して博物館として紹介する施設で、全 18 館のうち 11 館が中心市街地に位置しており、それぞれが回遊ポイントとして位置付けられることから、伝統や街なみに調和した看板などを設置して、回遊性の向上を図ろうとするものである。



清閑亭



小田原文学館



街かど博物館（籠常商店（削り節））

これらの施設の年間来館者数について、社会資本総合整備計画「小田原城下町地区における街なみ環境の向上」において、箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏推進協議会の『箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏整備計画』（平成 24 年 2 月）で定められた 5 か年で 3.0%増加（各年 0.6%増加）という入込観光客数の増加目標の基準と平成 22（2010）年度の年間来館者数の実績値に基づき、下表のとおり、平成 27（2015）年度の目標値を算定している。

また、本基本計画の最終年度である平成 29（2017）年度の目標値についても、この考え方を準用して各施設における最終的な目標値を算定し、それから平成 22（2010）年度の実績値を減算して、下表のとおり、施設ごとの増加人数を算出する。

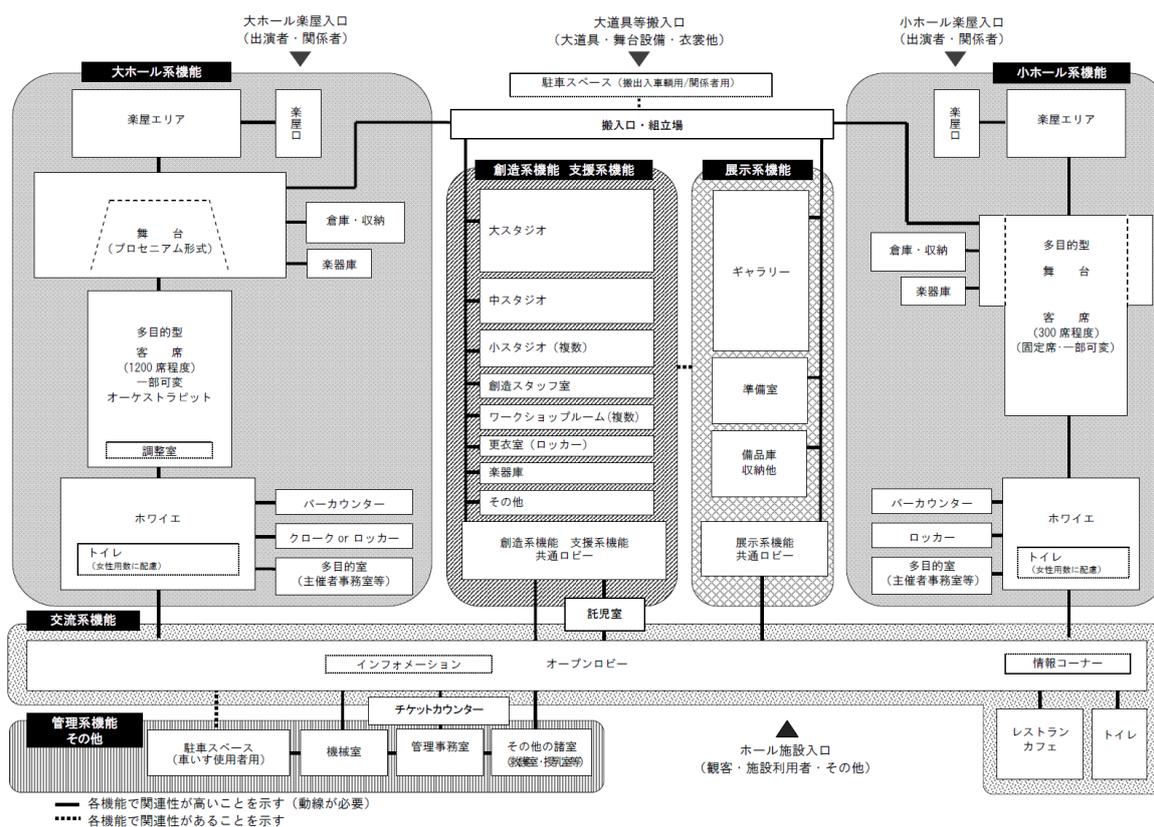
これに基づき、清閑亭及び小田原文学館の増加人数を、概ねの開館日数で除算し、小田原駅から往復するにあたって通過する可能性のある調査地点（駅前通りまたはお城通り、お堀端通り）を乗算（i）するとともに、街かど博物館（11 館）の増加人数を、概ねの開館日数で除算し、小田原駅を起点に回遊するにあたって通過する可能性のある調査地点（モデルコースの 5 地点（錦通り、銀座通り、青物町通り、お堀端通り、駅前通りまたはお城通り））を乗算（ii）し、1 日あたりの歩行者及び自転車通行者数を算出（iii）することで、数値の積み上げを行う。

施設	平成 22 年度 実績値	平成 27 年度 目標値	平成 29 年度 目標値	増減 (H22→H29)
清閑亭	6,884 人	7,093 人	7,178 人	+294 人
小田原文学館	8,046 人	8,290 人	8,390 人	+344 人
街かど博物館(11 館分)	7,560 人	7,790 人	7,883 人	+323 人
合計	22,490 人	23,173 人	23,451 人	+961 人

- i) 清閑亭及び小田原文学館：638人（年間増加人数）÷312日（概ねの開館日数）×2地点（通過調査地点）×2（往復）＝8人
 - ii) 街かど博物館：323人（年間増加人数）÷312日（概ねの開館日数）×5地点（通過調査地点）＝5人
 - iii) 清閑亭及び小田原文学館による増加分：8人＋街かど博物館による増加分：5人＝13人
- ⇒ 「清閑亭活用事業」「小田原文学館整備事業」「街かど博物館活用事業」による1日あたりの歩行者及び自転車通行者の増加：13人

② 芸術文化創造センター整備事業 → 市民ホール整備事業（社会資本総合整備計画）

生活の質的な向上とともに、芸術文化への関心が高まり、優れた芸術文化に触れ、活動発表の場として活用できるよう、平成28（2016）年度の完成に向け、芸術文化創造の拠点として芸術文化創造センターを整備し、中心市街地の回遊拠点としての機能の向上につなげることとする。この芸術文化創造センターは、建設から50年以上経過し、老朽化した小田原市民会館に代わる施設としても想定している。



芸術文化創造センター 施設構成イメージ（資料：市民ホール基本計画（平成24年4月））

本事業は、社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」において、次のとおり、平成 28（2016）年度の年間利用者数の目標値を 240,100 人としている。

●大ホール：580 人（利用者数^{※1}）×220 日（稼働日数^{※2}）＝127,600 人

●小ホール：390 人（利用者数^{※1}）×230 日（稼働日数^{※2}）＝89,700 人

●練習室：95 人（定員の 50%）×240 日（稼働日数）＝22,800 人

⇒ 合計：240,100 人

※利用者数は市民会館実績の 120%で算定（他市の類似事例で 26～30%増加のため）

※稼働日数は営業日数の 80%で算定（市民会館は 70～80%で推移のため）

この目標値から、現在の小田原市民会館の平成 23（2011）年度のホール機能の利用者の実績値である 145,942 人を減算して、年間の増加人数を算出（i）する。この増加人数を開館日数で除算し、通過する可能性のある調査地点（駅前通りまたはお城通り、お堀端通り）を乗算し、1 日あたりの歩行者及び自転車通行者数を算出（ii）することで、数値の積み上げを行う。

i) H23 実績（市民会館のホール機能）：145,942 人→H28 目標：240,100 人（社会資本総合整備計画）
＝94,158 人増加

ii) 94,158 人（年間増加人数）÷300 日（概ねの開館日数）×2 地点（通過調査地点）×2（往復）
＝1,255 人

⇒「芸術文化創造センター整備事業」による 1 日あたりの歩行者及び自転車通行者の増加：1,255 人

➡ 事業の遅延と変更（→市民ホール整備事業）により、本基本計画期間内における効果が見込めないため、目標値の積み上げから除く。（事業完了後には上記相当の効果を想定）

③ 小田原地下街再生事業（社会資本総合整備計画）

昭和 51(1976)年に開業した小田原地下街は、平成 19(2007)年 6 月末をもって商業施設の営業が停止し、現在は公共地下歩道機能のみとなっているが、広域交流拠点である小田原駅前の顔として、中心市街地の核となる商業施設として、にぎわいのあるまちづくりには欠かせない施設となっている。

小田原地下街の再生に向けては、平成 24（2012）年 6 月に『小田原地下街再生計画』を策定し、“小田原の魅力の再発見（地域住民）と新発見（来街者）”“地下街から街なか・地域への回遊促進”“「にぎわい」と「新たな価値」の創出”の 3 つをコンセプトに、地下街で小田原の魅力を発掘、編集、発信し、地下街から周辺への回遊を促し、地下街をとおしてヒト・モノ・コトが交流することを目指すとしている。

小田原地下街の流動客数

平成 17 年 12 月	5,607 人
平成 18 年 12 月	5,255 人
平成 19 年 6 月末で営業終了	
平成 19 年 12 月	1,849 人
平成 20 年 12 月	1,654 人
平成 21 年 12 月	1,544 人
平成 22 年 12 月	1,264 人
平成 23 年 12 月	1,161 人



イメージパース（資料：小田原地下街再生計画（平成 24 年 6 月））

本事業では、小田原地下街の平成 26（2014）年度のオープンを目指しており、平成 23（2011）年度に実施した小田原地下街再生計画策定等業務において、地下街の売場面積と大規模小売店舗立地法の運用指針に基づき、地下街の再生による 1 日あたりの来街の純増人数が、次のとおり 2,845 人と算定されている。

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号）における「店舗面積当たり日来客数原単位」の算定式に基づき算出

● 来客数原単位（千 m^2 ）： $1,100 - 30 \times \text{店舗面積}$ （2.8 千 m^2 （想定売場面積）） = 1,016 人
 ⇒ 小田原地下街の来街純増人数： 2.8 千 m^2 （想定売場面積） \times 1,016 人 \approx 2,845 人

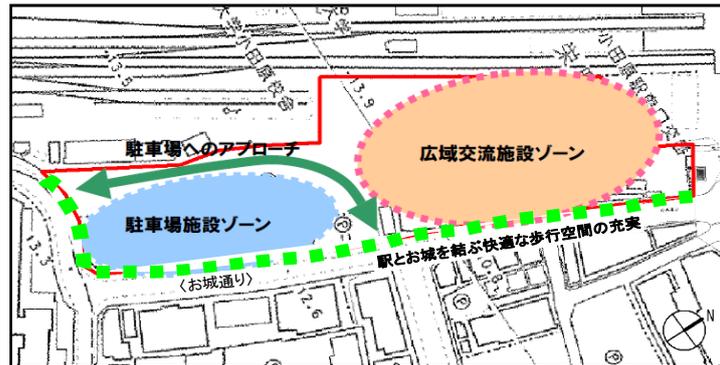
これらの来街者のすべてが、地下街の回遊促進機能により、中心市街地の通り（調査地点）を少なくとも 1 か所通る（往復）と想定し、それを乗算（i）することで、本事業による歩行者及び自転車通行者数の増加分を算定し、数値の積み上げを行う。

i) 2,845 人（1 日あたりの純増人数） \times 1 地点（通過調査地点） \times 2（往復） = 5,690 人
 ⇒ 「小田原地下街再生事業」による 1 日あたりの歩行者及び自転車通行者の増加： 5,690 人

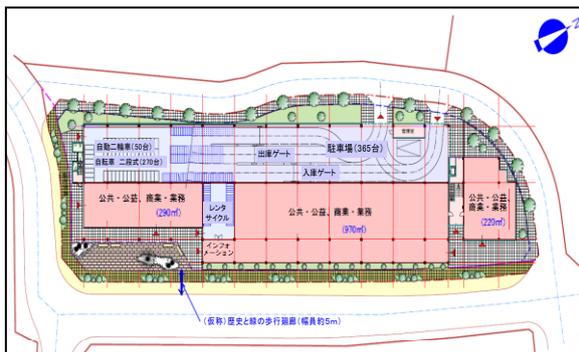
④ お城通り地区再開発事業（社会資本総合整備計画）

お城通り地区再開発事業は、神奈川県と本市で策定した『広域交流拠点整備構想』（平成 11 年 3 月）において優先的に整備すべき事業として「事業優先区域」に位置付けられ、平成 22（2010）年 6 月にお城通り地区再開発事業に係る事業者意向調査を実施、8 月にお城通り地区再開発事業に係る『基本的な事業化方針』を決定、10 月に『小田原駅東口お城通り地区再開発事業基本構想』を策定した。それらに基づき、平成 27（2015）年度の事業完了を目指し、立体駐車場と公共・公益施設（会議室、活動スペース等）などからなる駐車場施設ゾーンと商業・業務施設と公共・公益施設（コンベンション機能等）などからなる広域交流施設ゾーンを整備することとしている。

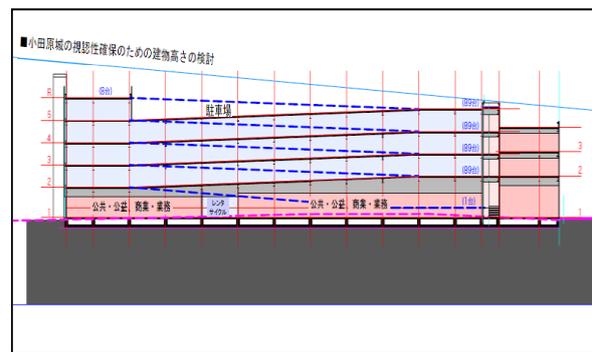
○土地利用の方針図



○駐車場施設ゾーン イメージプラン



平面図（1階部分）

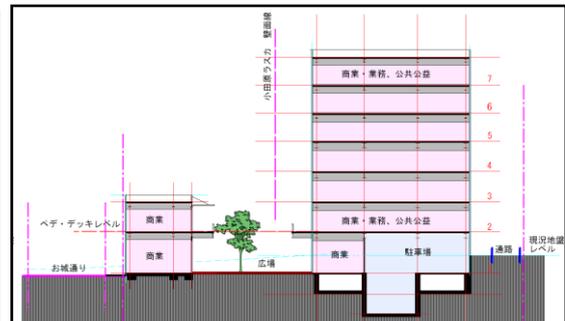


断面図

○広域交流施設ゾーン イメージプラン



平面図（1階部分）



断面図

（資料：小田原駅東口お城通り地区再開発事業 基本構想（平成 22 年 10 月））

本事業では、平成 16 年度小田原駅東口お城通り地区再開発事業効果指標検討業務に基づき、既存の人数も含め、年間来街者が次のとおり 2,111,000 人に増加すると想定している。

●回帰分析による鉄道利用来街者数の推計（年間）：39.9 万人

← 推計モデルに、小田原市東口お城通り地区再開発事業用地事業化検討調査（平成 22 年 3 月）において得られている最新データ（面積や事業費など）を投入して算出

$$\begin{aligned} \text{非定期鉄道乗降客数 (39.9 万人)} & \quad \simeq \quad (\text{業務床面積 } 2,620 \text{ m}^2 \times \text{指数 } 0.0639) \\ & \quad + (\text{公共施設床面積 } 2,494 \text{ m}^2 \times \text{指数 } 0.0321) \\ & \quad + (\text{商業床面積 } 5,824 \text{ m}^2 \times \text{指数 } 0.0024) \\ & \quad + (\text{事業費 } 6,400 \text{ 百万円} \times \text{指数 } 0.0024) \\ & \quad + (\text{基礎数値 } 122.50 \text{ 千人}) \end{aligned}$$

●パーソントリップ調査における鉄道手段分担率：18.9%

$$\Rightarrow \text{鉄道} + \text{非鉄道} = 39.9 \text{ 万人} + (39.9 \text{ 万人} \div 0.189 \times (1 - 0.189)) \simeq 211.1 \text{ 万人}$$

この 1 日あたりのお城通りの歩行者及び自転車通行者数（i）を平成 23（2011）年の実績値で除算し、その増加分を算出（ii）することで、数値の積み上げを行う。

i) 事業想定による 1 日あたりのお城通りの通行者数：2,111,000 人 \div 365 日 \times 2（往復）= 11,567 人

ii) 事業想定：11,567 人 - 平成 23 年実績：5,432 人 = 6,135 人

\Rightarrow 「お城通り地区再開発事業」による 1 日あたりの歩行者及び自転車通行者の増加：6,135 人

➡ 事業の一部（広域交流施設ゾーン整備）の遅延により、本基本計画期間内における効果が一部見込めないため、次のとおり、整備の完了する駐車場施設ゾーンを対象に目標値の積み上げ数値を変更する。（事業全体完了後には上記相当の効果を想定）

上記の年間来街者の算定式に、駐車場施設ゾーンのデータ（面積や事業費）を投入すると、1,127,000 人に増加すると想定される。

i) 事業想定による 1 日あたりのお城通りの通行者数：1,127,000 人 \div 365 日 \times 2（往復）= 6,175 人

ii) 事業想定：6,175 人 - 平成 23 年実績：5,432 人 = 743 人

\Rightarrow 「お城通り地区再開発事業」による 1 日あたりの歩行者及び自転車通行者の増加：743 人

⑤ その他（歩行者及び自転車通行者の増加が見込まれる事業）

以下の事業の実施により見込まれる効果を積み上げて、指標の目標値を設定する。

- ・旧ベルジュ新規建物建設事業
- ・小田原城天守閣展示リニューアル整備事業

<数値目標の進捗状況の把握とフォローアップの考え方>

中心市街地の歩行者及び自転車通行者数は、毎年 12 月の第 2 土曜日に、小田原駅周辺の商店街の 15 地点において、正午から午後 6 時まで行き交う歩行者及び自転車通行者をカウントする「小田原駅周辺主要商店街流動客調査」において調査している商店街流動客数を、当該年の通行者数として捉えていることから、毎年その実績値を把握し、進捗状況の確認が可能であるとともに、中間年度である平成 27 年度の実績値によって目標の達成状況を検証しながら、必要に応じて事業効果を促進するための措置を講じていくこととする。また、計画期間の最終年度終了後にも検証を行う。

(2) 住みたくなる・暮らしやすいまちづくり

【指 標】 居住人口

【目標数値】 平成 29 年度：11,054 人（← 平成 24 年度実績：10,841 人）

<指標の設定>

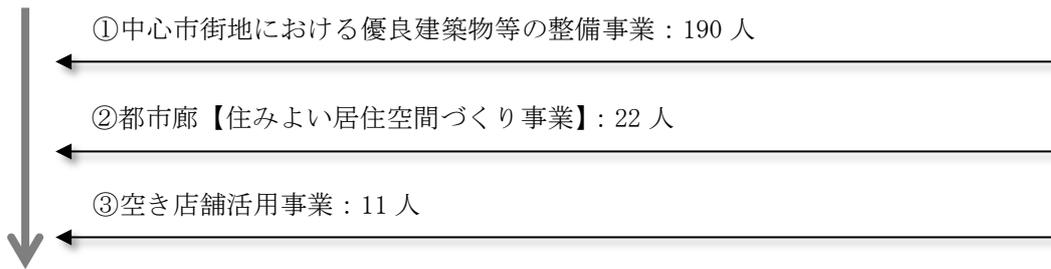
中心市街地を暮らしやすく感じ、実際に住むという行動が把握できる指標としては、中心市街地における居住人口を把握することが適切である。

ここでいう居住人口とは、本市において、5年に一度実施される国勢調査のデータをもとに、毎月の増減データを反映させた推計人口のうち、毎年10月1日現在のものを当該年の居住人口として捉えることとする。

<目標数値の設定>

■平成 24 年度の実績値：10,841 人

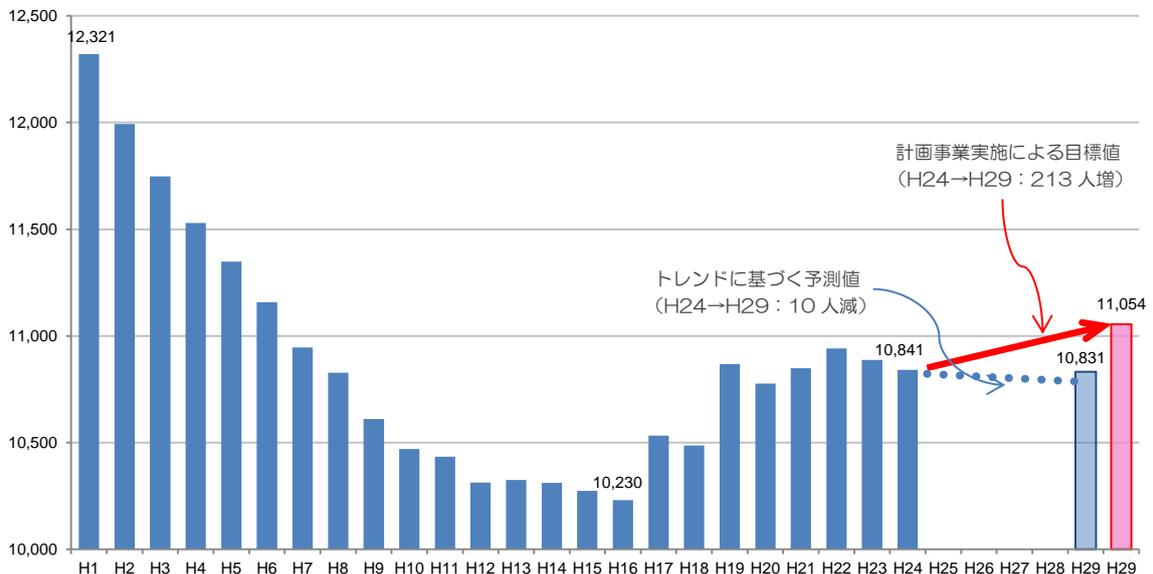
■トレンドに基づく平成 29 年度の予測値：10,831 人



■計画事業の実施による平成 29 年度の目標値：11,054 人

<平成 29 年度のトレンドに基づく予測値と計画事業の実施による目標値>

(単位:人)



中心市街地の居住人口の推移 (実績・予測・目標)

<居住人口が増加すると想定される主な計画事業>

① 中心市街地における優良建築物等の整備事業（社会資本総合整備計画）

中心市街地において、事業者（地権者等）が土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等を整備する事業で、市街地の環境の整備改善や市街地住宅の供給を図るため、市は専門家派遣などにより事業化に向けた合意形成を促進したり、共用施設整備費等の一部を助成したりするなど、土地利用の共同化、高度化等を図る優良建築物等整備事業の促進を図る。

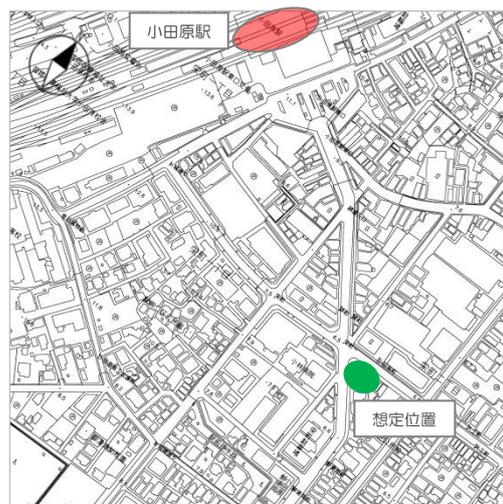
具体的な取組状況としては、権利者法人及び民間事業者が実施主体となっている「(仮称) 緑一番街居住推進プロジェクト」の検討が、次のとおり進んでいる。

●取組箇所

- ・所在地：小田原市栄町一丁目
- ・用途地域：商業地域

●建築計画（想定）

- ・1階部分を商業施設、2階部分を業務施設、3階以上を住居とするファミリー向けマンション
- ・供給戸数：56戸
- ・供給住戸の専用面積：70㎡後半～80㎡前半



本事業においては、実施主体の想定する供給戸数やファミリー向けマンションというプランに基づき、平成23（2011）年の合計特殊出生率を踏まえた1世帯あたりの居住人口を算出（i）し、その供給戸数を乗算することにより、増加すると想定される居住人口を算出（ii）し、数値の積み上げを行う。

- i) 1世帯あたりの想定居住人口：2人（両親）＋合計特殊出生率（平成23年）1.39人＝3.39人
 - ii) 増加する居住人口：想定供給戸数56戸×3.39人＝190人
- ⇒ 「中心市街地における優良建築物等の整備及び支援事業」による居住人口の増加：190人

② 都市廊【住みよい居住空間づくり事業】

小田原駅周辺の恵まれた自然や歴史環境、交通や生活の利便性向上を図り、統一感のある調和のとれた景観、にぎわいのある魅力的な商業空間及び花と緑あふれる街路（歩行者空間）の創造と同時に、持続可能な街なか居住の実現を図るまちづくりの手法が都市廊であり、本事業は、その中で、街なか居住を推進するために商店・住居が一体となった共同建替えを推進するものである。

そのプランについて、平成18（2006）年度に「街なか住まいづくり推進プラン作成業務」が行われ、次の考え方に基づき、居住空間のフロア数を5、各フロアの戸数を1、その棟数を2とするモデルが示されている。

●立地及び敷地の想定

- ・商業地域：容積 400%、建ぺい 80%の立地
- ・街区特性：70m×16m=1120 m²の敷地

●施設計画の条件の想定

- ・居住対象者：ファミリー層、リタイア層夫婦
- ・供給住戸の専用面積：60 m²後半～80 m²前半
- ・その他：1 階部分に商業系床を設定（小田原市開発事業に係る手続き及び基準に関する条例の対象として）

●高さ及び階数の想定

- ・小田原市景観条例及び景観計画に基づくとともに、街なか居住研究会の提案の要素である中低層建物の提案を取り入れ 6 階建て
- ・日照、通風など良好な住環境維持に配慮し、階高を 1 階 4m、2～6 階各 3m 軒高 20m 以内（2～6 階を住居系としてプランニング）

⇒ [フロア数：5] [各フロア戸数：1] [棟数：2] とするモデルプラン

本事業においては、中心市街地における 1 世帯あたりの居住人口を算出（i）するとともに、モデルプランのフロア数、各フロアの戸数、棟数を乗算することにより、増加すると想定される居住人口を算出（ii）し、数値の積み上げを行う。

i) 中心市街地における 1 世帯あたりの居住人口（平成 24 年実績に基づく）：10,841 人÷4,873 世帯=2.22 人

ii) 増加する居住人口：10 戸（5 階×1 戸×2 棟）×2.22 人=22 人

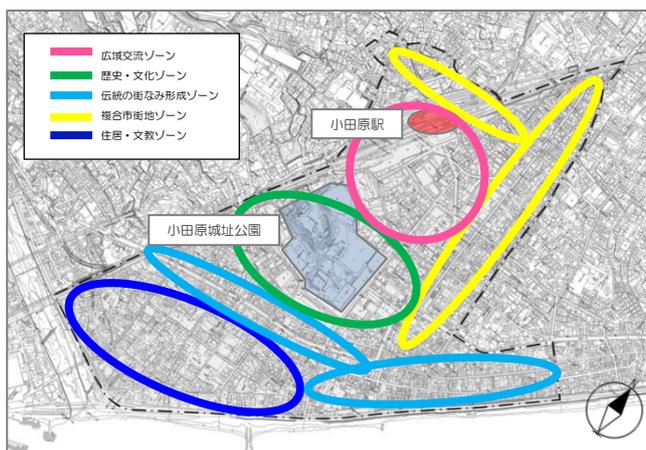
⇒ 「都市廊【住みよい居住空間づくり事業】」による居住人口の増加：22 人

③ 空き店舗活用事業

増加の一途をたどっている中心市街地の空き店舗のうち、特に住居一体型（1 階が店舗、2 階が住居）の空き店舗の活用と解消を進め、中心市街地における商業機能の活性化や利便性、回遊性の向上を図るとともに、合わせて、空き店舗の担い手による居住が進むことにより、居住人口の増加にも寄与するといえる。

空き店舗活用は、まちづくり会社や商店街、商工会議所の補助金を活用した若手民間事業者をはじめとした取組みが、ここ数年増加してきている。また、本市では起業家支援センターを設置し起業家の育成・支援を行っており、その卒業生や利用者が中心市街地の空き店舗を使って起業することを奨励している。こうした取組みは、単に空き店舗に入居させるだけでなく、地域コミュニティの核を形成し、地域住民の暮らしを支え、交流の場ともなってきた商店街を再生するために、まちづくり会社や商店街、商工会議所などと連携・協力して推進していくものであり、暮らしやすい環境づくりを進め、居住の推進につなげるものである。

特に、複合市街地ゾーンや伝統の街なみ形成ゾーンにおいては、平成 23 年度に実施した空き店舗活用方策の検討における実態調査において、住居と一体となった空き店舗が目立って多く存在していることから、このエリアを中心に活用を進めることとしている。まちづくり会社の家守事業も含め、空き店舗の活用を推進し、商店街への補助金などを活用した中で、住居と一体となった空き店舗の活用を官民協働により進めていく。



中心市街地のゾーン形成図

本事業においては、中心市街地における 1 世帯あたりの居住人口を算出 (i) するとともに、事業実施期間である平成 25 (2013) ~29 (2017) 年度の 5 年間で複合市街地ゾーンにおいて 2 軒、伝統の街なみ形成ゾーンにおいて 3 軒の空き店舗の活用 (各年度 1 軒を目安) を図ることから、5 戸を乗算することにより、増加すると想定される居住人口を算出 (ii) し、数値の積み上げを行う。

i) 中心市街地における 1 世帯あたりの居住人口 (平成 24 年実績に基づく) : $10,841 \text{ 人} \div 4,873 \text{ 世帯} = 2.22 \text{ 人}$

ii) 増加する居住人口 : $5 \text{ 戸} (1 \text{ 戸} \times 5 \text{ 年}) \times 2.22 \text{ 人} = 11 \text{ 人}$

⇒ 「空き店舗活用事業」による居住人口の増加 : 11 人

<数値目標の進捗状況の把握とフォローアップの考え方>

中心市街地の居住人口は、5 年に一度実施される国勢調査のデータをもとに、毎月の増減データを反映させた推計人口のうち、毎年 10 月 1 日現在のものを当該年の居住人口として捉えていることから、毎年その実績値を把握し、進捗状況の確認が可能であるとともに、中間年度である平成 27 年度の実績値によって目標の達成状況を検証しながら、必要に応じて事業効果を促進するための措置を講じていくこととする。また、計画期間の最終年度終了後にも検証を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、江戸時代は東海道沿いの宿場町を中心に形成されていたが、大正期の小田原駅開設以降から徐々に駅周辺に商業重心が移動し、現在の地域に形成されてきた。県西地域はもとより富士箱根伊豆交流圏の広域交流拠点となる小田原駅は、鉄道やバスが集中し、多くの利用客があるため、中心市街地が本市のみならず県西地域の経済・産業の発展を牽引してきたといえる。

しかし、近年、市街地の郊外化や中心市街地の空洞化が進み、小田原駅前店舗の撤退・閉店が相次いだことから、中心市街地の整備・活性化はまちづくりを進めていくうえで大きな課題となっている。

昭和 51（1976）年に小田原駅東口に開設した小田原地下街は、平成 14（2002）年に小田原地下街（株）による経営が破綻し、その後、平成 15（2003）年に（株）アミーおだちかによる運営がなされたものの、平成 19（2007）年に閉鎖しており、それ以来、小田原地下街は地下歩道機能のみとなったままである。一方で、平成 15（2003）年には、小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）が開通させるとともに、駅前広場の整備などを行い、小田原の顔としての機能整備を進めてきた。

小田原の玄関口である小田原駅を中心として広がる中心市街地は、城下町・小田原の顔として、その特性や魅力を十分に活かした、人々が訪れたいくなる、うるおいやすらぎの感じられる快適な都市空間を整備する必要があることから、平成 17（2005）年に、緑化や色彩、ユニバーサル、案内板、「無電柱化を柱にした『中心市街地アメニティデザインマニュアル』を策定し、アメニティを高めることにより、中心市街地のより一層の魅力向上に取り組んできた。

同じく平成 17（2005）年に、良好な住居環境や都市環境を維持・保全していくために必要なルールとして、市街化区域全域を対象に高度地区を都市計画決定し、さらに、景観法に基づく小田原市景観計画及び景観条例を制定し、小田原城周辺地区と小田原駅周辺地区などを景観計画重点区域に位置付けた。また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくために必要な事項を定めた『小田原市歴史的風致維持向上計画』が平成 23（2011）年 6 月に国からの認定を受け、歴史的風致の維持向上を図り、次世代に継承していこうとしている。

(2) 市街地の整備改善の必要性

蓄積性のある中心市街地の活性化を図っていくため、街なみ環境の価値を高め、地域の特性を活かした市街地の整備改善を進めるためのルールづくりなど、ソフト面の取組みが充実してきている中で、より効果的な利活用を図るため、それらと連携した歴史的・文化的施設の整備改善や回遊ルートなどの面的整備など、価値を高めるハード面での改善が必要となっている。

また、これらの施設機能などをより効果的なものにするために、整備改善の核となる商業・業務機能などの都市機能の集積も一体的、総合的に進めることが求められる。

(3) フォローアップについての考え方

本基本計画に位置付けた事業については、各年度末に事業の進捗状況の調査を行う。必要に応じて事業促進のための改善措置を講じ、推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 清閑亭保存整備活用事業（清閑亭の整備）</p> <p>【事業内容】 老朽化が著しい国登録有形文化財「清閑亭」の適切な整備・改修を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 23～32 年度</p>	小田原市	<p>清閑亭の改修を行い、観光客や市民の憩いの場、回遊ネットワークの拠点として、また、邸園文化を発信する施設として整備することで、まち歩きなどの交流人口の増加に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の基幹事業（小田原城城下町地区街なみ環境整備事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成 23～27 年度</p>	
<p>【事業名】 清閑亭保存整備活用事業（清閑亭周辺散策路整備）</p> <p>【事業内容】 小田原城周辺施設から清閑亭までの回遊性を向上させるため、散策路や藤棚西側広場などの整備を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 24～31 年度</p>	小田原市	<p>街なかの回遊性を向上させるため、散策路や広場などの整備を図る。</p> <p>散策路整備に伴い清閑亭の観光回遊拠点としての機能が強化される。</p> <p>この事業は“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の基幹事業（小田原城城下町地区街なみ環境整備事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成 24～31 年度</p>	
<p>【事業名】 清閑亭活用事業</p> <p>【事業内容】</p>	小田原市	<p>国登録有形文化財（歴史的建造物）である清閑亭（旧黒田長成侯爵別邸）を、適切な維持管理のもと施</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p>	

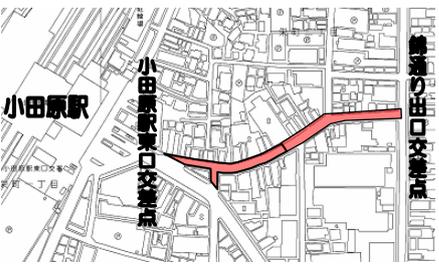
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>清閑亭の適切な維持管理を行うとともに、利活用を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 23～32 年度</p>		<p>設運営する。</p> <p>この地に根付いた邸園文化の回遊・交流拠点としての価値を周知・発信するため、建物、庭園を公開する。また、住居・文教ゾーンや周辺地域に点在する政財界人の別邸を回遊する仕組みとして、邸園文化ネットワークの連携事業を実施する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の効果促進事業</p>	<p>【実施時期】 平成 23～25 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原文学館整備事業（施設等整備改修）</p> <p>【事業内容】 文学館、文学館別館（白秋童謡館）の整備改修を行うとともに、歴史的価値の発信のための案内板などの設置を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 25～28 年度</p>	<p>小田原市</p>	<p>文学館、文学館別館を貴重な展示施設、回遊拠点として整備する。</p> <p>〔白秋童謡館〕 白秋と同時期に小田原に居を構えた元宮内大臣、田中光顕の別邸。貴重な文学資料を展示するとともに、西海子小路界限の歴史的風致の一つの要素として保全を図る。</p> <p>〔公衆トイレ整備〕 文学散歩、西海子小路散策の拠点として公衆用トイレを設置し回遊性、滞留時間を高める。</p> <p>〔案内板、解説板〕 周辺に点在する文学者の生家などを「文学の道」のポイントとして整備する。</p> <p>この事業により、来街者の回遊性向上を図ることが期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の基幹事業（小田原城城下町地区街なみ環境整備事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成 25～28 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原文学館整備事業（庭園整備）</p> <p>【事業内容】 庭園整備により施設全体の価値向上</p>	<p>小田原市</p>	<p>文学館、文学館別館（白秋童謡館）の整備に合わせて、散策拠点として庭園植栽を整備する。</p> <p>歴史的風致の向上にも寄与する。</p> <p>この事業により、来街者の回遊性向上を図ることが期待できること</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>を図る。 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>		<p>から、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。 ※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の効果促進事業</p>		
<p>【事業名】 街かど博物館活用事業 【事業内容】 小田原の産業に関わる製品とものづくりの結びつきを紹介する街かど博物館に歴史や文化が感じられる看板を設置する。 【実施時期】 平成 23～32 年度</p>	小田原市	<p>歴史的風致の維持向上に資するため、伝統や街なみに調和した看板などを設置する。 この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。 〔看板の例〕  ※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の効果促進事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	
<p>【事業名】 歴史的風致形成建造物等整備事業 【事業内容】 歴史的風致形成建造物に指定した建造物などの整備を行う。 【実施時期】 平成 23～32 年度</p>	小田原市	<p>歴史的建造物を、歴史的風致形成建造物に指定し、修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史・文化資産の活用に寄与する。 さらに、街なみ環境の形成に寄与し、街の価値を向上させる。 この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。 ※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の基幹事業（小田原城城下町地区街なみ環境整備事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 26～32 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原散策マップ等作成事業 【事業内容】 城下町としての歴史資源を発信するため散策パンフレ</p>	小田原市	<p>観光客などのまち歩きを促進するため、情報の提供や回遊ルートを設定した散策マップを作成し、城下町としての歴史資源を発信していく。 この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加を図ること</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 【実施時期】 平成 24～27 年度</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>ットを作成する。 【実施時期】 平成 23～32 年度</p>		<p>が期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。 ※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の効果促進事業</p>		
<p>【事業名】 銀座・竹の花周辺地区におけるまちなみ環境の向上 【事業内容】 銀座通り～竹の花通り（総延長約800m）の街なみ環境に配慮した道路整備を行う。 【実施時期】 平成 23～32 年度</p>	小田原市	<p>旧甲州道としての歴史を持つ銀座・竹の花周辺地区についてまちなみと調和した小公園、歩道緑化、路面舗装、電線地中化、駐輪場整備などの通りの整備を行うとともに、エリア内建築物の色彩統一など景観整備を行う。 この事業により中心市街地の商業集積のメインストリート（国道255号）が整備されることから、来街者の誘引に寄与し、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。 ※社会資本総合整備計画「小田原城城下町地区における街なみ環境の向上」の基幹事業（銀座・竹の花周辺地区街なみ環境整備事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 23～32 年度</p>	
<p>【事業名】 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業 【事業内容】 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づき、御用米曲輪の整備を行う。 【実施時期】 平成 22～30 年度</p>	小田原市	<p>史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づき、御用米曲輪の整備を行う。 この事業により、小田原城がもつ歴史的観光価値の拡大につながることから“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 ・文化庁国宝重要文化財等保存整備費補助金 ・神奈川県指定文化財保存修理等補助金 【実施時期】 平成 22～30 年度</p>	
<p>【事業名】 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構整備事業 【事業内容】 八幡山古郭・総構整備の基本計画、基本設計、実施設計を策定し、保存と活用を</p>	小田原市	<p>歴史的価値の高い文化遺産である史跡小田原城跡の八幡山古郭・総構を保存管理し、整備活用していくため、史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画を策定しており、今後、基本計画、基本設計、実施設計を策定して整備を行う。 この事業により、城下町として培われてきた歴史的・文化的な地域資</p>	<p>【支援措置】 ・文化庁国宝重要文化財等保存整備費補助金 ・神奈川県指定文化財保存修理等補助金 【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>図る。 【実施時期】 平成 24～32 年度</p>		<p>源に磨きをかけることにつながることから“訪れたいくなる・歩きたいなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>平成 24～32 年度</p>	
<p>【事業名】 緊急輸送路沿い建築物耐震診断事業費補助事業 【事業内容】 地震など災害時の円滑な避難、救護、物資輸送の緊急輸送路を確保するため、耐震診断に補助を行う。 【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>小田原市</p>	<p>中心市街地内の縦横に位置する幹線道路は、災害時の緊急輸送路に指定されている。緊急輸送路は災害時の円滑な避難救急消防活動のための大動脈である。 旧耐震基準で建築された緊急輸送路沿いの特定建築物について耐震診断費用の一部を補助することにより、既存建築物強化を図り安全性の向上に寄与する。 この事業は、“住みたくない・暮らしやすいまち”の実現に必要である。 [対象となる道路] 国道 1 号、国道 255 号、県道 73 号、県道 74 号、市道 0001 号 ※社会資本総合整備計画「神奈川県における住宅・建築物安全ストック形成事業」の基幹事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) 【実施時期】 平成 24～27 年度</p>	
<p>【事業名】 計画的な維持管理による安全・安心な道路環境の確保(市道 0002 号改修事業) 【事業内容】 歩行者天国が行われる市道 0002 号を、安全・安心で快適な道路環境とするため、改修を行う。 延長:240m 幅員:10.3m 【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	<p>小田原市</p>	<p>本線は小田原駅と国道 255 号を結ぶ幹線市道であり、商業施設が並ぶコミュニティ道路でもある。経年劣化が著しく舗装修繕を実施し安全・安心な道路環境確保を図り、市街地の活性化に寄与する。 この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいなるまち”と“住みたくない・暮らしやすいまち”の実現に必要である。 [工事区間]</p>  <p>※社会資本総合整備計画「計画的な維持管理による安全・安心な道路環境の確保」の基幹事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (道路事業) 【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	
<p>【事業名】</p>	<p>小田原市、</p>	<p>小田原駅周辺の恵まれた自然、歴</p>	<p>【支援措置】</p>	

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
都市廊（もてなしの道路空間づくり事業） 【事業内容】 民地歩道（セットバック）の活用や駐輪場、バス停の整備により、ゆとりある道路空間を形成する。 【実施時期】 平成 25 年度～	民間事業者	史環境を活かし、回遊性や利便性、地域コミュニティの再生などに配慮した、歩いて楽しい、快適で魅力的な街なか空間づくりを進める。 街なか緑化も含め、快適で魅力的な街なか空間づくりを進めることは、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。 ※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業	社会資本整備総合交付金 【実施時期】 平成 26～28 年度	
【事業名】 下水道総合地震対策事業及び下水道長寿命化計画事業 【事業内容】 中心市街地約 50ha の下水管の整備を行う。 【実施時期】 平成 22～30 年度	小田原市	地震被害対策として、第十七号汚水幹線（中心市街地を東西に横断する）の更生工事を実施するとともに、重要な下水管路の耐震化及び、その他管路の効果的な維持延命工事を実施する。 この事業は、安全・安心な生活環境に寄与することから、“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。	【支援措置】 ・社会資本整備総合交付金（下水道総合地震対策事業） ・社会資本整備総合交付金（下水道長寿命化支援制度） 【実施時期】 平成 26～30 年度	
【事業名】 天守閣耐震補強事業 【事業内容】 小田原城天守閣の耐震補強などの基本設計、実施設計を策定する。 【実施時期】 平成 25、26 年度	小田原市	小田原城天守閣耐震改修等検討委員会により、耐震補強工法をはじめ、バリアフリーの検討、展示リニューアルの検討も行う。 この事業により、小田原の観光シンボルである小田原城の安全性と利便性の向上が期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（住宅建築物安全ストック形成事業） 【実施時期】 平成 25、26 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 景観形成修景事業 【事業内容】 景観計画重点区域内における建築物などの新築や外観	小田原市	市では、平成 5 年に小田原市都市景観条例を制定し、建築物や工作物の景観誘導に取り組んできた。 その後、景観法に基づく小田原市景観計画において、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区などを景観計		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>の色彩変更などの行為のうち、優れた景観への誘導を促進し、景観形成に寄与するものに対し、屋根や外壁などの外観部分に要した費用の一部補助を行う。</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>		<p>画重点区域として、今後も景観形成の取り組みを継続させ、小田原のまちをさらに美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継ぐこととした。</p> <p>そこで、景観計画重点区域内の外観改修費用を補助し、良好な景観形成に寄与する。</p> <p>この事業は“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 城址公園植栽管理事務</p> <p>【事業内容】 小田原城址公園の桜の樹木の診断結果などに基づき、桜の植え替えを行う。</p> <p>【実施時期】 平成24～30年度</p>	小田原市	<p>小田原城址公園内の桜（ソメイヨシノ）は、樹木緊急診断の結果、E判定（不健全・要植替）のものが17本あった。今後、桜を保存していくためには、対象樹木の補植・更新が必要となる。</p> <p>この事業により、誘客効果も絶大である城址公園の桜を維持していくことが可能となることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 保存樹・保存樹林奨励金交付事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地の良好な緑樹環境を維持するため、保存樹・保存樹林の所有者に対し奨励金を交付する。</p> <p>【実施時期】 昭和49年度～</p>	小田原市	<p>地域で親しまれてきた老木や銘木、良好な自然環境を形成する樹木や樹林を保存することで、都市の美観・風致を維持する。</p> <p>維持管理を行う所有者奨励金を交付し、支援する。（中心市街地内では4か所指定）</p> <p>この事業により、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間創に寄与することから、“住みたいくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 津波避難施設指定事業</p> <p>【事業内容】 小中学校をはじめとする公共施設などを、津波一時避難施設として指定する。</p>	小田原市	<p>海拔10m未満の区域のある15の地区自治会連合会の区域の小中学校やその他の市有の公共施設を津波一時避難施設として指定するとともに、県施設とも協定締結する。</p> <p>また、当該地域の自治会役員などとの協働で、国の定める「3階建て以上」「鉄筋コンクリート構造」「新耐震基準に適合」など、津波避難ビ</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>		<p>ルとして要件を満たすマンションや業務施設・地区自治会・市と協定を締結する。</p> <p>その結果、中心市街地 13 施設を津波一時避難施設として指定した。</p> <p>この事業により、安全で安心して暮らせる地域づくりが期待できることから“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 市街地沿道ほか草花等配布事業</p> <p>【事業内容】 商店街を中心に市民の協力を得てフラワープランターを設置する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	小田原市	<p>小田原駅本町線沿線などの 3 路線の商店街を中心にフラワーポットを設置し、年 2 回草花などを配布し、市街地の環境緑化を推進する。</p> <p>この事業により、訪れた人が快適に歩いて楽しめる、回遊性に配慮したもてなし空間づくりが期待できることから、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 上水道老朽管更新事業</p> <p>【事業内容】 上水道の老朽管を耐震性の高い管に更新する。 総延長：320m 直径：200 mm</p> <p>【実施時期】 平成 25～27 年度</p>	小田原市	<p>東海地震、神奈川県西部地震の被害が懸念される中、ライフラインの根幹である上水道設備のうち、国道 135 号（南町 4 丁目）に埋設されている老朽管を耐震性の高い管に更新する。</p> <p>この事業は、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原城天守閣展示リニューアル整備事業</p> <p>【事業内容】 小田原城天守閣内の展示を全面的に見直す。</p> <p>【実施時期】 平成 27～28 年度</p>	小田原市	<p>小田原城天守閣は、昭和 35 年に再建されてから 50 年以上が経過しているため、来館者の安全確保を第一に耐震改修を行い、併せて来館者の満足度の向上を図るため、展示の全面リニューアルを実施する。</p> <p>この事業により、観光客などの小田原城及び周辺施設への回遊性が高まることが期待されることから、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性
<p>(1) 現状分析</p> <p>本市の都市福利施設で、中心市街地にあるもののうち、小田原市郷土文化館（昭和 30（1955）年）、小田原市立図書館（昭和 34（1959）年）、小田原市民会館（昭和 37（1962）年）、御幸の浜プール（昭和 45（1970）年）、小田原社会福祉センター（昭和 49（1974）年）、小田原スポーツ会館（昭和 54（1979）年）などは老朽化している。一方で、中心市街地以外の都市福利施設は、保健センター（昭和 63（1988）年）、上府中公園・小田原球場（平成 2（1990）年）、生きがいふれあいセンターいそしぎ（平成 4（1992）年）、かもめ図書館（平成 6（1994）年）、小田原フラワーガーデン（平成 7（1995）年）、小田原アリーナ（平成 8（1996）年）、小田原テニスガーデン（平成 9（1997）年）など、中心市街地の施設よりも比較的新しいものが多い。</p> <p>このような状況の中、大規模小売店の撤退などで中心市街地の空き店舗が増えたことなどから、女性プラザ（平成 16（2004）年）、市民活動サポートセンター（平成 16（2004）年）、市民学習フロア（平成 17（2005）年）、街なか起業家支援センター（平成 17（2005）年）が開設され、新たな活動拠点として活用されてきたが、市民学習フロアは稼働率や費用対効果の観点から平成 23（2011）年に閉館し、同じビルに入居していた街なか起業家支援センターは中心市街地内の他の空き店舗へ移転している。</p> <p>一方、商業・業務機能などについても、平成 19（2007）年以来、公共地下歩道のみの利用になっている小田原地下街の再生や、小田原駅東口に広がるお城通り地区の再開発など、中心市街地の停滞を表す大きな課題が存在している。</p> <p>(2) 都市福利施設の整備の必要性</p> <p>『広域交流拠点整備構想』により位置付けられ、小田原駅周辺の交流拠点として役割を担うことが求められているお城通り地区再開発事業と、現在は公共地下歩道機能としてのみの使用となっている小田原地下街の再生事業については、それらを取り巻くさまざまな事業も含め、商業・業務機能としても都市福利の機能としても、本市の中心市街地活性化において、核となる重要な役割を担っており、一体的、総合的な発展のために、整備が必要なものである。</p> <p>芸術文化創造センター整備事業とそれに付随する事業についても、建設後すでに 50 年以上が経過し老朽化した小田原市民会館に代わり、これからの時代に相応しい芸術文化創造の拠点とするため、また、中心市街地活性化のための回遊拠点として、お城通り地区再開発事業や小田原地下街再生事業と並び、中心市街地の一体的、総合的な整備、発展のために必要となっている。</p> <p>(3) フォローアップについての考え方</p> <p>基本計画に位置付けた事業については、各年度末に事業の進捗状況の調査を行う。必要に応じて事業促進のための改善措置を講じ、推進を図る。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 お城通り地区再開発事業</p> <p>【事業内容】 広域交流施設ゾーンは、商業・業務施設と公共・公益施設（コンベンション機能等）による複合集客施設及び広場の整備を図る。駐車場施設ゾーンは、立体駐車場の整備と、駐車場施設の1階部分に公共・公益施設（会議室、活動スペース等）などを配置する。</p> <p>【実施時期】 平成23～31年度</p>	<p>（一財）小田原市事業協会、民間事業者</p>	<p>お城通り地区再開発事業については、神奈川県と小田原市で策定した『広域交流拠点整備構想』の中で、優先的に整備すべき事業として「事業優先区域」に位置付けられている。</p> <p>同事業は、駐車場施設ゾーンの整備（駐車台数350台程度を目途に確保、公共・公益施設（会議室、活動スペース等）などの配置）及び広域交流施設ゾーンの整備（商業・業務と公共・公益（コンベンション機能等）の複合集客施設と広場の整備）を推進することで、小田原駅周辺地区に求められている広域的な人・もの・情報などの交流拠点としての役割を担い、その交流の場を支える都市機能の整備を図るとともに、中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”と“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の豊かな地域資源を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の基幹事業（小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業）</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>【実施時期】 平成25～31年度</p> <p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業（小田原駅周辺地区））</p> <p>【実施時期】 平成27～31年度</p>	
<p>【事業名】 小田原地下街再生事業</p> <p>【事業内容】 地域の魅力やその情報を発信するとともに、地域の素材を活かした商品の販売などにより、市内への回遊拠点と地域経済振興の拠点として、地下街を再生する。</p> <p>【実施時期】</p>	<p>小田原市</p>	<p>昭和51年に開業した小田原地下街は、平成19年6月末をもって商業施設の営業が停止し、現在は公共地下歩道機能のみとなっている。長年、小田原駅前の顔として、また中心市街地の核となる商業施設として市民に親しまれてきた施設であり、にぎわいのあるまちづくりには欠くことのできない施設である。</p> <p>中心市街地の活性化及び地域経済振興の戦略拠点施設として、地域資源の活用や回遊性の向上など、新しい価値を備えた公共空</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>【実施時期】 平成23～26年度</p>	

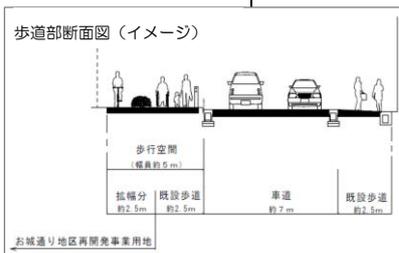
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
平成 23～26 年度		<p>間を創出するための施設として再生を目指す。</p> <p>この事業は、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”と“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p> <p>〔施設概要〕 施設名：小田原地下街 階数：地上 3 階、地下 2 階 構造：耐火構造 敷地面積：6,531 m² 延床面積：7,983 m² 施設用途：地域交流施設（情報センター、屋内公開広場等）、商業施設</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の豊かな地域資源を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の基幹事業（小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業）</p>		
<p>【事業名】 市民ホール整備事業</p> <p>【事業内容】 芸術文化創造の拠点として市民ホールを整備する。</p> <p>【実施時期】 平成 24～33 年度</p>	小田原市	<p>現在の市民会館は、建設から 50 年以上が経過しているため、最新の舞台装置や音響設備を備えた新たな施設整備が求められている。</p> <p>生活の質的な要求度とともに、芸術文化への関心が高まり、優れた芸術文化に触れるとともに、自らの活動発表の場として活用できるよう、芸術文化創造の拠点として市民ホールを整備し、回遊拠点機能の向上に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>〔施設概要〕 位置：本町一丁目 138 番 6 ほか 階数：地上 3 階、地下 1 階（予定） 構造：耐火構造 敷地面積：9,346.91 m² 延床面積：約 7,500 m²（予定） 施設用途：地域交流施設、駐車場</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>【実施時期】 平成 24～33 年度</p>	旧「芸術文化創造センター整備事業」

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の基幹事業（小田原城周辺地区暮らし・にぎわい再生事業）		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 お城通り緑化歩道整備事業</p> <p>【事業内容】 市道 2216 号（お城通り）の再開発事業用地側の歩道及び滞留部分を整備する。 延長：約 250m 幅員：約 13.5～15.5m</p> <p>【実施時期】 平成 23～31 年度</p>	小田原市	<p>市道 2216 号（お城通り）は「(仮称) 歴史と緑の歩行回廊」の形成における重要な一区間として整備が必要であるとともに、駅と城を結ぶ緑豊かでゆとりある歩行空間を確保するため、再開発事業用地側の現在の歩道幅員から、さらに約 2.5mの拡幅を行い、電線類地中化事業と連携を図りながら幅員約 5mの緑化歩道として整備する。また、併せて、歩行者の滞留に供する部分（ポケットパーク約 160㎡）の整備を行う。</p> <p>基幹事業である小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業（お城通り地区再開発事業）に合わせて景観の向上と緑豊かでゆとりある歩行空間を創出するとともに、回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたい・暮らしたいまち”の実現に必要な。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の豊かな地域資源を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の関連社会資本整備事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 23～31 年度</p>	
<p>【事業名】 情報案内板設置事業</p> <p>【事業内容】</p>	小田原市	<p>主要な歩行者動線となる箇所、地域内に点在する歴史・文化的遺産や観光資源、公共施設などの情報の案内板を設置（お城通り</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】</p>	



事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>小田原駅周辺地区暮らし・にぎわい再生事業の実施に伴い、案内板を設置し中心市街地の回遊性を高める。</p> <p>【実施時期】 平成 26～31 年度</p>		<p>歩道内に 3 か所) し、来訪者の利便性と交流・回遊性の向上を図る。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要なものである。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の豊かな地域資源を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業</p>	<p>平成 26～31 年度</p>	
<p>【事業名】 芸術文化活動活性化事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地において、ミュージックストリート（演奏活動）やダンス、パフォーマンスイベント、まちなか美術館などを随時開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 25～28 年度</p>	<p>小田原市</p>	<p>新しい芸術文化創造センターが、鑑賞活動の場としてだけではなく、音楽やアートなどあらゆるジャンルの人が関わりながら創り上げていく芸術文化の拠点となり、活気と回遊を生み出し、街なかのにぎわいを創出する。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要なものである。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 25～28 年度</p>	
<p>【事業名】 芸術文化創造活動担い手育成事業</p> <p>【事業内容】 ワークショップなどを開催し、芸術文化創造の担い手を育成する。</p> <p>【実施時期】 平成 24～28 年度</p>	<p>小田原市</p>	<p>新しい芸術文化創造センターを拠点とした、アウトリーチ、ワークショップ・セミナーなどを開催し、小田原の芸術文化創造活動の担い手を効果的に育成する。</p> <p>クリエイティブな新しい活力が起り、芸術文化の担い手が、市民芸術文化創造センターを拠点として活動するとともに、新しいにぎわいが生まれる。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要なものである。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 24～28 年度</p>	
<p>【事業名】 誘導サイン等設置事業</p> <p>【事業内容】</p>	<p>小田原市</p>	<p>小田原駅から芸術文化創造センター建設地である三の丸地区までの周辺地域内に、案内板・表示板・芸術文化創造センターなどの催事</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>小田原城周辺地区暮らし・にぎわい再生事業の実施に伴い、お堀端通りを中心に、案内板を設置し中心市街地の回遊性を高める。</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p>		<p>情報板などを設置（周辺市道の歩道内など 22 か所）する。</p> <p>効果的に配置することにより、地域内の回遊性を高め、各整備施設などへの集客の拡大を図る。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業</p>	<p>平成 26 年度</p>	
<p>【事業名】 おだびよ子育て支援センター運営事業</p> <p>【事業内容】 子育て支援センターを開設し、育児相談、子育て広場の運営を行うとともに、子育て情報を発信する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>小田原市</p>	<p>小田原駅西口から徒歩 3 分の立地にある子育て拠点としての役割を担う施設で、親子で自由に過ごすことやお母さんのリフレッシュ、仲間づくりができるコミュニティなど、立地を活かした利用しやすい都市型子育て支援施設として、“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 ・保育緊急確保事業費補助金 ・安心こども交付金事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 25～26 年度</p> <p>【支援措置】 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

本市の人口は、市全体では平成7(1995)年まで、年間約1,000人という安定した増加傾向にあったが、平成11年(1999)年の200,692人をピークに減少に転じ、平成23(2011)年は197,733人となっている。その一方で、世帯については、緩やかに増加し続けている。

中心市街地の人口は、平成元(1989)年は12,321人であったが、減少の一途をたどっていた。その後、平成17(2005)年以降は増加傾向に転じ、現在も概ね継続しており、平成24(2012)年の人口は、最も少なかった平成16(2004)年から611人増加し、10,841人となっている。

中心市街地の人口の増加の主な要因として、平成15(2003)年ごろから中心市街地内で小田原城天守閣や相模湾、箱根連山が望めるという眺望を付加価値とした大規模な高層マンションが建設されたことや、平成17(2005)年に市街化区域を対象とした高度地区の都市計画決定がなされたことで、マンションの建築申請がさらに高まったことなどが推察される。

また、神奈川県西部地震、東海地震などの危険性が指摘され、対策を講じてきたが、東日本大震災以降、相模湾に面した海拔10メートル未満のエリアがある中心市街地においては、安全で安心な暮らしを守るための防災対策がより重要度を増している。

街なか居住という視点では、平成15(2003)年度に市民、学識経験者、行政で「街なか居住研究会」を組織し、小田原の街なか居住のあり方を検討したほか、平成17(2005)年度には、街なかの商業と住居が混在した地区の土地所有者などに対して、「街なか住まいづくりに関するアンケート調査」を実施し、建物の建替えや低未利用地の利活用の意向、また、共同住宅などの建設の意向について調査するとともに、共同化や建替えの課題や事業化に積極的な地区の抽出などを行っている。

(2) 街なか居住の推進の必要性

中心市街地の居住人口は、ここ数年間、増加傾向から横ばいになりつつあるが、都市福利施設などの建物の老朽化や更新時期の到来、空き店舗の増加などにより、公共サービス機能の低下や都市機能の衰退などが進み、良好な街なか居住が進んでいるとは言えない。現在の人口減少社会において、中心市街地への人口の集約化も視野に入れながら、それらの建物のリニューアルなども含め、居住と商業集積を一体的に進める都市機能の集積による街なか居住の推進が求められる。

さらに、子育て支援や防災対策など、街なか居住を支えるソフト部分に係るまちづくりも、合わせて推進する必要がある。

(3) フォローアップについての考え方

基本計画に位置付けた事業については、各年度末に事業の進捗状況の調査を行う。必要に応じて事業促進のための改善措置を講じ、推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地における優良建築物等の整備事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地における土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等を整備する。</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	地権者、民間事業者	<p>中心市街地において、事業者（地権者など）が土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等を整備する事業で、市街地の環境の整備改善や市街地住宅の供給を図るため、市は専門家派遣などにより事業化に向けた合意形成を促進したり、共用施設整備費の一部を助成したりするなど、土地利用の共同化、高度化等を図る優良建築物等整備事業の促進を図る。</p> <p>この事業は、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金 （優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	
<p>【取組状況】（仮称）緑一番街居住推進プロジェクト [期間：平成 23～27 年度] [主体：権利者法人、民間事業者]</p> <p>中心市街地において、共同化、高度化などを行い、魅力的な商業施設の配置により来街者の回遊性の向上とにぎわい空間の創出につなげるとともに、ファミリー向けマンションの整備により街なか居住を推進する。</p>				
<p>【事業名】 地震被害軽減化促進事業</p> <p>【事業内容】 危険な塀などの撤去や木造住宅の耐震診断、耐震設計、工事監理及び耐震改修工事に対する経費の一部を補助する。</p> <p>【実施時期】 平成 8 年度～</p>	小田原市	<p>危険な塀などの撤去や木造住宅の耐震診断、耐震設計、工事監理及び耐震改修工事に対する経費の一部を補助していく。</p> <p>この事業により、地震に強い安全なまちづくりを推進することが期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（住宅建築物安全ストック形成事業）</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 おだぴ子育て支</p>	小田原市	小田原駅西口から徒歩 3 分の立地にある子育て拠点としての役割	<p>【支援措置】 ・保育緊急確保</p>	再掲

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>援センター運営事業</p> <p>【事業内容】 子育て支援センターを開設し、育児相談、子育て広場の運営を行うとともに、子育て情報を発信する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>		<p>を担う施設で、親子で自由に過ごすことやお母さんのリフレッシュ、仲間づくりができるコミュニティなど、立地を活かした利用しやすい都市型子育て支援施設として、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>事業費補助金 ・安心こども交付金事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 25～26 年度</p> <p>【支援措置】 子ども・子育て支援交付金</p> <p>【実施期間】 平成 27 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市廊(住みよい居住空間づくり事業)</p> <p>【事業内容】 街なか居住を推進するために商店・住居が一体となった共同建替えを推進する。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	小田原市、民間事業者	<p>共同建替えを推進することにより、連続した回遊性や利便性、地域コミュニティの再生などに配慮した、歩いて楽しい、快適で魅力的な街なか空間づくりを進める。</p> <p>この事業は、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 はつらつ健康相談事業</p> <p>【事業内容】 心身の健康や生活習慣病などに関する個別の相談に応じ、生活改善のための指導及び助言を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	小田原市	<p>地域に出向き、健康おだわら普及員の協力を得ながら、身近な公民館などで、血圧、体脂肪、血管年齢測定などの簡単な健康チェックや健康相談を行う。</p> <p>この事業により、地域ぐるみで健康づくりへの意識を高めることで快適に暮らせる住環境の形成が期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 市町村健康事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 共に育ち合う子育てにやさしいまちづくり事業</p> <p>【事業内容】</p>	民間事業者	<p>おだびよ利用者のママさんのクチコミ情報による城山商店会、小田原駅周辺の「親子でさんぽMAP」を作成し、子育て世代の利便性を図る。</p> <p>地域の絆を深める「子育てにやさし</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>城山商店会にある子育て援センター(おだぴよ)の周辺に特化した「親子でさんぽMAP」を子育ての視点から作成するとともに、異世代で楽しめるイベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>		<p>いまちづくり」(セミナー)の定期的開催を通して、異世代交流の場を提供する(「子育て世代」「シニア層」「パパ」それぞれに限定したセミナーイベントを開催)。</p> <p>小田原市子育て支援センターの施設特性を活かし、地域で子育てするネットワークコミュニティをつくることは“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 地域防災事業</p> <p>【事業内容】 自主防災組織の強化の推進を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 5 年度～</p>	<p>自主防災組織、小田原市</p>	<p>自主防災組織に対する防災資機材の購入の補助や自治会連合会に対する防災訓練の補助を実施し、地域防災力の強化を図る。</p> <p>この事業により、地域住民自らが自助・共助の精神を養い、防災対策に取り組むことで、災害に強い地域の形成が期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 神奈川県市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 25～26 年度</p> <p>【支援措置】 神奈川県市町村減災推進事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p> <p>【支援措置】 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	
<p>【事業名】 防災マップ作成事業</p> <p>【事業内容】 地域防災計画の改訂に合わせ、津波避難地図など最新の情報を盛り込んだ防災マップを作成する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	<p>小田原市</p>	<p>最新の防災情報を盛り込んだ防災マップを作成する。</p> <p>この事業により、地震に強い安全なまちづくりを推進することが期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 津波避難施設指定事業</p> <p>【事業内容】 小中学校をはじめとする公共施設などを、津波一時避難施設として指定する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>小田原市</p>	<p>海拔 10m未満の区域のある 15 の地区自治会連合会の区域の小中学校やその他の市有の公共施設を津波一時避難施設として指定するとともに、県施設とも協定締結する。</p> <p>また、当該地域の自治会役員などとの協働で、国の定める「3 階建て以上」「鉄筋コンクリート構造」「新耐震基準に適合」など、津波避難ビルとして要件を満たすマンションや業務施設・地区自治会・市と協定を締結する。</p> <p>その結果、中心市街地で 13 施設を津波一時避難施設として指定した。</p> <p>この事業により、安全で安心して暮らせる地域づくりが期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまちづくり”の実現に必要なものである。</p>		<p>再掲</p>

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

[1] 商業の活性化の必要性
<p>(1) 現状分析</p> <p>中心市街地の区域は、商業・近隣商業地域の用途地域指定を受け、市内の商店街の約 60%にあたる 24 商店街が集中するとともに、小売商店数でも市内の商店数の約 30%の 800 店余りが中心市街地内で営業しており、売場面積においても市全体における中心市街地の割合が約 26%を占めるなど、市の経済の中心的な役割を担ってきた。</p> <p>商業統計によると、昭和 45（1970）年から順調な伸びを見せていた小売・卸売業の年間商品販売額は、モータリゼーションの進展や消費者のライフスタイルの変化などに伴い、川東地区に相次いで郊外型大型店が出店し、川東地区の商業集積地が小田原駅周辺の中心市街地と肩を並べ、本市の商業機能が 2 つの核を持ったことにより、平成 3（1991）年を境に減少に転じ、平成 19（2007）年にはピーク時と比較し半減と衰退している。同様に、中心市街地の商店数、従業員数、売場面積も年々減少傾向にあり、中心市街地の商業を取り巻く環境は厳しくなっている。</p> <p>また、小田原駅周辺の流動客調査では、小田原駅東西自由連絡通路（アークロード）の開通や駅ビル開業の影響もあり、小田原駅構内の流動客は増加しているが、駅から離れるにつれて流動客数が減少傾向にある。これは小田原駅の中で消費・流通が完結していることの現れであり、周辺商店街は空き店舗が増加し、中心市街地全体としても活性化が図られておらず、非常に厳しい状況にある。</p> <p>(2) 商業の活性化の必要性</p> <p>来街者にとって本市の顔となる中心市街地の商業の活性化は、中心市街地全体の活性化や小田原のイメージアップを図っていくうえで非常に重要である。</p> <p>中心市街地における商業の活性化には、来街する動機を喚起することが第一歩であり、商業的な吸引力を持つ駅ビルの開業などに伴う来街者の増加を中心市街地全体へ波及させていくために、魅力ある個店を引き立たせたり、それらを結ぶ動線を確立したりするなど、中心市街地内の回遊性を向上させることが必要である。また、それとともに、空き店舗対策のほか、集客イベントや施設の活用などのソフト事業による来街者の増加も、官民一体となって継続的に進めていく必要がある。</p> <p>(3) フォローアップについての考え方</p> <p>基本計画に位置付けた事業については、各年度末に事業の進捗状況の調査を行う。必要に応じて事業促進のための改善措置を講じ、推進を図る。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧ベルジュ新規	箱根登山鉄道株式会社	駅東口に面した当該商業施設は、質の高い駅前空間を創出するとともに、建	【支援措置】 特定民間中心市	商店街まちづくり事業

<p>建物建設事業</p> <p>【事業内容】 小田原駅東口に面する商業施設の建替え。</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>		<p>物敷地内には小田原駅と周辺商店街をつなぐ際の重要な通行帯を設け、駅前から街なかへ向かう観光・交流の広がりを生み出す拠点として整備事業を行う。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”と“住みたいくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p> <p>〔施設概要〕 所在地：小田原市栄町 2 丁目 544-3 他 施設規模：鉄骨造 3 階建 敷地面積：778.33 m²（公簿） 延床面積：1,988 m²（計画） 施設用途：飲食・サービス商業施設</p>	<p>街地経済活力向上計画の経済産業大臣認定</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p>	<p>（中心市街地活性化事業） 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p>
---	--	---	--	---

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 小田原宿観光回遊バス運行事業</p> <p>【事業内容】 春・秋の観光シーズンに、中心市街地で行われるイベントと連動して駅やその周辺を回遊するバスを運行する。</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	小田原市	<p>観光客の入込みが増加する春・秋シーズンに、中心市街地と周辺のスポットを回遊（周回）する、乗り降り自由のバスを運行する。</p> <p>中心市街地で行われるイベントと連動して小田原駅や小田原城址公園周辺に集中する観光客などの各エリアへの交通ツールとして、回遊性の向上に寄与する。</p> <p>加えて、中心市街地内の、小田原駅からの徒歩移動には距離がある観光ニーズの高いエリア（伝統の街なみ形成ゾーン、居住・文教ゾーン）への公共交通手段として、利便性向上による誘客も図る。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>〔運行概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・秋の観光シーズン（3 月～5 月、9 月～11 月） ・土日祝日を中心に年間約 40 日間 ・1 日 12 便、中心市街地及び周辺地域の 14 か所のバス停を周回 	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 空き店舗活用事業</p>	小田原市	<p>空き店舗の増加に伴う通り（商店街）全体の衰退抑制に着目し、調査研究を行い活用の方向性を探り、活用方</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業内容】 商店街ごとに応じた空き店舗の活用方を研究し、活用を図る。 【実施時期】 平成 23 年度～</p>		<p>策を提案する。 中心市街地の外郭部（伝統の街なみ形成ゾーンなど）の通りに着眼することで、中心部からの回遊促進にもつながり、活性化、暮らしの利便性に寄与することを旨とする。 この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”と“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 家守事業 【事業内容】 中心市街地の商店街内の空き店舗などの休眠不動産の再活用を進めていく。 【実施時期】 平成 25 年度～</p>	<p>(同) まち元気小田原</p>	<p>空き店舗などの再活用を進めるためのリーシング支援を行う。 空き店舗調査の結果、空き店舗が有効に活用されずに休眠不動産となる理由に所有者がテナントを選択できないことが挙げられ、積極的なリーシングにつながらず、シャッター街を助長していることが判明したため、不動産所有者の資産活用へのリスク軽減と、起業の意欲を持つ事業者の負担軽減をサブリースの手法（賃貸借にかかる契約を「所有者と仲介者」「仲介者とテナント」と二段階で行い仲介者が契約に伴う双方のリスクを軽減する手法）を活用し、空き店舗を減少させる。 副次的な成果として、まちづくり会社（(同) まち元気小田原）が不動産所有者と起業者の仲立ちをすることで、参画する業種・業態などのデザインが可能となり、地域や商業者が理想とする商店街づくりにより、地域経済の活性化、生活の利便性に寄与する。 この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”と“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原・箱根産業まつり 【事業内容】 小田原・箱根の地域経済活性化のため、地域産</p>	<p>小田原箱根商工会議所</p>	<p>小田原・箱根の地域経済の活性化のため地域産業のPRと地域住民との交流や生活の向上を図る。商工業のみならず、漁業や農業の現場を知ってもらう体験型のイベントも実施する。 この事業により、地域性を活かした産業振興の促進が期待できることか</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
業の紹介と地域住民との交流を目的とした事業を実施する。 【実施時期】 昭和 56 年度～		ら、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。		
【事業名】 菊花展 【事業内容】 多くの菊の作品を城址公園内に展示する。 【実施時期】 昭和 26 年度～	小田原市観光協会	小田原城の模型を小菊で飾った総合花壇をはじめ、厚物、管物、盆栽、懸崖、スプレー菊など約 700 鉢の菊花が展示される。 この事業により、駅周辺のにぎわいづくりに期待ができることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	
【事業名】 北條五代祭り 【事業内容】 総勢約 1,800 名の武者隊・音楽隊・まち衆隊が小田原城周辺の中心市街地を勇壮に練り歩くパレードを中心とした観光イベントを開催する。 【実施時期】 昭和 40 年度～	小田原市観光協会	毎年 5 月 3 日、戦国時代に小田原城を拠点とし、五代にわたり栄華を極めた戦国大名・北条氏を称え偲ぶ祭りを開催する。市内外からの約 20 万人の観光客でにぎわう市内最大の観光イベントである。 この事業により、駅周辺のにぎわいづくりやその後の商店街などの活性化につながることを期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	
【事業名】 小田原ちょうちん夏まつり 【事業内容】 「小田原ちょうちん」をシンボルとした夏祭りを開催する。 【実施時期】 昭和 45 年度～	小田原市観光協会	歴史に名を残した「小田原ちょうちん」をシンボルとした、毎年 7 月下旬に開催されるイベントで、小田原城址公園内をメイン会場として、ちょうちん踊りや神輿が中心市街地を練り歩く。 周辺のお堀には地元の小学生が製作した約 2,200 個の小田原ちょうちんが飾られる。また、会場内には、オリジナルちょうちんを作れる体験コーナーもある。 この事業により、駅周辺のにぎわいづくりやその後の商店街などの活性化につながることを期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 小田原桜まつり</p> <p>【事業内容】 ソメイヨシノの開花に合わせ、季節感あふれるイベントの開催やライトアップを実施する。</p> <p>【実施時期】 昭和 57 年度～</p>	小田原市観光協会	<p>小田原城天守閣周辺の約 350 本のソメイヨシノが見ごろを迎える時期に開催される桜の祭りで、期間中は、「きもので街あるき」や「稚児行列」といったイベントやぼんぼりの設置、ライトアップなどが行われ、多くの人でにぎわう。</p> <p>この事業により、駅周辺のにぎわいづくりやその後の商店街などの活性化につながることを期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原城あじさい花菖蒲まつり</p> <p>【事業内容】 小田原城東堀の花菖蒲の開花時期に合わせて、各種イベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	小田原城あじさい花菖蒲まつり実行委員会	<p>毎年 6 月、約 7,000 株の花菖蒲と約 2,100 株のあじさいの見頃にあわせ、出店や花々を背景とした野外コンサートなどを開催するほか、夜はライトアップの演出により幻想的な雰囲気醸し出し、集客を高めている。</p> <p>この事業により、駅周辺のにぎわいづくりにつながることを期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 旧ベルジュ新規建物建設事業</p> <p>【事業内容】 小田原駅東口に面する商業施設の建替え。</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	箱根登山鉄道株式会社	<p>駅東口に面した当該商業施設は、質の高い駅前空間を創出するとともに、建物敷地内には小田原駅と周辺商店街をつなぐ際の重要な通行帯を設け、駅前から街なかへ向かう観光・交流の広がりを生み出す拠点として整備事業を行う。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”と“住みたいくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p> <p>〔施設概要〕 所在地：小田原市栄町 2 丁目 544-3 他 施設規模：鉄骨造 3 階建 敷地面積：778.33 m²（公簿） 延床面積：1,988 m²（計画） 施設用途：飲食・サービス商業施設</p>	<p>【支援措置】 商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p> <p>【支援措置】 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度</p>	再掲 特定民間中心市街地経済活力向上計画の経済産業大臣認定

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 都市廊（魅力ある商店街づくり事業）</p> <p>【事業内容】 まちづくりルールの検討や空き店舗等の利活用などを進める。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	小田原市、民間事業者	<p>魅力ある商店街づくりを推進することにより、回遊性や利便性、地域コミュニティの再生などに配慮した、歩いて楽しい、快適で魅力的な街なか空間づくりを進める。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>※社会資本総合整備計画「小田原の多様な芸術文化活動を生かした、まちのにぎわいと回遊性の向上」の効果促進事業</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金</p> <p>【実施時期】 平成 26～28 年度</p>	
<p>【事業名】 ウォーキングタウン小田原（無尽蔵プロジェクト）</p> <p>【事業内容】 地域資源を活かしたウォーキングコースづくりに取り組み、市内外に広く紹介する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	(特非) 小田原まちづくり応援団、小田原市	<p>市内に点在する地域資源を活かした自然、歴史、文化、産業などの魅力あるポイントを散策するウォーキングコースづくりに取り組み、市内外に広く紹介する。また、東海道筋の周辺地区において、小田原ゆかりの人物の邸宅や邸園などを巡るまち歩きを促進するための案内板を設置する。</p> <p>この事業により、まち歩きを促進し、観光客の回遊性の向上や滞在時間の増加が期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原ちょうちん夏まつり</p> <p>【事業内容】 「小田原ちょうちん」をシンボルとした夏祭りを開催する。</p> <p>【実施時期】 昭和 45 年度～</p>	小田原市観光協会	<p>歴史に名を残した「小田原ちょうちん」をシンボルとした、毎年 7 月下旬に開催されるイベントで、小田原城址公園内をメイン会場として、ちょうちん踊りや神輿が中心市街地を練り歩く。</p> <p>周辺のお堀には地元の小学生が製作した約 2,200 個の小田原ちょうちんが飾られる。また、会場内には、オリジナルちょうちんを作れる体験コーナーもある。</p> <p>この事業により、駅周辺のにぎわいづくりやその後の商店街などの活性化につながることを期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 文化芸術振興費補助金</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p>	再掲
<p>【事業名】</p>	小田原市商	各個店が市民や観光客に対し、自店	<p>【支援措置】</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>一店逸品運動</p> <p>【事業内容】 各個店が自店の「ONLY ONE」を発信することで魅力を創出し、商店街の活性化を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	店街連合会	<p>の「ONLY ONE」を発信し、存在意義を明確にした商品などの提案活動を行うことで、「行ってみたいくなるお店・商店街」「買いたくなるお店・商店街」を創造し、インターネットを利用したシステム及びリーフレットにより情報発信を行い、誘客効果を高め、商店街全体の活性化を図っていく。</p> <p>また、小田原地下街再開に合わせた回遊性促進事業として位置付け、地下街にも情報発信端末を設置し、一店逸品の紹介、各商店街のイベント情報などを提供し、地下街から周辺商店街への誘導を図っていく</p> <p>この事業は、魅力ある商店街づくりに寄与するとともに回遊性の向上を促進することから“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>地域商店街活性化事業助成金</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 海水浴場管理運営事業（御幸の浜）</p> <p>【事業内容】 安全で快適な海水浴場を整備するための維持管理を行う。</p> <p>【実施時期】 昭和 45 年度～</p>	小田原市	<p>地元住民はもとより、来訪者にとっても安全で快適な魅力ある海水浴場とすることで、観光資源としての価値を高めていく。</p> <p>この事業により、地域資源に磨きがかかることが期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 ぐるりん小田原（レンタサイクル事業）</p> <p>【事業内容】 小田原城址公園内（小田原城歴史見聞館前）を</p>	(特非) 小田原ガイド協会	<p>中心市街地を回遊する観光客の利便性、周遊性を高めるためのレンタサイクル事業（20 台、9 時～16 時 30 分）である。</p> <p>この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加が期待できることから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要であ</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
貸出し拠点とした、レンタサイクル事業を実施する。 【実施時期】 平成 17 年度～		る。		
【事業名】 小田原☆ウォーカー（ウォークラリー） 【事業内容】 フォトマップを活用し小田原ならではのスポットをラリー形式で、回遊する。 【実施時期】 平成 21 年度～	小田原市シニア・リーダーズ・クラブ	多様な世代が参加できるウォークラリーを開催する。 ゲーム性を持たせたまち歩きを団体で行うことによって、世代間交流や回遊が生まれるとともに、新たなツーリズムの開拓として、小田原の地域資源の発掘に寄与する。 この事業により、回遊性向上を図ることが期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。		
【事業名】 街かど博物館体験ツアー 【事業内容】 街かど博物館を拠点に、古くから受け継がれる「なりわい」に特化したまち歩きツアーを実施する。 【実施時期】 平成 19 年度～	街かど博物館館長連絡協議会、小田原市	街かど博物館ファンクラブ会員など、市の歴史・文化・なりわいに造詣の深い来街者と、博物館を拠点に周辺の歴史的街なみや自然を散策するまち歩きツアーを実施（年間 4～5 回開催）することで、新たな小田原の魅力の発見につなげる。 この事業により、回遊性の促進が期待できるため、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。		
【事業名】 小田原城門番事業 【事業内容】 小田原城址公園の銅門などで、甲冑姿の武者による観光案内や記念撮影のサービスを行う。 【実施時期】 平成 10 年度～	小田原市	中心市街地を回遊する観光客の利便性、周遊性を高めるため、甲冑姿の武者が来訪者へのおもてなしをする。 この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加さらには、観光客を温かくもてなすホスピタリティの市民意識の醸成が期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 文学のまちづくり（無尽蔵プロジェクト）</p> <p>【事業内容】 小田原文学館を拠点に西海子サロンを春・秋に開催し「文学のまち・おだわら」のイメージを確立する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>文学のまちづくり、小田原市</p>	<p>小田原出身・ゆかりの文学者、各界の著名人が訪れ、居を構え残していった固有のまちの記憶や地域資源に光を当てて磨きをかけることで、来街者を誘引する。</p> <p>小田原文学館を拠点に西海子サロンを春・秋に開催し「文学のまち・おだわら」のイメージを確立する。小田原文学館や市内の文学にまつわる場所を目的とした回遊性が高まり、活性化に寄与する。</p> <p>この事業は“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 市民による芸術文化創造事業（無尽蔵プロジェクト）</p> <p>【事業内容】 市民芸術家が創作意欲を増進するための支援、場の提供、作品展示などの活動を行う。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>市民による芸術文化創造、小田原市</p>	<p>邸園文化の拠点である、清閑亭で現代美術作品を展示する「Art Now in 清閑亭」を開催する。</p> <p>駅周辺の商店街との連携・協力体制を構築し、まちなかの活性化を目指す「まちなかぶらりミュゼ」を開催し、回遊動機を喚起するとともに、地元の芸術家が活躍することで芸術文化の意欲促進につなげる。</p> <p>この事業は“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原宿なりわい交流館管理運営事業</p> <p>【事業内容】 旧東海道小田原宿の拠点施設として、「小田原宿なりわい交流館」を管理運営し、活用する。</p> <p>【実施時期】 平成 13 年度～</p>	<p>小田原市</p>	<p>昭和 7 年に建築された旧網問屋を旧東海道小田原宿の拠点施設として復元、整備した。</p> <p>小田原駅から距離のある伝統の街なみ形成ゾーンに位置することで、観光客増に対応する施設として、地域コミュニティ・文化活動の拠点施設として、休憩（滞留）、観光情報発信、回遊のあらゆるニーズに応える拠点として寄与する。</p> <p>出桁造りという建築方法を採用し、旧来の旅籠の雰囲気醸し出しており、このエリアの街なみの象徴になっている。</p> <p>この事業は“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		る。		
<p>【事業名】 観光案内所運営事業</p> <p>【事業内容】 小田原駅東西自由連絡通路内に観光案内所を開設し、観光情報などを提供、発信する。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	小田原市	<p>観光客の利便性、周遊性を高めるため、来訪者へのおもてなしを積極的に実施する案内である。</p> <p>この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加さらには、観光客を温かくもてなすホスピタリティの市民意識の醸成を図ることが期待できることから、“訪れたい・歩きたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 街かどお休み処事業</p> <p>【事業内容】 お休み処となる商店などに、のぼり旗と椅子（ベンチ）を設置する。合わせて観光パンフレットなどを配布し、情報発信も行う。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	小田原市	<p>観光客の利便性、周遊性を高めるため、来訪者へのおもてなしを積極的に実施する。</p> <p>中心市街地内商店など 23 か所に設置している。</p> <p>この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加さらには、観光客を温かくもてなすホスピタリティの市民意識の醸成が期待できることから、“訪れたい・歩きたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 観光ガイド事業</p> <p>【事業内容】 城址公園のガイドや事前予約による予約ガイドのほか、市内を巡る企画ガイドを月 1～2 回実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p>	(特非) 小田原ガイド協会	<p>観光客の利便性、周遊性を高めるため、来訪者へのおもてなしを積極的に実施する。</p> <p>この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加さらには、観光客を温かくもてなすホスピタリティの市民意識の醸成が期待できることから、“訪れたい・歩きたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原ニューツーリズムプロジ</p>	民間事業者	<p>松原神社界隈を中心とした旧宿場町（伝統の街なみ形成ゾーン）の持つ地域資源や歴史文化を活用す</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>エクト</p> <p>【事業内容】 伝統の街なみ形成ゾーンをメインとした歴史的建造物のリノベーションによる回遊拠点の整備と、街歩きの誘引による新しいスタイルの観光を提案する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>		<p>るとともに、現在使用されていない古民家の改修により、『食べる・泊まる・楽しむ』を創生し、にぎわいの復興と新たな観光スタイルを確立する。</p> <p>この事業により、近隣商店街を含めた回遊性に配慮したもてなしの空間づくりが期待できることから、“訪れたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 商店街街路灯電気料補助事業</p> <p>【事業内容】 商店会が管理する街路灯などの電気料の一部を補助する。</p> <p>【実施時期】 昭和 52 年度～</p>	小田原市	<p>商店会が管理する街路灯・アーケード灯などが歩行者の危険防止や都市景観の美化などに資する公共性に着目し、当該設備にかかる年間電気料の一部を補助する。</p> <p>この事業により、商店街の安心・安全な環境を維持し、回遊性の向上を図り、さらには、商店会の経費負担を軽減して、商店会の活性化への取組みを促進することが期待できることから“住みたくない・暮しやすいまち”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>【事業名】 商店街フェア</p> <p>【事業内容】 商店街連合会が行う販売促進事業を補助する。</p> <p>【実施時期】 昭和 58 年度～</p>	小田原市商店街連合会	<p>商店街連合会が、需要期にあたる歳末に、単位商店街では提供できない魅力ある景品を用意し、参加商店会がこれを活用した販売促進事業を行う。</p> <p>この事業により、市内全域の商店街でにぎわいを創出することは、人々の暮らしを支える商店街の再生を推進することが期待できることから“住みたくない・暮しやすいまち”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>【事業名】 高校生チャレンジショップ</p> <p>【事業内容】 中心市街地の商</p>	チャレンジショップ推進協議会	<p>県立高校 3 校による高校生チャレンジショップの運営を小田原銀座商店会が支援し、本市商業を担う人材の育成と回遊性向上を図る。</p> <p>この事業により、中心市街地への</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>店会の空き店舗を活用し、高校生が商業実地就業体験としてショップを運営する。</p> <p>【実施時期】 平成 16～25 年度</p>		<p>回遊客を増加させ、にぎわいと活力を生み出すことは商店街の再生を推進し、“住みたくなる・暮らしやすいまち”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>【事業名】 持続可能な商店街づくり事業</p> <p>【事業内容】 商店会が行う活性化に資する事業に対し、事業費の一部を補助する。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度～</p>	各商店会	<p>商店街の持続的な振興を図り、魅力的でにぎわいにあふれる商店街づくりを推進するために、商店街団体などが実施する活性化事業に対し、事業費の一部を助成する。</p> <p>この事業により、にぎわいが創出され、人々の暮らしを支える商店街の再生を推進することが期待できることから、“住みたくなる・暮らしやすいまち”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>【事業名】 らくらくカエル便（宅配事業）</p> <p>【事業内容】 買物困難者に対する買物代行及び宅配事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	(同) まち元気小田原	<p>中心市街地居住者の高齢化やモータリゼーションに伴う公共交通の衰退による買物困難者などに対する買物代行及び宅配を行う（5 店舗で展開）。</p> <p>居住者の生活利便や商店の付加価値、活性化の一つの手法として寄与する。</p> <p>この事業は、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 若手クリエイター育成支援事業</p> <p>【事業内容】 空き店舗を活用し、昼はクリエイターの共同事務所（コワーキングスペース）として、夜と休日はギャラリー、カフェ、イベントスペース</p>	民間事業者	<p>中心市街地の商店街で空き店舗となっていたスペースを、共同オフィス、イベントスペース、カフェとして運営し、新たなビジネス・ライフスタイルを提案する。</p> <p>事務所を共有することで利用者が刺激しあい、新たなビジネスが生まれる場となる。新たな起業家を育成するスペースとしての提案も行う。</p> <p>この事業は、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>として活用し、そこに集う人々のコミュニティ化を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>				
<p>【事業名】 菓子祭り</p> <p>【事業内容】 工芸菓子の展示、菓子類の実演・販売、お菓子作り教室などを開催する。</p> <p>【実施時期】 昭和 30 年度～</p>	<p>小田原梅まつり菓子展示会 開催協議会</p>	<p>市内菓子製造業者による創作菓子や工芸菓子の展示、各種菓子類の実演・販売、お菓子作り教室などを開催する。</p> <p>平成 26 年度までは「梅まつり菓子展示会」という催事名で実施していたが、平成 27 年度からは、本市の菓子文化の認知度向上を見据え小田原地下街ハルネ小田原で開催するとともに「菓子祭り」に名称を変更した。</p> <p>この事業により、地場産業である和菓子等の魅力を広く発信し、参加店舗の販売促進を図ることで、商店街のにぎわいの創出が期待できることから、“住みたくなる・暮しやすいまち”を実現する事業として必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原駅周辺主要商店街流動客調査</p> <p>【事業内容】 毎年 12 月の第 2 土曜日に小田原駅周辺地区を対象に流動客調査を実施する。</p> <p>【実施時期】 昭和 42 年度～</p>	<p>主要商店街流動客調査実行委員会</p>	<p>小田原駅周辺の主要商店街で流動客調査とヒアリングを行い、顧客流動の動向を把握し、小田原市独自の経済指標の調査として、今後の中心市街地活性化策へ反映させることで中心市街地活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 街かど博物館整備事業</p> <p>【事業内容】 小田原のなりわいを伝える製造小売業の店舗を</p>	<p>小田原市、街かど博物館館長連絡協議会</p>	<p>小田原に古くから伝わる「なりわい」を見て、聞いて、体験できる製造小売業の店舗を「街かど博物館」として整備する。</p> <p>なりわいの魅力を高めることで、第 1 次産業、第 2 次産業の価値を向上させるとともに、観光・産業資源</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>「街かど博物館」として整備する。</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>		<p>として誘客に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>〔街かど博物館の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅干し・漬物製造：3館 ・漆器・寄木・木製品等製造：3館 ・かまぼこ・練製品製造：2館 ・干物製造：2館 ・和菓子、和紙、陶器、織物、鋳物、菓、削り節、豆腐・大豆、魚・天ぷら料理、各製造販売：各1館 <p>(平成26年4月現在19館、うち中心市街地に12館)</p>		
<p>【事業名】 農業まつり</p> <p>【事業内容】 地場農産物の紹介や農産物加工体験などにより消費者と生産者の交流を図る。</p> <p>【実施時期】 平成11年度～</p>	<p>小田原市農業まつり運営委員会</p>	<p>生産者である農家と消費者である住民との相互理解を深め、地産地消を広く紹介していく。</p> <p>農地のない中心市街地（城址公園）で開催することで、農業体験や収穫への喜びの理解など、都市農業の発展につながることを期待できる。</p> <p>この事業は“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典（前小田原・箱根木製品フェア）</p> <p>【事業内容】 小田原の木製品業界をあげて取り組む、小田原の木製品木製品を広く発信するためのイベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成12年度～</p>	<p>小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会（前小田原・箱根木製品フェア実行委員会）</p>	<p>小田原の木製品に触れるコーナーや製作体験を行う「ふれあい広場」、木製品の産地工芸品を広く発信する「木のクラフトコンペ」、さまざまな木製品が揃う「(仮)箱根物産木工市」のほか、木製品器類使用方法の消費者への提案や、木製品の製作実演を通して職人と消費者の交流を図るなど、小田原の木製品の価値を発信し、技術向上・商品開発・販路開拓に繋げていくイベントである。</p> <p>今年度は小田原地下街のオープンを記念して、地下街のクリエイターゾーンを中心に実施することから、中心市街地への集客が見込めること、また、小田原の地場産品である木製品産業の振興を図ることから“訪れたいくなる・歩きたいくなるま</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 小田原おでん祭り</p> <p>【事業内容】 おでんシーズンの幕開けとして10月に、新作おでん種の発表や各店舗自慢の小田原おでんの販売など普及推進を目指すイベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成15年度～</p>	<p>小田原おでん祭り実行委員会</p>	<p>ち”の実現に必要である。</p> <p>小田原おでんの市民、観光客へのPR、小田原おでん販売店への加入推進、おでんを通じた地場産品の情報交換を目的に、新作おでん種の発表や各種おでんの展示・販売など行う。</p> <p>この事業により、小田原おでんのブランド化を進め、地域産業の振興を図ることが期待できることから“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原おでんサミット</p> <p>【事業内容】 桜の開花する4月上旬に、全国からふるさとおでんが大集合するとともに、小田原おでん種コンテストの最終審査会など、小田原おでんの普及推進を目指すイベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成16年度～</p>	<p>小田原おでんサミット実行委員会</p>	<p>小田原おでんの市民、観光客へのPR、小田原おでん販売店への加入推進、おでんを通じた地場産品の情報交換を目的に、全国のふるさとおでんとともに小田原おでんの紹介・販売や、おでん種コンテストの最終審査会などを実施する。</p> <p>この事業により、小田原おでんのブランド化を進め、地域産業の振興を図ることが期待できることから“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 中心市街地商店街実態調査</p> <p>【事業内容】 小田原駅周辺21商店街エリアの建物の業種、事業形態などの調査を行う。</p>	<p>小田原市</p>	<p>小田原駅周辺21商店街エリアの業種、事業形態などについて個別に調査を実施する。</p> <p>空き店舗の所有者の今後の賃貸意思などの情報を把握することにより、今後の中心市街地活性化策に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要であ</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【実施時期】 平成 15 年度～		る。		
【事業名】 小田原駅周辺流動客調査 【事業内容】 毎年 6 月に小田原駅周辺地区を対象に流動客の調査を行う。 【実施時期】 平成 17 年度～	小田原箱根商工会議所、小田原市	小田原駅東西自由連絡通路や東西駅前広場の整備などが完了した小田原駅周辺地区を対象に流動客の調査を実施し、その状況を把握することにより、商業振興施策をはじめとする中心市街地活性化策へ反映させることで中心市街地活性化に寄与する。 この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。		
【事業名】 おだわら街なか起業家支援センター管理運営事業 【事業内容】 新たな担い手となる起業家・創業者の発掘とその支援を行う。 【実施時期】 平成 17 年度～	小田原市	中心市街地の空き店舗に起業家支援施設を開設し、新たな担い手となる起業家・創業者の発掘とその支援を図る。 この事業により卒業者が市内で開業し、地域産業の担い手なることが期待できることから、“住みたくない・暮らしやすいまち”の実現に必要である。		
【事業名】 小田原ブランド元気プロジェクト 【事業内容】 「小田原手形」事業と「小田原どん」事業を中核とした回遊性向上と交流人口拡大を目指す。 【実施時期】 平成 20 年度～	(特非) 小田原ブランド元気プロジェクト	小田原の優れた地場産品である小田原漆器や箱根寄木細工などを生産する木製品業界と、城下町小田原の歴史が育てた食文化を有する商業界とが協力して、小田原の地域資源を複合的かつ魅力的に発信していく事業で、「小田原手形」事業と「小田原どん」事業を柱とした回遊性の向上と交流人口の拡大を狙った事業である。 平成 25 年度からは、当プロジェクトの新事業、「ミニ井」による食べ歩き事業を展開させ、一層の回遊性の向上を図っていく。 この事業によりブランド化を定着させ、来街者の誘引や地域産業の振興を図ることが期待できることから“訪れたいくなる・歩きたいくなる		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		まち”の実現に必要である。		
<p>【事業名】 ものづくり・デザイン・アート (無尽蔵プロジェクト)</p> <p>【事業内容】 小田原で「ものづくり」や「アート」に関わっている人たちが、それぞれ自分達の活動を知ってもらうことを目的に“もあ展”を開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	ものづくり・デザイン・アート、小田原市	<p>代々受け継がれてきた伝統ある匠の技、新しい感覚を取り入れた次世代を担うものづくり、地域に根付いたアート活動など、小田原の街なかにはさまざまなものづくりやアートが溢れており、これらを知ってもらうことを目的とした取組みを推進する。</p> <p>この事業により、アートをテーマとしたにぎわいの創出が期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 mame 元 cafe</p> <p>【事業内容】 地産地消に特化したカフェを運営する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	(同) まち元気小田原、民間事業者	<p>緑一番商店街の空き店舗を地産地消の拠点として運営する。平成 26 年 11 月より「マルげん商店」を「mame 元 cafe」とリニューアルし、一次産品の供給だけでなく、飲食やワークショップ機能等を充実させ、交流拠点とし地域に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 「小田原経営塾」開催事業</p> <p>【事業内容】 小田原在住・在勤者を対象に、地元経営者が講師となり「小田原経営塾」を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 24 年度～</p>	(同) まち元気小田原	<p>熱意のある地元の学生、社会人を対象に経営セミナーを開催する。講師は地元経済界で活躍する経営者が、地域に密着したテーマで講義を行う。地域経済のための人材育成に寄与する。</p> <p>この事業は、“住みたい・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p> <p>[セミナー概要] 開催：年間約 10 回 会場：(同) まち元気小田原 カフェブース ※講師は全員ボランティア</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市民文化祭</p> <p>【事業内容】 市民による芸術文化作品の展示、舞台、音楽などの各種発表を行う。</p> <p>【実施時期】 昭和 28 年度～</p>	小田原市	<p>小田原市文化連盟を中心に、市内で活動する文化団体が日頃の活動の成果発表を行う。9 月下旬から 12 月上旬までの間、小田原市民会館、小田原城址公園などで展示、舞台、音楽などの各種発表を行う。</p> <p>小田原の歴史に裏付けられた文化・芸術活動の振興を通し、地域資源を大切にする住環境醸成に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 城下町おだわら ツーデーマーチ</p> <p>【事業内容】 毎年 11 月第 3 土曜日・日曜日の 2 日間、西さがみの魅力を味わうウォーキング大会を開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 11 年度～</p>	城下町おだわら ツーデーマーチ実行委員会	<p>歴史と文化が薫る西さがみを舞台に、自然に親しみながら歩く喜びや心と心のふれあいを体感することで人々の心身の健康づくりを促進するとともに、西さがみの魅力の発信を目的に開催する。</p> <p>スタート・ゴール地点は銅門広場とするほか、中心市街地の街なみを楽しめるコース設定となっている。</p> <p>この事業により、ウォーキングコースを中心としたエリアのにぎわいづくりが期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原城北條六齋市</p> <p>【事業内容】 桜の時期やゴールデンウィークなどの観光シーズンに、小田原城址公園内で市内商店街の出店や骨董市などを行うイベントを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	小田原市商店街連合会	<p>小田原北條氏が小田原城下など相模の国 5 か所で「六齋市」を開き、近隣諸国との経済交流を図っていたことにちなんだイベントを市の代表的な歴史資源である城址公園で開催することは、中心市街地における集客力と回遊性を高める。</p> <p>この事業により、駅周辺のにぎわいづくりや出店後における商店街の活性化につながることを期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
【事業名】	(特非) 小田	中心市街地にはかつて 11 館の映		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>小田原映画祭</p> <p>【事業内容】 小田原ゆかりの映像の発信や映像文化の担い手育成のため小田原映画祭を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度～</p>	<p>原映画祭実行委員会</p>	<p>画館があったことから、映画のまちであることを伝えるとともに、多様なジャンルの映画による映像文化を発信していくことで活性化に資するため、小田原ゆかりの映像の発信や映像文化の担い手育成のため小田原映画祭を実施する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 市民による小田原音楽フェスティバル</p> <p>【事業内容】 公募市民合唱団とプロの音楽家によるコンサートを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 18 年度～</p>	<p>市民による小田原音楽フェスティバル実行委員会</p>	<p>公募の市民が、プロの音楽家とともにコーラスを作り上げること、本格的なホールでの音楽を体験することができる。</p> <p>音楽を通じた、まちづくりの醸成に寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小田原城ミュージックストリート</p> <p>【事業内容】 小田原城周辺にストリート会場を数箇所設け、多様なジャンルの音楽を演奏する。</p> <p>【実施時期】 平成 19 年度～</p>	<p>小田原城ミュージックストリート実行委員会</p>	<p>小田原駅と小田原城二の丸広場を結ぶ通り、商店街に「ストリート会場」を設け、多様な音楽芸術がふれる空間を創出する。</p> <p>この事業により、年間を通して商店街などのイベントに協力するなど人が憩い、にぎわうことで、活力あるまちづくりに寄与することから、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 地域づくり活動促進事業費交付金</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>	
<p>【事業名】 小田原マルシェ</p> <p>【事業内容】 小田原の地域資源を活かし、生産者と中心市街地を結びつけるためにマルシェを定期的に実施</p>	<p>(同) まち元気小田原</p>	<p>生産者と生活者が顔の見える関係を築き、安心感のある商業の場づくりにより商業活性化に寄与する。</p> <p>歩行者天国などに参入することで、商店街へのにぎわいを誘因する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>				
<p>【事業名】 小田原まちなか市場</p> <p>【事業内容】 街なかの商業者と地元生産者が連携して魅力的な商品を販売するマーケットを開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p>	<p>緑一番街商店街、ほっとファイブタウン</p>	<p>「地産地消」をモットーに、小田原・足柄地域の生産物・加工品を中心とする商品を、生産者の顔が見える対面販売により提供し、コミュニケーションを通じて、活気と魅力溢れる商店街の再生を図る。</p> <p>この事業により、魅力的かつ継続的な商店街などのにぎわいづくりを推進していくことが期待できることから“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 オダワラ・ソウルフード・フェスティバル</p> <p>【事業内容】 小田原ならではの食材や加工品、創作料理など、食に視点を置いたイベントを実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 23 年度～</p>	<p>オダワラ・ソウルフード・フェスティバル実行委員会</p>	<p>「食」のイベントブームを活かしたイベントを城址公園で実施する。集客を地域経済の活性化へとつなげるとともに「小田原どん」など地域の食文化の高揚や地元出店者など、飲食店舗のPRの場とする。</p> <p>この事業により、地域性を活かした産業振興やにぎわいづくりが期待できることから、“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 小便小僧を活用した回遊促進事業</p> <p>【事業内容】 小便小僧をダイヤ街商店会に移設し、商店街回遊の拠点として利活用する。</p> <p>【実施時期】 平成 25 年度</p>	<p>駅周辺 10 商店街</p>	<p>古くから小田原駅にあり市民に親しまれてきた小便小僧を、商店街などの新しい回遊拠点とするために、ダイヤ街商店会の敷地に移設し、街なかのイベントのシンボル・ランドマークとして利活用していく。</p> <p>この事業により、回遊性の向上によるにぎわいづくりが期待できることから“訪れたい・歩きたいまち”の実現に必要である。</p>		
<p>【事業名】 郷土学習推進事業</p>	<p>小田原市</p>	<p>小田原固有の豊かな自然・歴史・文化資産を活かした学習機会を提供することにより、郷土に対する誇</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業内容】 郷土文化館を中心に、誰もが親しめる内容の講座や研究会、体験学習会などを開催する。</p> <p>【実施時期】 昭和 30 年度～</p>		<p>りや愛着を育むとともに、個性豊かなまちづくりに寄与する。</p> <p>この事業は、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 おだわらっ子ドリームシアター</p> <p>【事業内容】 市内全小学校を対象とした観劇を開催する。</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	<p>小田原市、劇団四季</p>	<p>本格的なホール（現在は市民会館大ホール、平成 29 年以降は芸術文化創造センター）でプロの劇団のミュージカルを見る機会を提供することで、質の高い芸術文化に触れ情操教育を高める。</p> <p>「劇団四季」のこころの劇場として市内小学 4 年生全員を無料招待し、実施する。</p> <p>この事業は、回遊性の向上に寄与することから、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要なものである。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状分析</p> <p>小田原駅は、JR東海道本線、JR東海道新幹線、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線、箱根登山鉄道の5路線が乗り入れる県西地区の最大のターミナル駅であり、平成15(2003)年の小田原駅東西自由連絡通路(アークロード)の全面開通に伴い、駅の東西の連携が強化された。また、駅前広場には4社のバス事業者が乗り入れ、小田原駅を起点として、中心市街地を經由する路線や、市内各所・周辺市町を結ぶ路線が、約50系統整備されている。</p> <p>しかしながら、自家用車の普及などから公共交通利用者は減少傾向にあり、小田原市の公共交通を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、不採算路線の廃止や運行数の削減などが進み、今後さらに進む高齢化に対応するため、将来的に持続可能な公共交通ネットワークを構築することが強く求められている。</p> <p>このような背景を踏まえ、平成24(2012)年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づき、市民代表、バス事業者、タクシー事業者、行政などで構成する「小田原市生活交通ネットワーク協議会」を設置し、平成25(2013)年3月までに、地域公共交通の方向性、公共交通ネットワークの全体像、サービス水準の目標、市民・バス事業者・行政の役割分担などを定めた「小田原市地域公共交通総合連携計画」を策定する予定となっている。</p>
<p>(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性</p> <p>中心市街地における回遊性を高めるために、また、住みやすさをより高めるために、公共交通機関の利便性を増進させることは、高齢化が進行している現状においては、より必要となっている。</p> <p>移動時の安全性と利便性を高めるための交通施設のユニバーサルデザイン化や、鉄道からバス・バスからバスなどへの乗換えがしやすくなるよう、ハードとソフト両面の改善を図る必要がある。</p>
<p>(3) フォローアップについての考え方</p> <p>基本計画に位置付けた事業については、各年度末に事業の進捗状況の調査を行う。必要に応じて事業促進のための改善措置を講じ、推進を図る。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 小田原宿観光回遊バス運行事業	小田原市	観光客の入込みが増加する春・秋シーズンに、中心市街地と周辺のスポットを回遊(周回)する、乗り降り自由	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業	再掲

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業内容】 春・秋の観光シーズンに、中心市街地で行われるイベントと連動して駅やその周辺を回遊するバスを運行する。</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>		<p>のバスを運行する。</p> <p>中心市街地で行われるイベントと連動して小田原駅や小田原城址公園周辺に集中する観光客などの各エリアへの交通ツールとして、回遊性の向上に寄与する。</p> <p>加えて、中心市街地内の、小田原駅からの徒歩移動には距離がある観光ニーズの高いエリア（伝統の街なみ形成ゾーン、居住・文教ゾーン）への公共交通手段として、利便性向上による誘客も図る。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p> <p>〔運行概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春・秋の観光シーズン（3月～5月、9月～11月） ・土日祝日を中心に年間約40日間 ・1日12便、中心市街地及び周辺地域の14か所のバス停を周回 	<p>【実施時期】 平成 25～29 年度</p>	
<p>【事業名】 駐車場整備計画の見直し事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地における駐車需要を把握し、適切な駐車施策を図るための駐車場整備計画を見直す。</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年</p>	小田原市	<p>中心市街地のさまざまな活性化方策やお城通り地区再開発事業、地下街再生、芸術文化創造センターなどの各種計画に基づく駐車場の需要・供給バランスを勘案し、将来的な需給予測など検証し、駐車場整備計画を見直す。</p> <p>平成 26 年度策定予定の駐車場整備計画に基づき、平成 27 年度に公共駐車場の利便性向上及び小田原駅東口ロータリー周辺への車の流入を抑制するため、駐車場誘導システムの導入を実施する。</p> <p>この事業は、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまち”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>【実施時期】 平成 26～27 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 公共交通ネットワ</p>	市民、事業者、行政（小田原	公共交通のあり方を定める「小田原市地域公共交通総合連	<p>【支援措置】 地域公共交通確</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>ーク充実促進事業</p> <p>【事業内容】 市民、交通事業者、行政が連携し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。</p> <p>【実施時期】 平成 23～34 年度</p>	市ほか)	<p>携計画」を策定し、これに基づき、市民・交通事業者・行政などが連携し、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。</p> <p>この事業はより、“住みたくなる・暮らしやすいまち”の実現に必要である。</p>	<p>保維持改善事業補助金</p> <p>【実施時期】 平成 23、24 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 ぐるりん小田原（レンタサイクル事業）</p> <p>【事業内容】 小田原城址公園内（小田原城歴史見聞館前）を貸出し拠点とした、レンタサイクル事業を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	(特非) 小田原ガイド協会	<p>中心市街地を回遊する観光客の利便性、周遊性を高めるためのレンタサイクル事業（20 台、9 時～16 時 30 分）である。</p> <p>この事業により、観光客の回遊性向上や滞留時間の増加が期待できることから、“訪れたくなる・歩きたくなるまち”の実現に必要である。</p>		再掲

第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所

■ 中心市街地 全エリア事業

- 歴史的風致形成建造物等整備事業
- 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構整備事業
- 市街地沿道ほか草花等配布事業
- 保存樹・保存樹林奨励金交付事業
- 下水道総合地震対策事業及び下水道長寿命化計画事業
- 緊急輸送路沿い建築物耐震診断事業費補助
- はつらつ健康相談事業
- 共に育ち合う子育てにやさしいまちづくり事業
- 地域防災事業
- 地震被害軽減化促進事業
- 防災マップ作成事業
- **街かど博物館活用事業**
- 街かど博物館体験ツアー
- 小田原宿観光回遊バス運行事業
- ウォーキングタウン小田原
- 小田原☆ウォーカー
- 街かどお休み処事業
- 商店街街路灯電気料補助金
- 商店街フェア
- 持続可能な商店街づくり事業
- らくらくカエル便
- 小田原駅周辺主要商店街流動客調査
- 中心市街地商店街実態調査
- 小田原ブランド元気プロジェクト
- 城下町おだわらツアーマーチ
- 一店逸品運動
- 駐車場整備計画の見直し検討事業
- 公共交通ネットワーク充実促進事業
- 津波避難施設指定事業

■ 歴史・文化ゾーン 事業

- 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業
- 天守閣耐震補強事業
- 城址公園植栽管理事業
- 小田原・箱根産業まつり
- 菊花展
- 北條五代祭り
- 小田原ちょうちん夏まつり
- 小田原桜まつり
- 小田原城あじさい花菖蒲まつり
- ぐるりん小田原
- 小田原城門番事業
- 観光ガイド事業
- 農業まつり
- 小田原おでん祭り
- 小田原おでんサミット
- 小田原城北條六斎市
- 小田原映画祭
- 郷土学習推進事業
- オダワラ・ソウルフード・フェスティバル
- 小田原城天守閣展示リニューアル整備事業

- **清閑亭活用事業**
- **清閑亭保存整備活用事業**
- ・ 清閑亭の整備
- ・ 清閑亭周辺散策路整備

■ 広域交流ゾーン 事業

- 小田原駅観光案内所運営事業
- 小田原駅周辺流動客調査
- **都市廊**
- 計画的な維持管理による安全・安心な道路環境の確保
- 誘導サイン等設置事業
- 小田原マルシェ
- 小便小僧を活用した回遊促進事業
- 旧ベルジュ新規建物建設事業
- 菓子祭り

- **お城通り地区再開発事業**
- お城通り緑化歩道整備事業
- 情報案内板設置事業

■ 複合市街地ゾーン 事業

- **空き店舗活用事業**
- **都市廊**
- 銀座・竹の花周辺地区におけるまちなみ環境の向上
- おだびよ子育て支援センター運営事業
- 高校生チャレンジショップ
- 若手クリエイター育成支援事業
- おだわら街なか起業家支援センター運営事業
- 家守事業
- mame元 cafe
- 「小田原経営塾」開催事業

- **中心市街地における優良建築物等の整備事業**

- 小田原城ミュージックストリート

- 小田原まちなか市場

- 市民による芸術文化創造事業
- 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典
- おだわらっ子ドリームシアター
- ものづくり・デザイン・アート
- 市民文化祭
- 市民による小田原音楽フェスティバル

- **市民ホール整備事業**
- 芸術文化活動活性化事業
- 芸術文化創造活動担い手育成事業

■ 住居・文教ゾーン 事業

- 小田原散策マップ等作成事業
- 上水道老朽管更新事業
- 文学のまちづくり

- **小田原文学館整備事業**
- ・ 施設等整備改修
- ・ 庭園整備

■ 伝統の街なみ形成ゾーン 事業

- **空き店舗活用事業**
- 景観形成修景事業
- 海水浴場管理運営事業（御幸の浜）
- 小田原宿なりわい交流館管理運営事業
- 小田原ニューツーリズムプロジェクト

○ 小田原地下街再生事業

小田原駅

小田原城天守閣
小田原城址公園

清閑亭

市民会館

小田原文学館

★…街かど博物館活用事業



太字…新規事業
赤字及び赤囲い…数値目標の積算事業
下線…変更申請に伴う修正箇所

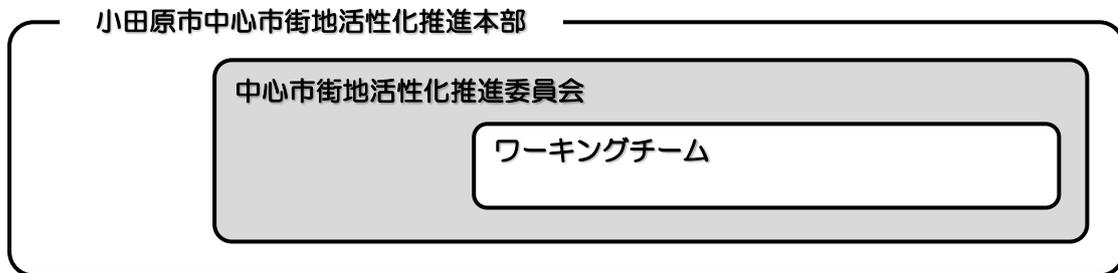
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 小田原市における庁内の推進体制について

本市では、中心市街地は川東地域における郊外型の大型店舗・ショッピングモールなどとは一線を画した特色のある商業地域として展開していく必要があるとの考えから、小田原駅東西自由連絡通路の一部供用開始を控えた平成14(2002)年9月に「小田原市中心市街地活性化推進本部」を設置するとともに、具体的な協議・検討を進める組織として「中心市街地活性化推進委員会」を置き、交通拠点機能、観光機能、公共施設の集積など、中心市街地の持つさまざまな特性を活かした諸施策を推進し、新たな中心市街地の創生へ向けて体制を整備した。

また、本基本計画の策定検討及びその推進にあたっては、関係部局との協議、調整を適宜行うとともに、「ワーキングチーム」を設置、活用し、庁内的な連携体制を取りながら、中心市街地活性化に向けた取組みを進めていく。



■ 中心市街地活性化推進本部

本部長	市長
副本部長	両副市長
本部員	企画部長、総務部長、市民部長、文化部長、環境部長、福祉健康部長、子ども青少年部長、経済部長、都市部長、建設部長

■ 中心市街地活性化推進委員会

委員長	(所管) 副市長
委員	企画政策課長、広報広聴課長、地域政策課長、文化政策課長、生涯学習課長、環境政策課長、高齢介護課長、子育て政策課長、産業政策課長、観光課長、都市政策課長、都市計画課長、市街地整備課長、建設政策課長

■ ワーキングチーム

メンバー	企画政策課企画政策係長、広報広聴課広報係長、地域政策課自治振興係長、文化政策課文化政策係長・市民ホール建設係長、生涯学習課生涯学習係長、文化財課文化財係長、環境政策課環境政策係長、高齢介護課高齢社会係長、子育て政策課子育て政策係長、観光課観光振興係長、都市政策課都市政策係長、都市計画課都市計画係長、市街地整備課市街地整備係長・広域交流拠点整備係長・地下街再生係長、建設政策課建設政策係長
------	--

平成24年3月現在

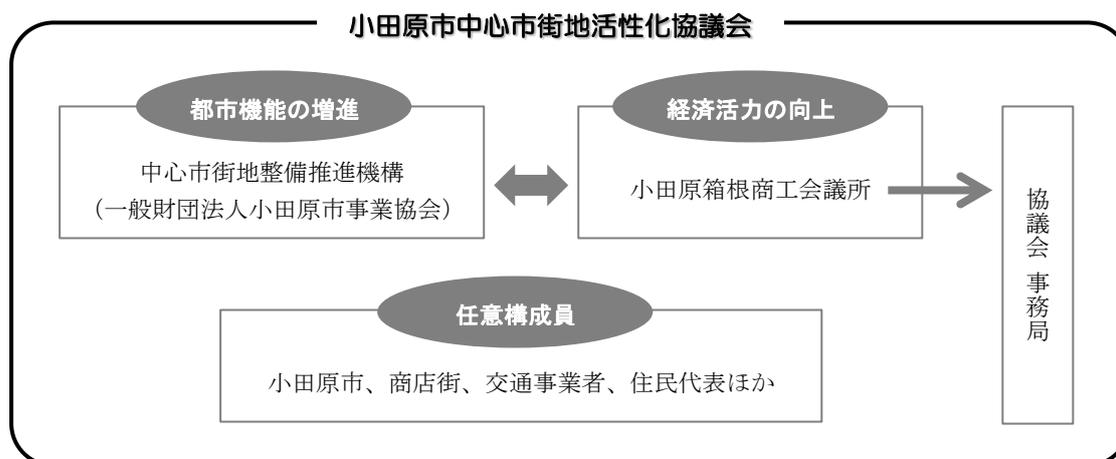
[2] 中心市街地活性化協議会などに関する事項

(1) 小田原市中心市街地活性化協議会の概要

旧基本計画において、協働して事業を推進したTMOは、平成18(2006)年8月の改正中心市街地活性化法の施行により法的な位置付けを失った。これを受け、まちづくりに関わる幅広い関係者の関わりとそれぞれの役割を明確にし、民間による活性化策が実効性を持つ仕組みにすることで、官民協働による中心市街地活性化を図れるよう、平成20(2008)年2月から4月にかけて小田原市中心市街地活性化協議会準備会において協議が行われ、平成20(2008)年4月24日の設立総会において小田原市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)が設立された。

協議会は、中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項について市へ意見を提出するほか、活性化事業の総合調整、活性化に寄与する調査研究の実施、関係者相互の意見及び情報交換、勉強会・研修会の開催などを主な活動としているが、独立行政法人中小企業基盤整備機構のアドバイザー制度を活用したセミナーやフォーラムの開催、商業者や市民が自由に参加できる勉強会の開催をはじめ、中心市街地活性化に向けた機運を高める取組みも行っている。

この勉強会では、歴史や自然などの地域資源を生かしたランドデザインの必要性、中心市街地の活性化を推進する公益性と事業性を兼ね備えたまちづくり会社の必要性などが検討された。その結果、平成22(2010)年1月に協議会会長から市長へ提出された提言書に基づいてまちづくり会社が設立され、現在、中心市街地活性化に向けた取組みが進められている。



■小田原市中心市街地活性化協議会の経過

開催年月日	議 題
平成20年2月26日	準備会 ○新小田原市中心市街地活性化基本計画(素案)について ○中心市街地活性化協議会について ○協議会構成員について
平成20年3月12日	準備会 ○小田原市中心市街地活性化協議会委員(案)について ○小田原市中心市街地活性化基本計画(素案)への意見について
平成20年3月21日	準備会 ○中心市街地活性化協議会規約・組織について

開催年月日	議 題
平成 20 年 4 月 16 日	準備会 ○小田原市中心市街地活性化協議会委員（案）について ○小田原市中心市街地活性化協議会設立総会について
平成 20 年 4 月 24 日	小田原市中心市街地活性化協議会 設立総会 ○設立趣意の件 ○規約承認の件 ○役員選任の件 ○事業計画（案）収支予算の件 ○小田原市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 20 年 11 月 7 日	第 2 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原駅・小田原駅小田原城周辺のまちづくりについて ○中心市街地の事業について
平成 21 年 1 月 21 日	第 3 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会報告 ○中心市街地に関する意見交換
平成 21 年 4 月 13 日	第 4 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 20 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 21 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会報告
平成 21 年 4 月 27 日	第 1 回 中心市街地活性化セミナー テーマ：賑わいある中心市街地に向けて ～中心市街地関連の各種制度や各地まちづくり会社等によるまちづくりの事例に学ぶ～ 講 師：中心市街地サポートマネージャー 西濱弘樹 氏
平成 21 年 6 月 26 日	第 2 回 中心市街地活性化セミナー テーマ：賑わいある中心市街地に向けて ～高松丸亀町商店街のまちづくり事例に学ぶ～ 講 師：高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川康造 氏
平成 21 年 12 月 18 日	第 5 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○中心市街地活性化勉強会報告について ○小田原駅・小田原城周辺の主要事業について ○小田原宿観光回遊バス運行について ○体験教室について
平成 22 年 1 月 22 日	中心市街地活性化勉強会の市長へ報告と提言
平成 22 年 2 月 24 日	まちづくりフォーラム テーマ：金沢中心市街地活性化に果たしたまちづくり会社の取組み 講 師：(株) 金沢商業活性化センター 代表取締役 加納明彦 氏

開催年月日	議 題
平成 22 年 5 月 19 日	第 6 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 21 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 22 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○役員改選の件 ○まちづくり会社設立準備会経過報告
平成 23 年 2 月 14 日	第 7 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○まちづくり会社設立準備会報告 ○小田原地下街再生について
平成 23 年 5 月 12 日	第 8 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 22 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 23 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○合同会社まち元気小田原報告
平成 24 年 3 月 27 日	第 9 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○協議会構成委員について ○小田原地下街再生計画について
平成 24 年 5 月 9 日	第 10 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 23 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 24 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○小田原市中心市街地活性化基本計画について
平成 24 年 7 月 6 日	第 11 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○名称変更に伴う規約改正について ○小田原市中心市街地活性化基本計画素案について
平成 24 年 8 月 20 日	第 12 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原市中心市街地活性化基本計画素案への意見について
平成 24 年 11 月 21 日	第 13 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○柏市中心市街地視察会報告について ○小田原市中心市街地活性化基本計画案について
平成 25 年 5 月 7 日	第 14 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 24 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 25 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○規約改正について ○小田原市中心市街地活性化基本計画認定の報告について
平成 25 年 7 月 24 日	第 15 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原市中心市街地活性化基本計画認定後の状況報告について
平成 25 年 10 月 17 日	第 16 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原地下街再生事業について ○高崎市中心市街地視察研修会報告について ○インターネットによる来街者調査報告について

開催年月日	議 題
平成 26 年 1 月 28 日	第 17 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○会長の選任について ○合同会社まち元気小田原について
平成 26 年 4 月 28 日	第 18 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 25 年度事業報告並びに収支決算について ○平成 26 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ○小田原市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ○小田原市中心市街地活性化基本計画変更について
平成 26 年 10 月 31 日	第 19 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原市中心市街地活性化基本計画変更について ○旧ベルジュ新規建物建設事業の概要について ○中心市街地視察研修の開催について
平成 27 年 2 月 18 日	第 20 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○優良建築物等整備事業の見直しについて ○中活計画の指標に関する事業の状況について ○流動客調査報告
平成 27 年 5 月 8 日	第 21 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 26 年度事業報告並びに収支決算承認について ○平成 27 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認について ○小田原市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ○小田原市中心市街地活性化基本計画変更について
平成 27 年 10 月 29 日	第 22 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○旧ベルジュ新規建物建設事業について ○市民アンケート実施について ○小田原駅東口周辺への提案について
平成 28 年 2 月 9 日	第 23 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原市中心市街地活性化基本計画変更について
平成 28 年 5 月 10 日	第 24 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○平成 27 年度事業報告並びに収支決算承認について ○平成 28 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認について ○小田原市中心市街地活性化基本計画フォローアップについて ○中心市街地のパース・模型について
平成 29 年 1 月 30 日	第 25 回 小田原市中心市街地活性化協議会 ○小田原市中心市街地活性化基本計画の変更について

■小田原市中心市街地活性化協議会の委員構成

NO	構成員		区分	法令根拠
	団体名	団体役職名		
1◎	小田原箱根商工会議所	副会頭	経済活力の向上	法第15条第1項
2		中心市街地活性化特別委員会委員長		
3○	(一財)小田原市事業協会	代表理事	都市機能の増進	法第15条第1項
4	小田原市	副市長	市町村	法第15条第4項
5	小田原市土木建設協同組合	理事長	市街地の整備改善	法第15条第4項
6○	小田原市商店街連合会	会長	商業者	法第15条第4項
7	小田原市大型店連絡協議会	会長		
8	小田原市自治会総連合	会長	市民	法第15条第4項
9	小田原市自治会総連合緑地区自治会連合会	代表		
10	市民代表		消費者	法第15条第4項
11	東日本旅客鉄道(株)	小田原駅長	交通事業者	法第15条第8項
12	箱根登山鉄道(株)	代表取締役社長	交通事業者	法第15条第8項
13	(社)神奈川県タクシィ協会小田原支部	副支部長		
14	小田原市老人クラブ連合会	会長	都市福利施設整備事業者	法第15条第4項
15	小田原市保育会	会長		
16	(社福)小田原市社会福祉協議会	会長	医療福祉	法第15条第8項
17◆	さがみ信用金庫	専務理事	地域経済	法第15条第8項
18	(同)まち元気小田原	代表社員	地域経済	法第15条第1項

◎…会長、○…副会長、◆…監事

※平成28年3月現在

■小田原市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 小田原箱根商工会議所及び一般財団法人小田原市事業協会は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「小田原市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(事務所)

第3条 協議会は、事務所を神奈川県小田原市城内1丁目21番 小田原箱根商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行なうことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）
- (2) 法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項（公告）

第5条 協議会の公告は、小田原市の広報並びに小田原箱根商工会議所会報及びホームページに掲載することにより行う。但し、必要があると認めるときには、新聞掲載等により行なう。

（活動）

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（協議会の構成員）

第7条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 小田原箱根商工会議所
- (2) 一般財団法人小田原市事業協会
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 全各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第3号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつたものは、第1項第3号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（委員）

第8条 委員は、第7条各号に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員）

第9条 協議会に、会長、副会長、監事を置き、次の者をもって充てる。

2 会長は、小田原箱根商工会議所担当副会頭をもって充て、会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は、小田原市中心市街地整備推進機構代表、小田原市商店街連合会代表が担う。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は委員の中から会長が1名指名し、会計を監査する。

6 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が召集する。

2 会議は、委員の委任状を含め半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の構成員は、会議において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第12条 協議会は、その目的の実現のために協議・検討が必要な事項ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザーの設置)

第13条 協議会は、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担う、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、小田原箱根商工会議所に事務局を置く。

(経費の負担)

第15条 協議会に要する経費は、補助金及び助成金、負担金により負担するものとする。

(会計年度)

第16条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、小田原箱根商工会議所がこれを決算する。

(規約の改正)

第18条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することができるものとする。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成20年4月24日から施行する。

2 この規約は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

3 この規約は、一部改正し、平成24年12月11日から施行する。

■本基本計画（案）に対する小田原市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成24年12月11日

小田原市長
加藤 憲一 様

小田原市中心市街地活性化協議会
会長 鈴木 悌介



小田原市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

小田原市中心市街地活性化協議会は、小田原市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画」）について、平成24年1月21日に市から改めて説明を受けた上で、各委員の所属団体においても協議し、その意見を集約いたしました。その結果、当基本計画は概ね妥当であると判断致します。ただし、個別事業案については、賛否も含め様々な意見があったことを申し添えます。

なお、中心市街地活性化の確実な推進（あるいは実現）のため、基本計画の事業実施にあたりましての当協議会からの意見を下記に申し添えますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 基本計画に位置付けられた事業の進捗状況や計画に掲げる目標の達成状況について、関係者間での情報共有が必要である。基本計画認定後、協議会をはじめとする民間の各団体に具体的予算や計画、および進捗状況等を都度ご報告いただき、意見聴取に努めていただきたい。
2. 当基本計画は、5年間で実施できる事業が中心に掲載されているが、中心市街地の課題は常に変化しており、それらに対応すべく法律等も5年間の中では一律でないものと思われる。したがって、それらに対応するため、計画された事業については、1年ごとに見直し、反映できなかったものを含め協議会で聴取した意見の再検討、また、新規事業に取り組むなど柔軟な姿勢で対応いただきたい。
3. 小田原には多種多様な民間団体が存在し活発に活動している。これらの組織の連携は必要なことであり、商店街や大型店、鉄道事業者等の各団体が連携することで、新たな取り組みに結びついていく可能性もある。また、各団体が自らの役割を明確にすることで、不足している要素も明らかになる。中心市街地活性化の先進地である柏市の各団体によるリレーションマップの事例を参考に、当地域においても各団体の事業連携強化及び役割の明確化を目的として、同様の推進体制の整備について支援をしていただきたい。

4. 中心市街地の高齢化率（65歳以上人口構成比）は27%を超え、今後さらに高まることが予想される。このようなことからシニア層の利便性向上を図ることが必要であり、そのための仕掛けづくりが必要だと考える。今後において、例えば、中心市街地にクリニックモールなどの医療・介護施設の誘致を行い、商業以外の来街者をいかに中心市街地に呼び込むかという検討も必要である。都市廊の計画の中に組み入れることも含めて検討していきたい。
5. 計画に掲げる暮らしにぎわい再生事業（ハード事業）と、各商店街・団体等が個々に行っているソフト事業とをつなげて相乗効果を図っていく必要がある。
6. 基本計画に空き店舗対策が盛り込まれているが、例えば商店街の店舗の業種特性を調査・把握し、商店街として不足している必要な業種を集めるような仕組みづくりなど様々な方策を検討し空き店舗数減少を実現していただきたい。
7. 5年という基本計画の枠を超えた長期的な視点が必要である。今後、各事業を確実に実施していくことはもちろん、ネットワークを活用した中長期的視点で取り組んでいただきたい。

以上

（2）合同会社まち元気小田原の概要

中心市街地活性化協議会勉強会から中心市街地の活性化を推進する公益性と事業性を兼ね備えたまちづくり会社の必要性が提言されたが、商業者、市民の有志などにより「まちづくり会社設立準備会」が設置され、会社理念や事業計画案などの検討を経て、平成 23（2011）年 4 月に「合同会社まち元気小田原」が設立された。

合同会社まち元気小田原は、中心市街地活性化のエンジンとして、マルシェ開催などによる地産地消推進や宅配サービス事業などに取り組むとともに、平成 23（2011）年度に経済産業省の中心市街地活性化の取組みに対する診断・助言等支援事業の採択を受け、民間再開発事業の推進について検討を行うなど、中心市街地活性化に向けた取組みを進めている。



（同）まち元気小田原

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（1）中心市街地活性化フォーラムなどの開催

平成 21（2009）年度に小田原市中心市街地活性化協議会主催によるセミナーやフォーラムを開催し、中心市街地活性化の必要性や先進的な取組みなどについて、市民や経済団体等関係者に広く理解と周知を図った。

今後も、中心市街地活性化協議会を中心に、活性化事業の総合調整、活性化に寄与する調査研究、関係者相互の意見及び情報交換、勉強会・研修会開催などの取組みを進めていく。

■開催実績

開催日時	内 容	参加者
平成 21 年 4 月 27 日	賑わいある中心市街地に向けて ～中心市街地関連の各種制度や各地まちづくり会社等によるまちづくりの事例に学ぶ～ (中心市街地サポートマネージャー 西濱弘樹 氏)	50 名
平成 21 年 6 月 26 日	賑わいある中心市街地に向けて ～高松丸亀町商店街のまちづくり事例に学ぶ～ (高松丸亀町商店街振興組合 理事長 古川康造 氏)	78 名
平成 22 年 2 月 4 日	金沢中心市街地活性化に果たしたまちづくり会社の取組み (株) 金沢商業活性化センター 代表取締役 加納明彦 氏)	105 名

(2) 地域ニーズの把握

① 基本計画素案に対する市民意見

中心市街地活性化に対する市民の意見・意識などを把握するため、「小田原市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を平成 24（2012）年 7 月 9 日から 8 月 8 日まで実施した。その結果、6 人（団体含む）から 16 件のご意見をいただき、基本計画に反映、または参考とした。

② 商店街アンケート調査とヒアリングの実施

平成 23（2011）年 7 月に中心市街地を含めた市内 41 商店街に対し、商店街活性化支援策に係るアンケート調査を実施するとともに、平成 24（2012）年 7 月から 9 月にかけて商店街ヒアリングを行い、商店街の状況や活性化事業の実施、中心市街地活性化に対するニーズの把握を行った。

今後も、このようなアンケート調査やヒアリングを継続的に行うことにより、地域ニーズの把握に努めていく。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 第5次小田原市総合計画『おだわらTRYプラン』における考え方

『おだわらTRYプラン』（平成23年3月）では、基本構想（平成23（2011）～34（2022）年度）において、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を将来都市像とし、まちづくりの目標の一つに「豊かな生活基盤のある小田原」を掲げ、「交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指す」と位置付けている。

その基本計画（平成23（2011）～28（2016）年度）においては、将来都市像の実現にあたり、基本計画に掲げる施策のうち貢献度や波及効果が大きく期待できる施策群を先導的施策としているが、「都市の顔をつくる」をその一つに位置付けている。そこでは、「中心市街地における都市機能の適正配置を進めるとともに、民間活力が発揮された取組みを促すことで、交流と回遊が活発に行われるにぎわいのある中心市街地をつくる」としている。

総合計画である『おだわらTRYプラン』に基づき、中心市街地において、歴史、文化、産業などの地域資源を活かして、にぎわいを創出し商業の活性化につなげていくとともに、広域交流拠点として多様な都市機能の集積を図っていく。

(2) 小田原市都市計画マスタープランにおける考え方

『小田原市都市計画マスタープラン』（平成23年3月）では、都市の目標像を「小田原らしさ（自然・歴史・交通の利便性）を生かし、多様な交流によりにぎわいを生む持続可能なまち」とし、都市機能の集積や都市の魅力づくりの展開地として、小田原駅周辺を広域交流拠点に位置付けている。

○小田原駅周辺地区：再開発の促進などによる商業業務機能等の集積を図るとともに、質の高い駅前市街地空間の整備推進を図る。

○小田原城：『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』（平成5年3月）に基づき、御用米曲輪などの整備を進め保存と活用を図りながら歴史的観光価値の拡大を図るとともに、八幡山古郭・総構は保存管理計画に基づき整備・活用を進める。

○旧東海道沿線：『小田原市歴史的風致維持向上計画』（平成23年5月）により魅力的なまちづくりを推進するとともに、地域資源を活用した賑わいの創出と回遊性の向上により、市民と来訪者の交流が盛んに行われる活力ある市街地の形成を図る。

[2] 都市計画手法の活用

『小田原市都市計画マスタープラン』（平成23年3月）では、小田原駅周辺を中心商業・業務地、鴨宮駅周辺を副次中心商業地として位置付けている。

社会経済情勢の大きな変化などにより、その他の地域における大規模集客施設の立地が進んでいるが、これまで検討を進めてきた都市計画法に定める特別用途地区の指定に限らず、広域的見地による大規模集客施設立地のあり方や、事業者等の地域貢献に関する条例制定などについて検討するとともに、大規模集客施設の立地につながる企業流出防止の観点から工場立地法による特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和措置について検討を行う。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における都市福利施設の立地状況

分類	主な施設		
公共機関	小田原駅	小田原市アークロード市民窓口	小田原市中央連絡所
	小田原市社会福祉センター	小田原公証役場	小田原公共職業安定所
	小田原警察署交番（小田原駅東口、西口、三の丸）	鉄道警察隊小田原分駐所	小田原市消防署南分署
	法務省横浜地方検察庁小田原支部	横浜地方裁判所小田原支部	小田原簡易裁判所
	横浜家庭裁判所小田原支部	小田原郵便局	日本政策金融公庫小田原支店
教育 子育て支援 機関	小田原市立城山乳児園	みどりの家愛児園	みゆき愛児園
	城山幼稚園	御濠端幼稚園	花園幼稚園
	おだぴよ子育て支援センター	小田原市立三の丸小学校	新名学園旭丘高等学校
	国際医療福祉大学		
文化 スポーツ 施設	小田原城址公園	小田原市立図書館	小田原市郷土文化館
	小田原市民会館	小田原文学館・白秋童謡館	おだわら女性プラザ
	おだわら市民活動サポートセンター	おだわら国際交流ラウンジ	小田原スポーツ会館
	小田原市城内弓道場	小田原市御幸の浜プール	
医療機関	医療法人同愛会小澤病院	医療法人小林病院	医療法人社団温知会間中病院

(2) 大規模小売店舗などの立地状況など

① 中心市街地における大規模小売店舗の立地状況

店舗名称	所在地	店舗面積	開業年月
小田原ラスカ	栄町 1-1-19 ほか	7,669 m ²	平成 17 年 6 月
エポ（小田原市栄町二丁目Aブロック商業ビル）	栄町 2-9-39 ほか	10,206 m ²	平成 5 年 4 月
ドン・キホーテ	栄町 2-8-15	6,017 m ²	平成 21 年 12 月
ナック小田原（新第一ビル・相産ビル）	栄町 1-14-48	6,315 m ²	昭和 47 年 11 月
アプリ（小田原ショッピングデパート）	栄町 2-9-33	11,691 m ²	昭和 47 年 11 月
箱根登山ベルジュ	栄町 2-1-2	2,216 m ²	昭和 34 年 10 月
オービックビル	栄町 2-9-46	1,298 m ²	昭和 55 年 8 月
茶半家具センター	栄町 2-12-35	1,028 m ²	昭和 44 年 9 月

② 小田原駅周辺の一次商圈である2市9町における、大規模小売店舗立地法に基づく届出店舗（売り場面積1,000㎡以上）

市町名	届出店舗数	店舗面積合計
小田原市	32	199,172 ㎡
うち中心市街地	8	46,440 ㎡
南足柄市	5	17,247 ㎡
二宮町	4	12,124 ㎡
中井町	0	0 ㎡
大井町	6	13,817 ㎡
松田町	0	0 ㎡
山北町	0	0 ㎡
開成町	4	9,520 ㎡
箱根町	0	0 ㎡
真鶴町	0	0 ㎡
湯河原町	5	13,801 ㎡
合計	56	265,681 ㎡

小田原市全体に占める中心市街地の割合	25.0%	23.3%
2市9町に占める小田原市全体の割合	57.1%	75.0%
2市9町に占める小田原市中心市街地の割合	14.3%	17.5%

※いずれも平成24年3月31日現在（資料：神奈川県商業流通課『大規模小売店舗一覧』）

(3) 既存ストックの有効活用

中心市街地では空き店舗が増加傾向にあるが、こうした空き店舗などを活用し、観光案内やお休み処、イベントスペースとして活用している「小田原宿なりわい交流館」「おだわら女性プラザ」「おだわら街なか起業家支援センター」「おだびよ子育て支援センター」などの施設を市が設置しているほか、商店会が運営を支援している高校生チャレンジショップや、まちづくり会社の小田原マルシェ常設店「マルげん商店」をはじめとした既存ストックの活用が行われている。

また、明治から昭和にかけての政財界人の別邸・別荘が存在しているが、清閑亭、小田原文学館など、市民や観光客に親しまれる施設として有効活用している。

さらに、平成19（2007）年6月末で営業を終了した小田原地下街を本市の魅力情報を発信し、中心市街地の回遊促進及び地域経済振興の拠点として再生させるとともに、空き店舗活用方策の検討などの既存ストックの有効活用方策を進めていく。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、「訪れたくなる・歩きたくなるまちづくり」「住みたくなる・暮らしやすいまちづくり」「持続可能な地域経済の再構築」の3つの基本方針のうち、「持続可能な地域経済の再構築」につながる「訪れたくなる・歩きたくなるまちづくり」と「住みたくなる・暮らしやすいまちづくり」について、主に以下に示す事業を行う。（再掲含む）

■訪れたいくなる・歩きたいくなるまちづくり

- ・芸術文化創造センター整備事業
- ・お城通り地区再開発事業
- ・小田原地下街再生事業
- ・歴史的風致形成建造物等整備事業
- ・清閑亭保存整備活用事業（清閑亭整備、周辺散策路整備）
- ・小田原文学館整備事業（施設等整備改修、庭園整備）
- ・史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業
- ・史跡小田原城跡八幡山古郭・総構整備事業
- ・都市廊（もてなしの道路空間づくり事業、魅力ある商店街づくり事業）
- ・銀座・竹の花周辺地区におけるまちなみ環境の向上
- ・お城通り緑化歩道整備事業
- ・中心市街地における優良建築物等の整備事業
- ・街かど博物館整備事業
- ・小田原マルシェ、小田原マルシェ常設店「マルげん商店」
- ・小田原まちなか市場

■住みたいくなる・暮らしやすいまちづくり

- ・中心市街地における優良建築物等の整備事業
- ・都市廊（住みよい居住空間づくり事業）
- ・お城通り地区再開発事業
- ・小田原地下街再生事業
- ・空き店舗活用事業
- ・計画的な維持管理による安全・安心な道路環境の確保
- ・おだびよ子育て支援センター運営事業
- ・津波避難施設指定事業
- ・地域防災事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本基本計画に掲げる事業については、実践的、先導的な活動を中心に活性化に資する事業を位置付けているが、お城通り地区再開発事業、芸術文化創造センター整備事業については、平成11(1999)年に策定した旧基本計画から位置付けている事業であり、小田原地下街については、平成19(2007)年6月に営業を終了して以来、5年以上経過している。

この3事業(お城通り地区再開発事業、芸術文化創造センター整備事業、小田原地下街再生事業)については、平成20(2008)年度に、有識者、団体代表、公募市民の18名で構成された「小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会」による検討が行われたほか、平成23(2011)年度からスタートした総合計画『おだわらTRYプラン』(平成23年3月)の基本計画における先導的施策として位置付けるとともに、平成23(2011)年度から国土交通省の「暮らし・にぎわい再生事業計画」を活用し、それぞれ事業を推進している。

また、平成23(2011)年6月には、『小田原市歴史的風致維持向上計画』(平成23年5月)が国の認定を受けたが、中心市街地では、小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致、宿場町小田原の水産加工業にみる歴史的風致、城下の伝統工芸にみる歴史的風致が位置付けられており、中心市街地の活性化を推進していくうえでは、このような城下町・宿場町として培われてきた本市の地域資源を活かしていくことに留意していく必要がある。

[2] 都市計画等との調和

『小田原市都市計画マスタープラン』(平成23年3月)では、中心市街地を「県西地域の広域交流拠点として様々な機能を集約することで、利便性が高く、歴史・文化を楽しめるまち」として位置付け、次のとおり方針を定めている。

<拠点別の方針>

○小田原駅周辺：

再開発の促進などによる商業・業務機能等の集積を図るとともに、質の高い駅前市街地空間の整備推進を図る。

○小田原城本丸・二の丸(城址公園)：

『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』(平成5年3月)に基づき、御用米曲輪などの整備を進め、保存と活用を図りながら市民生活の中に役立てるとともに、歴史的観光価値の拡大を図る。

○小田原城八幡山古郭・総構：

『史跡小田原城郭八幡山古郭・総構保存管理計画』(平成22年3月)に基づき整備・活用を進める。

○三の丸地区：

芸術文化創造の拠点として、芸術文化創造センターを整備するとしている。

○旧東海道沿線：

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく『小田原市歴史的風致維持向上計画』(平成23年5月)により魅力的なまちづくりを推進するとともに、地域資源を活用したにぎわいの創出と回遊性の向上により、市民と来訪者の交流が盛んに行われる活力ある市街地の形成を図る。

<土地利用の方針>

○県西地域の広域交流拠点である小田原駅周辺：

「中心商業・業務地」と位置付け、県西地域の中心、また県際の交流拠点にふさわしい商業・業務の集積地として、高度利用の促進と駅周辺市街地空間の再整備により、快適な市街地形成の再編を図る。

○小田原城周辺及び旧東海道に連なる地区

中心市街地活性化基本計画や歴史的風致維持向上計画により、歴史や文化などの地域資源を活用した市街地を整備・誘導し、「小田原らしさ」の演出と回遊性の向上によるアーバンツーリズム（都市型観光）の促進によって、市民や来訪者に魅力ある都市の形成と交流による活性化を図る。

これらのことを踏まえ、本基本計画の内容と土地利用をはじめとした都市計画などは調和しているといえる。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心市街地において、歴史や文化などの地域資源や生活利便性を活かしながら、住民や観光客などが豊かな時間を味わうことができるにぎわいのある中心市街地を目指すこととしている。 ※「1 [3] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」参照
	認定の手続	本基本計画の内容は、小田原市中心市街地活性化協議会との協議や公募による市民意見（パブリックコメント）の反映などを行っている。 ※「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	交通機能や商業・都市機能の集積などを視点として、小田原駅から海岸線までを中心とした約170haを中心市街地として位置付けている。 ※「2. 中心市街地の位置及び区域」参照
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制と小田原市中心市街地活性化協議会を中心に、各事業との連携・調整を図りながら、総合的かつ一体的に推進し、取り組んでいる。 ※「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市機能の集積や都市の魅力づくりの展開地として、歴史、文化、産業などの地域資源を活かして、にぎわいを創出し商業の活性化につなげていく、広域交流拠点に位置付けている。 ※「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	第5次小田原市総合計画『おだわらTRYプラン』や『小田原市都市計画マスタープラン』などと整合を図るとともに、先導的、中心的な事業である「お城通り地区再開発事業」「芸術文化創造センター整備事業」「小田原地下街再生事業」については、その効果が派生して裾野を広げるよう、実践的に推進している。 ※「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」参照

基準	項目	説明
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	基本方針に掲げる「訪れたい・歩きたいまちづくり」「住みたい・暮らしやすいまちづくり」「持続可能な地域経済の再構築」の推進に必要な事業を、4から8において記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	位置付けている各事業の実施が、基本方針に基づく数値目標の達成に寄与することを、合理的に説明している。 ※「3. 中心市街地活性化の目標」参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8に記載している各事業について、事業主体は概ね特定されており、特定されていない事業についても、これまでの検討の経緯などから事業主体が特定される見込みは高いといえる。
	事業の実施スケジュールが明確であること	すべての事業について、計画期間である平成29年度末までに完了、または着手できる見込みがある。